様式第４の２（第８条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）

□変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）

□追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック：複数選択可）

□　認定計画情報

□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注６）		□有 □無			□地方税法第七十二条の四に規定する法人
法人番号（注７）（注８）		□有 □無			
法人の代表者氏名（注８）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
法人の役員氏名（注８）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
密接関係者（注９）		□有 □無			
事業者の住所（注８）	（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）		
発電設備の区分（注１０）		□有 □無			
発電設備の出力（ｋＷ）（注１１）		□有 □無		□電力会社都合 □上記以外	
最大受電電力（ｋＷ）（注１２）	□　発電側託送供給料金の支払者	□有 □無	□　発電側託送供給料金の支払者		
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有（　　ｋＷ） （自立運転機能　　ｋＷ） □　無	□有 □無	□　有（　　ｋＷ） （自立運転機能　　ｋＷ） □　無		
給電用コンセントの有無	□有　　□　無	□有 □無	□有　　□　無		
発電設備の名称（注８）		□有 □無			

| | | |

	自家消費等の用途			自家消費等の用途			
	前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合)	ｋＷｈ/年		前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合)	ｋＷｈ/年		
	自家消費等の比率	％		自家消費等の比率	％		
解体等に要する費用（注２５）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		□有 □無	□外部積立て □内部積立て（なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり）			□「内部積立てに係る事項」添付あり
需給管理の方法			□有 □無				
電気の取引方法			□有 □無				
セキュリティ管理責任者	法人名（法人の場合）		□有 □無	法人名（法人の場合）			
	責任者名			責任者名			
	所属・役職（法人の場合）			所属・役職（法人の場合）			
	電話番号			電話番号			
	法人番号（法人の場合）			法人番号（法人の場合）			

遵守事項（注２６）		
	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２７）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

添付書類（注２８）	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２９）	□有 □無			
	②印鑑証明書（注２９）	□有 □無			
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２９）	□有 □無			
	④土地の取得を証する書類等（注３０）	□有 □無			
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３１）	□有 □無			
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）（注３３）	□有 □無			
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）	□有 □無			

⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注34）	□有 □無			
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注35）	□有 □無			
⑩発電設備の内容を証する書類（注36）	□有 □無			
⑪構造図（注37）	□有 □無			
⑫配線図（注38）	□有 □無			
⑬接続の同意を証する書類の写し（注39）	□有 □無			
⑭最大受電電力を証する書類（注40）	□有 □無			
⑮事業実施体制図（注41）	□有 □無			
⑯関係法令手続状況報告書（注42）	□有 □無			
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注42）	□有 □無			
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注42）	□有 □無			
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注42）	□有 □無			

⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注42）	□有 □無			
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注42）	□有 □無			
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注43）	□有 □無			
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注43）	□有 □無			
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注443）	□有 □無			
㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注443）	□有 □無			
㉖説明会における配布資料（注443）	□有 □無			

㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４３）（注４４）	□有 □無			
㉘説明会の議事録（注４３）	□有 □無			
㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４３）（注４４）	□有 □無			
㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４３）（注４４）	□有 □無			
㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）	□有 □無			
㉜補助金を返還したことを証する書類（注２３）	□有 □無			
㉝受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
㉞発電量調整供給契約申込書の写し	□有 □無			
㉟市場取引等により供給する方法を証する書類	□有 □無			
㊱自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電設備のみ）	□有 □無			
㊲その他１	□有 □無			
㊳その他２	□有 □無			
㊴その他３（注４５）	□有 □無			

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分（注４６）	変更前			変更の有無（注５０）	変更後			備考
	燃料名（注４７）	バイオマス比率（%）（注４８）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注４９）		燃料名（注４７）	バイオマス比率（%）（注４８）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注４９）	
A				□有 □無				
	計							
B				□有 □無				
	計				計			
C				□有 □無				
	計				計			
D				□有 □無				
	計				計			
E				□有 □無				
	計				計			
G				□有 □無				
	計				計			
バイオマス合計				バイオマス合計				

調達上限比率（注５１）				調達上限比率（注５１）				
F				□有 □無				
	非バイオマス計				非バイオマス計			
ライフサイクルＧＨＧ算定値（注５２）	（燃料名　：　　）　g-CO2eq/MJ電力				（燃料名　：　　）　g-CO2eq/MJ電力			
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注５３）	（　燃料名　：　　）　km				（　燃料名　：　　）　km			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更後の記載欄に記載すること。
（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注７）　国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注８）　本様式による事業者名又は密接関係者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。
（注９）　事業実施体制図の記載事項に含めて記載して提出すること。
（注１０）発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
Ａ	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
６，８	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
Ｄ	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
Ｕ	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
２	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
Ｋ	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
Ｌ	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
Ｅ	水力発電設備	200kW未満
Ｖ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
Ｉ	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
Ｘ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
Ｊ	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Ｙ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
Ｍ	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
１	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
Ｎ	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
３	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
４	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
５	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Ｑ	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
Ｒ	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

（注１１）　発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
（注１２）　発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
（注１３）　地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５又は様式第５の２により届け出ること。
（注１４）　第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合をいう。
（注１５）　屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
（注１６）　太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場

合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１７）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。
（注１８）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。
（注１９）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。
（注２０）同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注２１）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
（注２２）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。
（注２３）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
（注２４）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給（電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。）を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
（注２５）外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。
（注２６）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２７）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注２８）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
（注２９）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注３０）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注３１）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注３２）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３３）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３４）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３５）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３６）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名及び型式番号が分かる書類を添付すること。
（注３７）PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。
（注３８）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、蓄電池から放電された電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できるように電力量計が設置されていることが分かるものを提出すること。
（注３９）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注４０）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注４１）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４２）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４３）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４４）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４５）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注４６）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物・その他のバイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注４７）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注４８）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注４９）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５０）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。
（注５１）先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、変更する予定の調達上限比率を記載すること。
（注５２）燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５３）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第５の２（第９条関係）

交付期間又は調達期間が終了した再生可能エネルギー発電事業計画事前変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第２項の規定に基づき、以下の事項について変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	

変更概要（該当項目をチェック：複数選択可）

□　認定計画情報

□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注３）　＿＿＿

認定計画情報（注４）

変更項目		変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注５）			□有 □無			□地方税法第七十二条の四に規定する法人
密接関係者（注６）			□有 □無			
事業者の住所（注７）		（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）		
発電設備の出力（ｋＷ）（注８）			□有 □無			
発電設備の設置場所（注９）		（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）		□別紙あり
事業区域の面積（㎡）			□有 □無			
太陽光発電設備の設置形態（注１０）		□屋根設置 □地上設置	□有 □無	□屋根設置 □地上設置		
太陽電池に係る事項（注１１）	製造事業者名		□有 □無			
	種類		□有 □無			
	変換効率	 □真性変換効率 □実効変換効率	□有 □無			□除外事項該当性
	型式番号		□有 □無			□別紙あり
	枚数（枚）		□有 □無			

	合計出力（kW）		□有 □無			
風車に係る事項（注12）	製造業者名		□有 □無			
	型式番号		□有 □無			□別紙あり
配線方法（注13）			□有 □無			
ライフサイクルCO2算定値			□有 □無			
自家発電等の有無	□有	備等の自家発電種類 □蓄電池	□有 □無	□有	備等の自家発電種類 □蓄電池	
		□その他（　　）			□その他（　　）	
	□無			□無		
電気事業者への電力の供給計測方法			□有 □無			
接続契約締結先			□有 □無			
設備廃止予定日			□有 □無			
廃棄費用等（注14）	総額（円［税抜き］）		□有 □無			
	算定方法		□有 □無			
	積立開始時期		□有 □無			
	積立終了時期		□有 □無	年　月		
	毎月積立金額（円［税抜き］）		□有 □無	年　月		
その他（注15）（注16）			□有 □無			

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分（注17）	変更前			変更の有無（注21）	変更後			備考
	燃料名（注18）	バイオマス比率（%）（注19）	バイオマス比率考慮後出力（kW）（注20）		燃料名（注18）	バイオマス比率（%）（注19）	バイオマス比率考慮後出力（kW）（注20）	
A				□有 □無				
	計							
B				□有 □無				
	計				計			
C				□有 □無				
	計				計			
D				□有 □無				
	計				計			
E				□有 □無				
	計				計			
G				□有 □無				
	計				計			
	バイオマス合計				バイオマス合計			
F				□有 □無				
	非バイオマス計				非バイオマス計			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注４）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
（注５）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、変更後の事業者が届出を行うこと。
（注６）　事業実施体制図の記載事項に含めて、「その他」欄に添付すること。
（注７）　本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により届け出ること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。
（注８）　発電設備の出力は、当該届出に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。
（注９）　変更後の全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
（注１０）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
（注１１）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
　太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
　　Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
　　Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
　　Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
　　Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
　変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
　太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１２）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。
（注１３）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
　太陽光発電設備の場合
　　Ｚ：全量配線
　　Ｙ：余剰配線
　太陽光発電設備以外の場合
　　Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
　　Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
　　Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数引込の配線とする。
（注１４）事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
（注１５）太陽光発電設備の出力を１０ｋＷ以上から１０ｋＷ未満に変更するため、申請書を提出する場合、「太陽光発電設備の出力減少に伴う廃棄の実施状況等報告書」を添付すること。
（注１６）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注１７）燃料区分名は次の記号のとおり。
　Ａ：メタン発酵ガス
　Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
　Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
　Ｄ：建設資材廃棄物
　Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
　Ｆ：その他（助燃剤等）
　Ｇ：バイオマス液体燃料
（注１８）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注１９）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注２０）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注２１）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第６（第１０条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第３項の規定に基づき、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目		変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備　考
事業者名（注６）			□有 □無			
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注７）（注８）			□有 □無			
法人名の代表者（注８）	役職		□有 □無			
	氏名					
法人の役員氏名（注８）	役職		□有 □無			
	氏名					
	役職		□有 □無			
	氏名					
	役職		□有 □無			
	氏名					
事業者の住所（注８）		（〒　　－　　）	□有 □無	（〒　　－　　）		
保守点検責任者（注９）		法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　－ 法人番号（法人の場合）：	□有 □無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　－ 法人番号（法人の場合）：		

添付書類	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①印鑑証明書（注１０）	□有 □無			
	②事業実施体制図	□有 □無			
	③受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
	④その他（注１１）	□有 □無			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又

は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
（注６）　事業者名について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載し、変更後の事業者が届け出ること（事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は事業者たる地位を承継した事実を証明する書類（契約書の写し、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。また、密接関係者を変更する場合は、変更前に様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式第５の２により申請すること。
（注７）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。
（注８）　様式第３、様式第３の２、様式第４、様式第４の２又は様式第５の２による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、様式第３、様式第３の２、様式第４、様式第４の２又は様式第５の２により申請すること。また、密接関係者を変更する場合は、様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式第４の２により申請すること。それ以外の場合は、本様式により届け出ること。
（注９）　同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合のみ記載すること。保守点検責任者の実質的な変更の場合は、変更前に様式第３、様式第３の２、様式第４又は様式５の２により申請すること。
（注１０）公的機関の発行する書類については、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注１１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。
認定発電設備に係る交付期間又は調達期間が終了したものである場合にあっては、添付書類は不要とする。

様式第７（第１１条関係）

再生可能エネルギー発電事業廃止届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

届出者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）
電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第１１条の規定により認定された再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したので、次のとおり届け出ます。

廃止対象事業計画

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注２）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

担当経済産業局（注３）　＿＿＿＿

廃止事業情報			備　考
設備撤去日（注４）	年　月　日		
設備廃棄日（注５）	年　月　日		
廃止理由			□別紙あり
交付期間又は調達期間終了後の設備の用途	□売電継続	売電先　： 売電開始　：　年　月　日 売電終了　：　年　月　日 発電設備の出力：　kW 売電単価　：　円/kW	
	□自家消費		
	□なし（交付期間又は調達期間終了後廃棄）		
太陽光発電設備の場合の諸費用の報告	①仮設工事費	（　）万円（税抜き）	
	②解体・撤去・処分費（注６）	（　）万円（税抜き）	
	・太陽電池モジュール（注７） □リユース（　） □リサイクル（　） □産廃処理 ・架台 ・基礎　□ｺﾝｸﾘｰﾄ置　□ｽｸﾘｭｰ杭 □その他（　） ・その他設備（ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ、ﾓﾆﾀｰ等）	（　）万円（税抜き） （　）万円（税抜き） （　）万円（税抜き） （　）万円（税抜き） （　）万円（税抜き） （　）万円（税抜き）	
	③整地工事費	（　）万円（税抜き）	
	④その他諸経費（一般管理費等）	（　）万円（税抜き）	
	合計（①＋②＋③＋④）	（　）万円（税抜き）	
事業廃止後の土地の用途（注８）	□新たな再生可能エネルギー事業の実施 □原状回復（原状における用途：　） □更地化 □その他　（　）		
市場取引等により供給する事業への移行	□　有	移行後設備ＩＤ	
	□　無		

添付書類（注９）	書類の種類	書　類　名	備　考
	①印鑑証明書（注１０）		
	②産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（注１１）		
	③設備を売却したことを証する書類（注１２）		
	④罹災証明書（注１３）		
	⑤写真（設備の取り外し前・中・後）（注１４）		
	⑥その他（注１５）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注３）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注４）　発電設備の撤去が完了した日を記載すること。
（注５）　発電設備の最終処分予定日又は設備の引渡し予定日を記載すること。
（注６）　「太陽電池モジュール（リユース、リサイクル、産廃処理の処分方法の分類ごと）」「架台」「基礎」「その他設備」の分類ごとに、解体、撤去・運搬、最終処分等までに要した費用の総額を記載すること。
（注７）　リユース又はリサイクルを行った場合はその部品・素材等を記載すること。有価売却の場合は、当該売却によって得た収益を差し引いた金額（マイナスになる場合はマイナス）を記載すること。
（注８）　発電設備が太陽光発電設備（屋根設置）の場合を除き記載すること。
（注９）　廃止の理由や方法に応じて、必要な書類を添付すること。
（注１０）本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注１１）発電設備を廃棄する場合に添付すること。収集・運搬業者による署名または押印がなされたマニフェストの写し、又は収集・運搬業者若しくは処分業者に引渡しを行ったことを登録したマニフェストの写しであることが必要。
（注１２）発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
（注１３）発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
（注１４）発電設備を設置済みの場合に添付すること。
（注１５）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第７の２の２（第１３条の３の９関係）

交付金相当額積立金取戻申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

設備ＩＤ（識別番号）

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１５条の９の規定により、以下のとおり交付金相当額積立金の取戻しを申請します。

記

申請情報			備　考
申請主体の性質	□認定事業者 □認定事業者であった者（以下「旧認定事業者」という。）		
取戻事由（注２）	□法第１０条の３に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとった □認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した □法第１５条の１１第１項の規定による返還命令を受けた □その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた		
振込先口座	金融機関名		□別紙あり
	本・支店名		
	口座種類		
	口座番号		
	口座名義		

添付書類（注３）	書類の種類	書　類　名	備　考
	①印鑑証明書（注４）		
	②旧認定事業者であることを証する書面（注５）		
	③法第１０条の３に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとったことを証する書面（注６）		
	④認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止したことを証する書面（注７）		
	⑤その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であることを証する書面（注８）		
	⑥その他（注９）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
（注２）　該当する取戻事由を選択すること。
（注３）　選択した取戻事由に応じて、必要な書類を添付すること。
（注４）　本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注５）　旧認定事業者が申請する場合に添付すること。
（注６）　取戻事由について、「法第１０条の３に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとった」を選択した場合には、当該事由を証する書面を添付すること。
（注７）　取戻事由について、「認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した」を選択した場合には、当該事由を証する書面を添付すること。
（注８）　取戻事由について、「その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた」を選択した場合には、積立命令において示された取戻しの条件が満たされたことを証する書面その他の当該事由を証する書面を添付すること。
（注９）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（適用範囲） **第一条**　この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）に基づいて、高圧ガスを充填するための容器であつて地盤面に対して移動することができるもの（国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。以下単に「容器」という。）に関する保安について規定する。 （用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十　（略） 十一　一般複合容器　繊維強化プラスチック複合容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外のもの 十一の二～十三　（略） 十三の二　低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器　圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に固定するもの 十三の三　（略） 十三の四　低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に固定するもの 十三の五　（略） 十三の六　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器　繊維強化プラスチック複合容器であつて、鉄道車両の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器（容器保護等装置を有するものにあつては、当該容器保護等装置を含む。） 十四・十五　（略） 十六　荷室用容器　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて、荷室（石はね、雨水その他腐食環境にさらされるおそれのないように構造的に措置されている場所に限る。）のみに固定するもの	（適用範囲） **第一条**　この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）に基づいて、高圧ガスを充填するための容器であつて地盤面に対して移動することができるもの（国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。以下単に「容器」という。）に関する保安について規定する。 （用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十　（略） 十一　一般複合容器　繊維強化プラスチック複合容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外のもの 十一の二～十三　（略） 十三の二　低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器　圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの 十三の三　（略） 十三の四　低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの 十三の五　（略） （新設） 十四・十五　（略） 十六　荷室用容器　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて、荷室（石はね、雨水その他腐食環境にさらされるおそれのないように構造的に措置されている場所に限る。）のみに装置されるもの

十七　高圧ガス運送自動車用容器　高圧ガスを運送するための容器であつて、タンク自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の三第一項第二十三号に規定するものをいう。）又は被けん引自動車（道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第二号に規定するものをいう。）に固定するもの

十七の二～二十四　（略）

二十五　最高充塡圧力　次の表の上欄に掲げる容器の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）

容器の区分	圧力
圧縮ガスを充塡する容器（ＳＧ容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）	（略）
（略）	（略）
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器	（略）
（略）	（略）

二十五の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に係る公称使用圧力　温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充塡して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値

二十六～二十八　（略）

二十八の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力　最高充塡圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の三・二十八の四　（略）

二十八の五　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に係る試験のサイクルの回数　一万千回

二十九～三十四　（略）

（刻印等の方式）

第八条　法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一　（略）

二　容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつては、容器製造業者及び検査を受けた者）の名称又はその符号（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、名称に限る。）

三　充塡すべき高圧ガスの種類（ＰＧ容器にあつてはＰＧ、ＳＧ容器にあつてはＳＧ、ＦＣ一類容器にあつてはＦＣ１、ＦＣ二類容器にあつてはＦＣ２、ＦＣ三類容器にあつてはＦＣ３、ＦＣ四類容器にあつてはＦＣ４、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはＣＮＧ、圧

十七　高圧ガス運送自動車用容器　高圧ガスを運送するための容器であつて、タンク自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の三第一項第二十三号に規定するものをいう。）又は被けん引自動車（道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第二号に規定するものをいう。）に固定されたもの

十七の二～二十四　（略）

二十五　最高充塡圧力　次の表の上欄に掲げる容器の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）

容器の区分	圧力
圧縮ガスを充塡する容器（ＳＧ容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を除く。）	（略）
（略）	（略）
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器	（略）
（略）	（略）

二十五の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る公称使用圧力　温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充塡して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値

二十六～二十八　（略）

二十八の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力　最高充塡圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の三・二十八の四　（略）

（新設）

二十九～三十四　（略）

（刻印等の方式）

第八条　法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一　（略）

二　容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつては、容器製造業者及び検査を受けた者）の名称又はその符号（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、名称に限る。）

三　充塡すべき高圧ガスの種類（ＰＧ容器にあつてはＰＧ、ＳＧ容器にあつてはＳＧ、ＦＣ一類容器にあつてはＦＣ１、ＦＣ二類容器にあつてはＦＣ２、ＦＣ三類容器にあつてはＦＣ３、ＦＣ四類容器にあつてはＦＣ４、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはＣＮＧ、圧

縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつてはＣＨＧ、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはＬＮＧ、その他の容器にあつては高圧ガスの名称、略称又は分子式）

三の二～四の二の五　（略）

四の二の六　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器である旨の表示（記号　ＲＷ）

四の三～六　（略）

七　液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に固定された状態で液化石油ガスを充塡するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く容器にあつては、附属品（取りはずしのできるものに限る。）を含まない容器の質量（記号　Ｗ、単位　キログラム）

八・九　（略）

十　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に応じて、それぞれ次に定める充塡可能期限年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、充塡可能期限年月）

イ～ホ　（略）

ヘ　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器　容器検査に合格した月の前月から起算して二十年を経過した月又は二十年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた月

十一　超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、耐圧試験における圧力（記号　ＴＰ、単位　メガパスカル）及びＭ

十二　（略）

十二の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、公称使用圧力（記号　ＮＷＰ、単位　メガパスカル）及びＭ

十二の三　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、試験のサイクルの回数

十三　高強度鋼又はアルミニウム合金で製造された容器（繊維強化プラスチック複合容器におけるライナーを含み、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）にあつては、次に掲げる材料の区分

イ・ロ　（略）

十四・十五　（略）

縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつてはＣＨＧ、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはＬＮＧ、その他の容器にあつては高圧ガスの名称、略称又は分子式）

三の二～四の二の五　（略）

（新設）

四の三～六　（略）

七　液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充塡するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く容器にあつては、附属品（取りはずしのできるものに限る。）を含まない容器の質量（記号　Ｗ、単位　キログラム）

八・九　（略）

十　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に応じて、それぞれ次に定める充塡可能期限年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、充塡可能期限年月）

イ～ホ　（略）

（新設）

十一　超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、耐圧試験における圧力（記号　ＴＰ、単位　メガパスカル）及びＭ

十二　（略）

十二の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、公称使用圧力（記号　ＮＷＰ、単位　メガパスカル）及びＭ

十二の三　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、試験のサイクルの回数

十三　高強度鋼又はアルミニウム合金で製造された容器（繊維強化プラスチック複合容器におけるライナーを含み、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）にあつては、次に掲げる材料の区分

イ・ロ　（略）

十四・十五　（略）

2　法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一　一般継目なし容器、溶接容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器（自動車に固定された状態で輸入されるものを除く。）であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下のもの

二～四の二　（略）

五　金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、プラスチックライナー製圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及びプラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

六　液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に固定された状態で液化石油ガスを充塡するものに限る。）、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に固定された状態で輸入されるもの

3　法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一～三の二　（略）

四　前項第五号に掲げる容器　票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ及びチに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、全ての事項）をアルミニウム箔に刻印したもの又は適当な材質の票紙に表示したものを容器の外面の見やすい箇所に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ～ニ　（略）

ホ　第一項第四号の二の二から第四号の二の六までに掲げる事項

ヘ　（略）

ト　第一項第五号及び第六号に掲げる事項

チ～ヌ　（略）

五　（略）

六　前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器　票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号イからヌまでに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式

七　（略）

4　（略）

2　法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一　一般継目なし容器、溶接容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で輸入されるものを除く。）であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下のもの

二～四の二　（略）

五　金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

六　液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充塡するものに限る。）、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で輸入されるもの

3　法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一～三の二　（略）

四　前項第五号に掲げる容器　票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ及びチに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、全ての事項）をアルミニウム箔に刻印したもの又は適当な材質の票紙に表示したものを容器の外面の見やすい箇所に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ～ニ　（略）

ホ　第一項第四号の二の二から第四号の二の五までに掲げる事項

ヘ　（略）

ト　第五号及び第六号に掲げる事項

チ～ヌ　（略）

五　（略）

六　前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器　票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号イからトまでに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式

七　（略）

4　（略）

（容器に充塡する高圧ガスの種類又は圧力の変更の手続）

第九条　法第五十四条第一項の規定により刻印等をすべき旨の申請をしようとする者は、様式第二の高圧ガスの種類又は圧力変更申請書に、変更後においても当該容器が第七条の規格（鉄道車両に固定するものにあつては、第七十二条第一項の経済産業省・国土交通省告示で定める規格）に適合することを証する資料を添えて、刻印等が協会によりされたものである場合にあつては協会、刻印等が指定容器検査機関によりされたものである場合にあつては指定容器検査機関、自主検査刻印等がされたものである場合にあつては容器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）にあつては、容器の所在地を管轄する都道府県知事。以下この条において「産業保安監督部長等」という。）、協会又は指定容器検査機関、その他の場合にあつては産業保安監督部長等に提出しなければならない。

（表示の方式）

第十条　法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者（容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合において当該容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならない。

一　次の表の上欄に掲げる高圧ガスの種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる塗色をその容器の外面（断熱材で被覆してある容器にあつては、その断熱材の外面。次号及び第三号において同じ。）の見やすい箇所に、容器の表面積の二分の一以上について行うものとする。ただし、同表中で規定する水素ガスを充塡する容器のうち圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器並びにその他の種類の高圧ガスを充塡する容器のうち着色加工していないアルミニウム製、アルミニウム合金製及びステンレス鋼製の容器、液化石油ガスを充塡するための容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

（表略）

二　（略）

三　容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を明示するものとする。ただし、次に掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ　液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器のうち、自動車又は二輪自動車に固定されたものであつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）、道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載された自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるもの

ロ　液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧

（容器に充塡する高圧ガスの種類又は圧力の変更の手続）

第九条　法第五十四条第一項の規定により刻印等をすべき旨の申請をしようとする者は、様式第二の高圧ガスの種類又は圧力変更申請書に、変更後においても当該容器が第七条の規格に適合することを証する資料を添えて、刻印等が協会によりされたものである場合にあつては協会、刻印等が指定容器検査機関によりされたものである場合にあつては指定容器検査機関、自主検査刻印等がされたものである場合にあつては容器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）にあつては、容器の所在地を管轄する都道府県知事。以下この条において「産業保安監督部長等」という。）、協会又は指定容器検査機関、その他の場合にあつては産業保安監督部長等に提出しなければならない。

（表示の方式）

第十条　法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者（容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合において当該容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならない。

一　次の表の上欄に掲げる高圧ガスの種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる塗色をその容器の外面（断熱材で被覆してある容器にあつては、その断熱材の外面。次号及び第三号において同じ。）の見やすい箇所に、容器の表面積の二分の一以上について行うものとする。ただし、同表中で規定する水素ガスを充塡する容器のうち圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器並びにその他の種類の高圧ガスを充塡する容器のうち着色加工していないアルミニウム製、アルミニウム合金製及びステンレス鋼製の容器、液化石油ガスを充塡するための容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

（表略）

二　（略）

三　容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を明示するものとする。ただし、次に掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ　液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器のうち、自動車又は二輪自動車に装置したものであつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）、道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載された自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるもの

ロ　液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器のうち、自動

ガス運送自動車用容器のうち、自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定されていないものであつて、容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合において、当該容器を自動車、二輪自動車若しくは鉄道車両に固定する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの

２～５　（略）

（法第四十九条の二第一項及び法第四十九条の四の二の容器の附属品）

第十三条　法第四十九条の二第一項本文及び法第四十九条の四の二の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　逆止弁（第十九条第六号に掲げる容器に装置されるものに限る。）

（附属品検査の申請）

第十四条　法第四十九条の二第一項本文の規定により、附属品検査を受けようとする者は、様式第三の附属品検査申請書を附属品の所在地（附属品の製造の事業を行う者の製造する附属品については事業所の所在地、輸入をした附属品については附属品の陸揚地。以下この条において同じ。）を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に装置する附属品に係るものについては、附属品の所在地を管轄する都道府県知事（当該附属品が指定都市の区域内にある場合であつて、当該附属品に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該附属品の所在地を管轄する指定都市の長。第七十条において同じ。）、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（附属品検査の刻印）

第十八条　法第四十九条の三第一項の規定により、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号（アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号）に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一　附属品検査に合格した年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）

二～四　（略）

五　附属品（液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に固定された状態で液化石油ガスを充塡するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されるべき附属品以外の附属品に限る。）の質量（記号　W、単位　キログラム）

六　（略）

車又は二輪自動車に装置していないものであつて、容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合において、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装着する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの

２～５　（略）

（法第四十九条の二第一項及び法第四十九条の四の二の容器の附属品）

第十三条　法第四十九条の二第一項本文及び法第四十九条の四の二の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　逆止弁（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）

（附属品検査の申請）

第十四条　法第四十九条の二第一項本文の規定により、附属品検査を受けようとする者は、様式第三の附属品検査申請書を附属品の所在地（附属品の製造の事業を行う者の製造する附属品については事業所の所在地、輸入をした附属品については附属品の陸揚地。以下この条において同じ。）を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に装置されている附属品に係るものについては、附属品の所在地を管轄する都道府県知事（当該附属品が指定都市の区域内にある場合であつて、当該附属品に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該附属品の所在地を管轄する指定都市の長。第七十条において同じ。）、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（附属品検査の刻印）

第十八条　法第四十九条の三第一項の規定により、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号（アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号）に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一　附属品検査に合格した年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）

二～四　（略）

五　附属品（液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充塡するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されるべき附属品以外の附属品に限る。）の質量（記号　W、単位　キログラム）

六　（略）

七　次に掲げる附属品が装置されるべき容器の種類

イ～ホ　（略）

ヘ　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器（記号　ＣＨＧＲＷ）

ト　（略）

チ　圧縮ガスを充塡する容器（イからトまでを除く。）（記号　ＰＧ）

リ　液化ガスを充塡する容器（ヌからヲまでを除く。）（記号　ＬＧ）

ヌ　液化石油ガスを充塡する容器（ルを除く。）（記号　ＬＰＧ）

ル・ヲ　（略）

八　液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、前号ルに掲げる事項に続けて、次に掲げる安全弁の種類

イ・ロ　（略）

２　（略）

（再充塡禁止容器以外の容器に係る附属品）

第十九条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同項第三号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一～五　（略）

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器　逆止弁

（容器の加工の基準）

第二十一条　法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　複数の容器が連結されている国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、それぞれの容器の接続は、互いに分離しないようにして接続されたものであること。

２　（略）

（容器再検査の期間）

第二十四条　法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一～六　（略）

七　次に掲げる附属品が装置されるべき容器の種類

イ～ホ　（略）

（新設）

ヘ　（略）

ト　圧縮ガスを充塡する容器（イからへまでを除く。）（記号　ＰＧ）

チ　液化ガスを充塡する容器（リからルまでを除く。）（記号　ＬＧ）

リ　液化石油ガスを充塡する容器（ヌを除く。）（記号　ＬＰＧ）

ヌ・ル　（略）

八　液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、前号ヌに掲げる事項に続けて、次に掲げる安全弁の種類

イ・ロ　（略）

２　（略）

（再充塡禁止容器以外の容器に係る附属品）

第十九条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一～五　（略）

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器　逆止弁

（容器の加工の基準）

第二十一条　法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　複数の容器が連結されている国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、それぞれの容器の接続は、互いに分離しないようにしてされたものであること。

２　（略）

（容器再検査の期間）

第二十四条　法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一～六　（略）

六の二　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器については、経過年数三年以下のものは三年、経過年数三年を超えるものは二年

七　（略）

八　自動車に固定された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。以下同じ。）については、経過年数二十年未満のものは六年、経過年数二十年以上のものは二年

2　前項の規定にかかわらず、道路運送車両法第六十一条に定める自動車検査証の有効期間が一年の自動車に固定された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、容器検査合格月の前月の末日から起算して、当該容器が固定されている自動車が当該起算日から起算して六年を経過して最初に受ける道路運送車両法第六十二条の検査までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

3　第一項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に固定された状態で圧縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

4　（略）

（附属品再検査の期間）

第二十七条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

一の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置されている附属品については、当該附属品が附属品検査に合格した月（附属品再検査に合格したものにあつては、最近時の同検査に合格した月。以下この条において「附属品検査等合格月」という。）から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格月の前月の末日から二年を経過して最初に受ける容器再検査までの間

二　（略）

三　自動車に固定された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは附属品検査等合格日から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの間、経過年数七年六月を超えるものは一年

四　（略）

2　前項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に固定された状態で圧縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品が最初に受ける附属品

（新設）

七　（略）

八　自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。以下同じ。）については、経過年数二十年未満のものは六年、経過年数二十年以上のものは二年

2　前項の規定にかかわらず、道路運送車両法第六十一条に定める自動車検査証の有効期間が一年の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、容器検査合格月の前月の末日から起算して、当該容器が装置されている自動車が当該起算日から起算して六年を経過して最初に受ける道路運送車両法第六十二条の検査までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

3　第一項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

4　（略）

（附属品再検査の期間）

第二十七条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

一の二　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、当該附属品が附属品検査に合格した月（附属品再検査に合格したものにあつては、最近時の同検査に合格した月。以下この条において「附属品検査等合格月」という。）から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格月の前月の末日から二年を経過して最初に受ける容器再検査までの間

二　（略）

三　自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは附属品検査等合格日から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの間、経過年数七年六月を超えるものは一年

四　（略）

2　前項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品が最初に受ける附属品

再検査については、自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第三号の期間とすることができる。

3　（略）

（検査設備の基準）

第三十三条　法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ～ホ　（略）

四　（略）

五　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品以外の附属品の再検査をする容器検査所にあつては、気密試験及び性能試験のための検査設備を備えること。

六　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品の再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験のための検査設備を備えること。

七　（略）

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第三十七条　法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一　第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（次号に掲げるものを除く。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に固定された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第六号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ～ホ　（略）

再検査については、自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第三号の期間とすることができる。

3　（略）

（検査設備の基準）

第三十三条　法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ～ホ　（略）

四　（略）

五　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品以外の附属品の再検査をする容器検査所にあつては、気密試験及び性能試験のための検査設備を備えること。

六　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品の再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験のための検査設備を備えること。

七　（略）

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第三十七条　法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一　第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（次号に掲げるものを除く。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第六号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ～ホ　（略）

二　圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器であつて超音波探傷試験に合格したものにあつては、次のイ及びロに掲げる方式とする。

イ　前号の例により刻印するものとする。ただし、自動車に固定された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつてこれに代えることができる。

ロ　（略）

三　前回の容器再検査（容器再検査を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号及び次項第四号において同じ。）のときの質量に変化がある場合にあつては、容器再検査のときの質量を前回の容器再検査のときの質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの、低温容器及び自動車に固定された状態で液化石油ガスを充塡する液化石油ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

2　法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、超低温容器、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第四号に、超低温容器にあつては第一号の二に、半導体製造用継目なし容器にあつては第一号から第四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第五号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一～六　（略）

3　（略）

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

第三十八条　法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、告示で定める方式をもつてこれに代えることができる。

2　（略）

（型式承認に要する容器及び書類）

第五十八条　法第四十九条の二十一第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次項及び第六十四条において同じ。）の経済産業省令で定める容器の数量は、第七条第一項に掲げる容器の規格（鉄道車両に固定する容器にあつては、第七十二条第一項の経済産業省・国土交通省告示で定める規格）に適合するために必要な数とする。

二　圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器であつて超音波探傷試験に合格したものにあつては、次のイ及びロに掲げる方式とする。

イ　前号の例により刻印するものとする。ただし、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつてこれに代えることができる。

ロ　（略）

三　前回の容器再検査（容器再検査を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号及び次項第四号において同じ。）のときの質量に変化がある場合にあつては、容器再検査のときの質量を前回の容器再検査のときの質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの、低温容器及び自動車に装置された状態で液化石油ガスを充塡する液化石油ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

2　法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、超低温容器、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第四号に、超低温容器にあつては第一号の二に、半導体製造用継目なし容器にあつては第一号から第四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第五号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一～六　（略）

3　（略）

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

第三十八条　法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、告示で定める方式をもつてこれに代えることができる。

2　（略）

（型式承認に要する容器及び書類）

第五十八条　法第四十九条の二十一第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次項及び第六十四条において同じ。）の経済産業省令で定める容器の数量は、第七条第一項に掲げる容器の規格に適合するために必要な数とする。

2　法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、第二号の書類を添付することを要しない。

一～三　（略）

（帳簿）

第七十一条　（略）

2　法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一～六　（略）

六の二　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器については、経過年数三年以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から三年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数三年を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

七　（略）

八　自動車に固定された状態で液化石油ガスを充塡する液化石油ガス自動車燃料装置用容器については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは同項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

九～十一　（略）

十二　自動車に固定された状態で液化石油ガスを充塡する液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数七年六月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から一年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十三　（略）

3　前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一　第二十四条第二項の自動車に固定された状態で液化石油ガスを充塡する液化石油ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器再検査を受けたことのないものについては、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十四条第二項に規定する期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二・三　（略）

4　（略）

2　法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、第二号の書類を添付することを要しない。

一～三　（略）

（帳簿）

第七十一条　（略）

2　法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一～六　（略）

（新設）

七　（略）

八　自動車に装置された状態で液化石油ガスを充塡する液化石油ガス自動車燃料装置用容器については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは同項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

九～十一　（略）

十二　自動車に装置された状態で液化石油ガスを充塡する液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数七年六月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から一年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十三　（略）

3　前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一　第二十四条第二項の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充塡する液化石油ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器再検査を受けたことのないものについては、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十四条第二項に規定する期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二・三　（略）

4　（略）

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定置式製造設備に係る技術上の基準） **第六条**　（略） ２　製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。 一　（略） 二　高圧ガスの製造は、その充塡において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。 イ～チ　（略） リ　容器保安規則第二条第六号に規定する再充塡禁止容器であつて当該容器の刻印等（法第四十五条並びに第四十九条の二十五第一項及び第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）で定める刻印等に限る。以下同じ。）に示された年月から三年を経過したものに高圧ガスを充塡しないこと。 ヌ　容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号の六に規定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器」という。）、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「液化天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運送自動車用容器」という。）であつて当該容器の刻印等に示された同令第八条第一項第九号に規定する年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充塡可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、同号の充塡可能期限年月を経過したもの）には、高圧ガスを充塡しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に従つて高圧ガスを充塡する場合を除く。）。 ル・ヲ　（略） 三～七　（略）	（定置式製造設備に係る技術上の基準） **第六条**　（略） ２　製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。 一　（略） 二　高圧ガスの製造は、その充塡において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。 イ～チ　（略） リ　容器保安規則第二条第六号に規定する再充塡禁止容器であつて当該容器の刻印等（法第四十五条並びに第四十九条の二十五第一項及び第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）で定める刻印等に限る。以下このヌ、第十八条第二号ヘ、第四十九条第一項第三号及び第五十条第三号において同じ。）に示された年月から三年を経過したものに高圧ガスを充塡しないこと。 ヌ　容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「液化天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運送自動車用容器」という。）であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充塡可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充塡可能期限年月を経過したもの）には、高圧ガスを充塡しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に従つて高圧ガスを充塡する場合については、この限りでない。）。 ル・ヲ　（略） 三～七　（略）

八　容器置場及び充塡容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ～ニ　（略）

ホ　充塡容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号に規定する超低温容器（以下単に「超低温容器」という。）又は同条第四号に規定する低温容器（以下単に「低温容器」という。）にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。第四十条第四号ハ、第四十九条第一項第四号、第五十条第一項第二号及び第六十条第一項第七号において同じ。）以下に保つこと。

ヘ～チ　（略）

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条　法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　容器（高圧ガスを燃料として使用する車両又は鉄道車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ～ヘ　（略）

三　（略）

四　圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充塡可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

（容器により貯蔵する場合の技術上の基準）

第二十三条　容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、次項各号に掲げる基準を適用する。

一～三　（略）

四　前三号の規定にかかわらず、容器が圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器にあつては、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月を経過していないものであること（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充塡可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

2　（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条　前条に規定する場合以外の場合（次項に掲げる場合を除く。）における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）

八　容器置場及び充塡容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ～ニ　（略）

ホ　充塡容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号に掲げる超低温容器（以下「超低温容器」という。）又は同条第四号に掲げる低温容器（以下「低温容器」という。）にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第四十条第一項第四号ハ、第四十九条第一項第五号、第五十条第二号及び第六十条第七号において同じ。）以下に保つこと。

ヘ～チ　（略）

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条　法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ～ヘ　（略）

三　（略）

（新設）

（容器により貯蔵する場合の技術上の基準）

第二十三条　容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、次項各号に掲げる基準を適用する。

一～三　（略）

（新設）

2　（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条　前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）

2　圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器により圧縮水素を移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置は、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないこととする（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充塡可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

（特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準）

第五十五条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定にかかわらず、圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両において、専ら当該鉄道車両の燃料の用に消費する場合における法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月を経過していないものであることとし、この場合における法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、当該充塡可能期限年月を経過したものを特定高圧ガスの消費に使用しないこととする（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充塡可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

（その他消費に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定）

第五十九条　法第二十四条の五の消費の技術上の基準に従うべき高圧ガスは、可燃性ガス（高圧ガスを燃料として使用する車両又は鉄道車両において、専ら当該車両又は鉄道車両の燃料の用に消費される高圧ガスを除く。）、毒性ガス、酸素及び空気とする。

（帳簿）

第九十五条　（略）

2　法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第二項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器により授受した場合	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧ガスの種類及び充塡圧力、授受先並びに授受年月日
二　（略）	（略）

（新設）

（特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準）

第五十五条　（略）

2　（略）

（新設）

（その他消費に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定）

第五十九条　法第二十四条の五の消費の技術上の基準に従うべき高圧ガスは、可燃性ガス（高圧ガスを燃料として使用する車両において、当該車両の燃料の用のみに消費される高圧ガスを除く。）、毒性ガス、酸素及び空気とする。

（帳簿）

第九十五条　（略）

2　法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第二項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器により授受した場合	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充塡質量）、授受先並びに授受年月日
二　（略）	（略）

3　法第六十条第一項の規定により、販売業者は、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器により授受した場合	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧ガスの種類及び充塡圧力、授受先並びに授受年月日
二　（略）	（略）

別表第二（第三十五条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　（略）	（略）
2　容器により貯蔵する第一種貯蔵所の基準 一～三　（略）	（略）
四　第二十三条第一項第四号の圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器	四　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の刻印等を目視等により検査する。
五・六　（略）	五・六　（略）
備考　（略）	

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（製造施設に係る技術上の基準）	（製造施設に係る技術上の基準）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。	2　製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。
一　（略）	一　（略）
二　高圧ガスの製造は、その充塡において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。	二　高圧ガスの製造は、その充塡において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。
イ～ヌ　（略）	イ～ヌ　（略）
ル　容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規	ル　容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規

3　法第六十条第一項の規定により、販売業者は、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器により授受した場合	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧ガスの種類及び充塡圧力（液化ガスについては、充塡質量）、授受先並びに授受年月日
二　（略）	（略）

別表第二（第三十五条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　（略）	（略）
2　容器により貯蔵する第一種貯蔵所の基準 一～三　（略）	（略）
（新設）	（新設）
四・五　（略）	四・五　（略）
備考　（略）	

定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、同条第十三号の六に規定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された同令第八条第一項第九号に規定する年月から十五年を経過したもの（同令第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び同条第十三号の六に規定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

ヲ・ワ　（略）

三～八　（略）

（帳簿）

第五十条　法第六十条第一項の規定により、特定製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器に充填した場合（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器（特定液化石油ガスを燃料として使用する車両にあつては、容器）に高圧ガスを充填した場合を除く。）	充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量。次項において同じ。）並びに充填年月日
二　高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力、授受先並びに授受年月日
三　（略）	（略）

（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第四条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定容器検査機関に係る指定の区分）	（指定容器検査機関に係る指定の区分）
第三十五条　法第五十八条の三十一第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。	**第三十五条**　法第五十八条の三十一第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。
一～十九　（略）	一～十九　（略）

二十　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器	（新設）
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十四号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の規定に基づき、計量法関係手数料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

計量法関係手数料規則等の一部を改正する省令

（計量法関係手数料規則の一部改正）

第一条　計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第二条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第三条**　（削る） 検査等を実施する日数は、当該検査等に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫ごとに三日として旅費相当額を計算する。 2　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、四千円として旅費相当額を計算する。 3　経済産業大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	（在勤官署の所在地） **第二条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第三条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 2　検査等を実施する日数は、当該検査等に係る工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫ごとに三日として旅費相当額を計算する。 3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、四千円として旅費相当額を計算する。 4　経済産業大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

別表第一の二（第四条第二項関係）

特定計量器	一件についての金額
一～十一　（略）	（略）
十二　削除	（削る）
十三・十四　（略）	（略）

特定計量器	一件についての金額
一～十一　（略）	（略）
十二　振動レベル計	二十四万二千四百円
十三・十四　（略）	（略）

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一～五　（略）	（略）	（略）
六　振動レベル計	1　自己雑音試験、電源投入後の安定性に係る試験及びアナログ出力端子試験	四万八千八百円
	2　放射無線周波電磁界イミュニティ試験	十二万千三百円

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一～五　（略）	（新設）	（新設）
（新設）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

（計量法施行規則の一部改正）

第二条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（型式） **第二十五条**　法第十七条第一項の経済産業省令で定める型式は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）による。 （高さ） **第二十七条**　法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さは、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）による。 （指定の基準） **第三十条**　（略） ２　法第六十条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　法第六十三条第一項第一号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）によること。 三・四　（略） （容量公差） **第三十三条**　法第六十三条第一項第二号の経済産業省令で定める容量公差は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）による。	（型式） **第二十五条**　法第十七条第一項の経済産業省令で定める型式は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）附属書Ｂによる。 （高さ） **第二十七条**　法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さは、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）附属書Ｅによる。 （指定の基準） **第三十条**　（略） ２　法第六十条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　法第六十三条第一項第一号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）附属書Ｃによること。 三・四　（略） （容量公差） **第三十三条**　法第六十三条第一項第二号の経済産業省令で定める容量公差は、日本産業規格Ｓ二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）の附属書Ａによる。

別表第三（第五条関係）

改正後		改正前	
基準器	一個についての金額	基準器	一個についての金額
一～九　（略）	（略）	一～九　（略）	（略）
十　振動基準器	一万千百円	十　振動基準器	十三万六千二百円
十一・十二　（略）	（略）	十一・十二　（略）	（略）

改正後	改正前
3　無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験	五万四千四百円
4　サージイミュニティ試験	三万八千六百円
5　温度特性に係る試験及び2から4までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	十万八百円
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）

（特定計量器検定検査規則の一部改正）

第三条　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（構造に係る技術上の基準） **第六条**　法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、次条から第十五条までに定めるところによるほか、第二章から第二十六章までに定めるところによる。	（構造に係る技術上の基準） **第六条**　法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、次条から第十五条の三までに定めるところによるほか、第二章から第二十六章までに定めるところによる。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十五号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、高圧ガス保安法に基づく外国容器等製造業者及び外国特定設備製造業者の登録申請手数料の額の計算に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

高圧ガス保安法に基づく外国容器等製造業者及び外国特定設備製造業者の登録申請手数料の額の計算に関する省令の一部を改正する省令

高圧ガス保安法に基づく外国容器等製造業者及び外国特定設備製造業者の登録申請手数料の額の計算に関する省令（平成九年通商産業省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第一条**　高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）第四条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （削る） （審査の日数） **第二条**　審査を実施する日数は、当該審査に係る工場又は事業場ごとに一日として旅費相当額を計算する。 （渡航雑費の額） **第三条**　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は三千円として旅費相当額を計算する。 （調整） **第四条**　経済産業大臣が旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	（在勤官署の所在地） **第一条**　高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）第四条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （支度料の不算入） **第二条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 （審査の日数） **第三条**　審査を実施する日数は、当該審査に係る製造所ごとに一日として旅費相当額を計算する。 （旅行雑費の額） **第四条**　旅費法第六条第一項の旅行雑費は三千円として旅費相当額を計算する。 （調整） **第五条**　経済産業大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十六号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四款　貿易経済安全保障局	**第四款**　貿易経済安全保障局
（情報調査室及び技術調査・流出対策室並びに経済安全保障国際戦略企画官）	（情報調査室及び技術調査室並びに経済安全保障国際戦略企画官）
第十五条　経済安全保障政策課に、情報調査室及び技術調査・流出対策室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。	**第十五条**　経済安全保障政策課に、情報調査室及び技術調査室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。
2　情報調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査・流出対策室の所掌に属するものを除く。）。	2　情報調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査室の所掌に属するものを除く。）。
3　（略）	3　（略）
4　技術調査・流出対策室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報のうち技術に係るものの収集及び分析並びに重要な技術の流出対策に関する施策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。	4　技術調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報のうち技術に係るものの収集及び分析に関する事務をつかさどる。
5　技術調査・流出対策室に、室長を置く。	5　技術調査室に、室長を置く。
6　（略）	6　（略）
第三節　地方支部局	**第三節**　地方支部局
第一款　経済産業局	**第一款**　経済産業局
（総務企画部の所掌事務）	（総務企画部の所掌事務）
第二百二十九条　（略）	**第二百二十九条**　（略）
2　北海道経済産業局及び東北経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。	2　北海道経済産業局、東北経済産業局及び関東経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。
3　関東経済産業局の総務企画部は、第一項に掲げる事務のほか、次条第一項第二十三号及び第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
（地域経済部の所掌事務）	（地域経済部の所掌事務）
第二百三十条　（略）	**第二百三十条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　関東経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第十七号（商工会議所の組織及び運営一般に関することを除く。）まで、第十八号及び第十九号、第二十四号並びに第三十二号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。	4　関東経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第十九号まで、第二十三号、第二十四号及び第三十二号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。
5　（略）	5　（略）
6　中国経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第十七号（商工会議所の組織及び運営一般に関することを除く。）まで及び第十八号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号、第三号及び第十九号に掲げる事務をつかさどる。	6　（略）
	（新設）

8　（略）

9　九州経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第二十号（伝統的工芸品（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項の規定による指定を受けた工芸品をいう。以下同じ。）に関することを除く。）まで及び第二十一号から第三十六号までに掲げる事務をつかさどる。

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　（略）

2・3　（略）

4　中国経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第四号から第十八号まで及び第二十号から第二十六号までに掲げる事務のほか、前条第一項第十七号（商工会議所の組織及び運営一般に関することに限る。）及び第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

5　関東経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第四号から第二十六号までに掲げる事務のほか、前条第一項第十七号（商工会議所の組織及び運営一般に関することに限る。）、第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十一号までに掲げる事務をつかさどる。

6～8　（略）

9　九州経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、前条第一項第二十号（伝統的工芸品に関することに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

第二章　外局

第一節　特許庁

第一款　内部部局

第二目　課の内部組織等

（審判書記官室）

第三百三十八条　審判課に、審判書記官室を置く。

2　審判書記官室は、工業所有権に関する審判事件並びに特許異議申立事件及び登録異議申立事件に関する事務をつかさどる。

3　審判書記官室に、室長を置く。

7　（略）

（新設）

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　（略）

2・3　（略）

4　中国経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

5　関東経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第四号から第二十六号までに掲げる事務のほか、前条第一項第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十一号までに掲げる事務をつかさどる。

6～8　（略）

（新設）

第二章　外局

第一節　特許庁

第一款　内部部局

第二目　課の内部組織等

（特許侵害業務室）

第三百三十八条　審判課に、特許侵害業務室を置く。

2　特許侵害業務室は、工業所有権に関する無効の審判事件、取消しの審判事件及び訂正の審判事件（判定請求事件及び鑑定を含む。）に関する事務をつかさどる。

3　特許侵害業務室に、室長を置く。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省
国土交通省令第一号
環境省

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定等に関する手数料の納付） **第三十五条**　（略） ２　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令第七条第二項の主務省令で定める職員の数は二人とし、同項の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　検査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。第四号において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地については、次の表に掲げるところによる。 経済産業省　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号 国土交通省　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 環境省　東京都千代田区霞が関一丁目二番二号 二　（略） 三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費については、一万円とすること。 四　主務大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 ３　（略）	（指定等に関する手数料の納付） **第三十五条**　（略） ２　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令第七条第二項の主務省令で定める職員の数は二人とし、同項の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。 一　検査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、次の表に掲げるところによる。 経済産業省　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号 国土交通省　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 環境省　東京都千代田区霞が関一丁目二番二号 二　（略） 三　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。 四　主務大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 ３　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省環境省令第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第二条関係） 特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種		一〇〇分の〇

改正後	改正前
別表（第二条関係） 特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種		一〇〇分の五

［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二五
規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の二〇
［略］	［略］
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の三〇
［略］	［略］
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
［略］	［略］
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二五
［略］	［略］
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の四〇

［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一五
規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一五
規則別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の二五
［略］	［略］
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の二五
［略］	［略］
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五
［略］	［略］
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二〇
［略］	［略］
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三五

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条及び第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、自動車型式指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

自動車型式指定規則等の一部を改正する省令

（自動車型式指定規則の一部改正）

第一条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第十号までに掲げる書面を除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第十号までを除く。）を添付しなければならない。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　次に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	十　次に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面
イ　法第七十五条第七項の規定による命令又は指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止	イ　法第七十五条第七項の規定による指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止
ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　法第七十五条の二第四項の規定による命令又は指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止	ハ　法第七十五条の二第四項の規定による指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止
ニ　（略）	ニ　（略）
ホ　法第七十五条の三第五項の規定による命令又は指定特定装置の型式についての指定の効力の停止	ホ　法第七十五条の三第五項の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止
ヘ　（略）	ヘ　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
第三条の二　（略）	**第三条の二**　（略）
2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第一号様式の二による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第十号を、申請書の写しにあっては同項第四号から第十号までに掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。	（新設）
3　機構は、指定を受けた者に対し、第一項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る自動車の提示を求めることができる。	2　機構は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る自動車の提示を求めることができる。

第二条　自動車型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第十一号までを除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第十号までを除く。）を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）

四　内部統制システム（この省令における指定の申請の手続に関する規定を遵守するために必要な体制をいう。）の概要を記載した書面

五～十一　（略）

3・4　（略）

第三条の二　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第十一号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第一号様式の二による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第十一号を、申請書の写しにあっては同項第四号から第十一号までに掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。

3　（略）

（届出等）

第六条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第五号から第九号までの書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があつた場合	（略）	（略）
三～五　（略）	（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

（完成検査の基準）

第七条　完成検査は、当該自動車が次に掲げる要件を具備しているかどうかについて、第三条第二項第六号の書面に記載された内容に従つて実施するものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（検査結果の分析等）

第七条の四　（略）

2　（略）

3　指定製作者等は、国土交通大臣が当該自動車の安全性の確保及び当該自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため特に必要があると認めた場合においては、国土交通大臣が告示で定める方法により前項の分析等を行わなければならない。

4　指定製作者等は、前項の規定による分析等が終了した後、遅滞なく、国土交通大臣に当該分析等の結果を記載した報告書を提出しなければならない。

（新設）

四～十　（略）

3・4　（略）

第三条の二　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第十号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第一号様式の二による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第十号を、申請書の写しにあっては同項第四号から第十号までに掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。

3　（略）

（届出等）

第六条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第八号までの書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があつた場合	（略）	（略）
三～五　（略）	（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

（完成検査の基準）

第七条　完成検査は、当該自動車が次に掲げる要件を具備しているかどうかについて、第三条第二項第五号の書面に記載された内容に従つて実施するものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（検査結果の分析等）

第七条の四　（略）

2　（略）

（新設）

（検査成績の記録等の記載事項の制限等）

第十三条の二　指定製作者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、第七条の四第四項の規定による報告書には同条第三項の分析等の結果に基づく記載その他の正確な記載を、第九条の規定による記録には適切に実施した完成検査の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

2　（略）

（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる書面を除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第五号、第八号及び第九号を除く。）を添付しなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあっては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	九　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあっては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面
イ　法第七十五条第七項の規定による命令又は同条第一項の規定により指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止	イ　法第七十五条第七項の規定による同条第一項の規定により指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止
ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　法第七十五条の二第四項の規定による命令又は同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の型式についての指定の効力の停止	ハ　法第七十五条の二第四項の規定による同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の型式についての指定の効力の停止
ニ　（略）	ニ　（略）
ホ　法第七十五条の三第五項の規定による命令又は指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の型式についての指定の効力の停止	ホ　法第七十五条の三第五項の規定による指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の型式についての指定の効力の停止
ヘ　（略）	ヘ　（略）
第四条の二　（略）	**第四条の二**　（略）
2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第一号様式の二による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第九号を、申請書の写しにあっては同項第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。	（新設）
3　機構は、指定を受けた者に対し、第一項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定装置の提示を求めることができる。	2　機構は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定装置の提示を求めることができる。

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第四条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる書面を除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第五号、第七号及び第八号を除く。）を添付しなければならない。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあっては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	八　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあっては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面
イ　法第七十五条第七項の規定による命令又は同条第一項の規定により指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止	イ　法第七十五条第七項の規定による同条第一項の規定により指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止
ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　法第七十五条の二第四項の規定による命令又は指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の型式についての指定の効力の停止	ハ　法第七十五条の二第四項の規定による指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の型式についての指定の効力の停止
ニ　（略）	ニ　（略）
ホ　法第七十五条の三第五項の規定による命令又は指定特定装置の型式についての指定の効力の停止	ホ　法第七十五条の三第五項の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止
ヘ　（略）	ヘ　（略）
3　（略）	3　（略）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第二号様式による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第八号を、申請書の写しにあっては同項第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。	（新設）
3　機構は、指定を受けた者に対し、第一項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定共通構造部の提示を求めることができる。	2　機構は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定共通構造部の提示を求めることができる。

第五条　共通構造部型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる書面を除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる書面を除く。）を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　内部統制システム（この省令における指定の申請の手続に関する規定を遵守するために必要な体制をいう。）の概要を記載した書面	（新設）
五～九　（略）	四～八　（略）
3　（略）	3　（略）

第四条　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第二号様式による申請書及び当該指定特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第九号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第二号様式による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第九号を、申請書の写しにあっては同項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。

3　（略）

（検査等の実施及び結果の保存）

第七条　（略）

2・3　（略）

4　指定製作者等は、国土交通大臣が当該自動車の安全性の確保及び当該自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため特に必要があると認めた場合においては、国土交通大臣が告示で定める方法により第二項の分析等を行わなければならない。

5　指定製作者等は、前項の規定による分析等が終了した後、遅滞なく、国土交通大臣に当該分析等の結果を記載した報告書を提出しなければならない。

（届出等）

第八条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書、第五号若しくは第六号の書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があった場合	（略）	（略）
二　（略）	第三条第二項第一号から第三号まで又は第七号の書面（第三号括弧書の書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があった場合	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

第四条　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第二号様式による申請書及び当該指定特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第八号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2　国土交通大臣は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、第二号様式による申請書及びその写しに前条第二項に規定する書面（申請書にあっては同項第八号を、申請書の写しにあっては同項第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる書面をそれぞれ除く。）の全部又は一部を添付することを求めることができる。

3　（略）

（検査等の実施及び結果の保存）

第七条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（新設）

（届出等）

第八条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書、第四号若しくは第五号の書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があった場合	（略）	（略）
二　（略）	第三条第二項第一号から第三号まで及び第六号の書面（第三号括弧書の書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があった場合	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

（申請書等の記載事項の制限）

第十四条　（略）

２　指定製作者等は、第七条第五項の規定による報告書には、国土交通大臣が告示で定めるところにより同条第四項の分析等の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第六条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（審査試験項目及び審査試験項目別費用額） **第一条**　（略） ２　令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「二十三万八千円」とあるのは「五十七万円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定共通構造部」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」とする。 ３・４　（略） （能力審査に係る手数料） **第二条**　機構が道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　特定改造省令第四条第一項第一号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 イ　ロに掲げる者以外の者　四百八万八千円 ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者　三百九十九万四千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額 二　特定改造省令第四条第一項第二号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 イ　ロに掲げる者以外の者　五百二万四千円 ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が国外にある者　四百九十三万円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額 ２　（略）	（審査試験項目及び審査試験項目別費用額） **第一条**　（略） ２　令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「十一万六千円」とあるのは「三十三万七千円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定共通構造部」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」とする。 ３・４　（略） （能力審査に係る手数料） **第二条**　機構が法第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　特定改造省令第四条第一項第一号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 イ　ロに掲げる者以外の者　二百七十四万四千円 ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者　二百六十五万円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額 二　特定改造省令第四条第一項第二号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 イ　ロに掲げる者以外の者　三百三十六万五千円 ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が国外にある者　三百二十七万一千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額 ２　（略）

（申請書等の記載事項の制限）

第十四条　（略）

（新設）

（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

第三条　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一　別表第一第一号上欄に掲げる自動車審査試験項目　令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）を有する自動車の型式について指定を申請する場合には、十八万八千円

二　別表第一第二号から第百七十二号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　（略）

ロ　三万二千円に当該指定特定共通構造部（法第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十六万七千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び三万二千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額

（特定共通構造部の型式の指定に係る手数料の減額）

第四条　令第三条第二項の表備考第二号の規定により減額することができる額は、指定特定装置を取り付けた特定共通構造部の型式について指定を申請する場合には、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

一　（略）

二　三万二千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額

（特定改造等の許可に係る手数料の減額）

第五条　（略）

２　令第三条第二項の表備考第三号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合　特定改造等自動車審査試験項目のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額の合計額から三万二千円を減じた額

二　前項第二号又は第三号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　（略）

ロ　三万二千円に申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた指定特定共通構造部（法第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十六万七千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び三万二千円に申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額

（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

第三条　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一　別表第一第一号上欄に掲げる自動車審査試験項目　令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）を有する自動車の型式について指定を申請する場合には、三万三千円

二　別表第一第二号から第百三十五号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　（略）

ロ　一万四千円に当該指定特定共通構造部（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十一万千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び一万四千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額

（特定共通構造部の型式の指定に係る手数料の減額）

第四条　令第三条第二項の表備考第二号の規定により減額することができる額は、指定特定装置を取り付けた特定共通構造部の型式について指定を申請する場合には、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

一　（略）

二　一万四千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額

（特定改造等の許可に係る手数料の減額）

第五条　（略）

２　令第三条第二項の表備考第三号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合　特定改造等自動車審査試験項目のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額の合計額から一万四千円を減じた額

二　前項第二号又は第三号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　（略）

ロ　一万四千円に申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた指定特定共通構造部（法第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十一万千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び一万四千円に申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一　提示された自動車及び提出された書面の確認	二十三万八千円
二　最高速度の計測に係る試験	二十八万千円
三　原動機の出力の計測に係る試験	二十八万千円
四　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第二条、第四条、第四条の二、第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第五項及び第六項並びに第二十六条第一項に定める基準のうち、寸法又は重量の測定に係る試験（同令第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験にあっては、牽引自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
五　保安基準第三条、第五条、第七条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項、第二項及び第四項、第十条、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十八条第一項、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十四条第一項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第三十一条の二第一項、第二項及び第四項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第四十九条並びに第五十条に定める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験	二十八万千円
六　保安基準第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験（牽引自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
七　保安基準第五条に定める基準のうち、車輪の接地部の荷重に係る試験	二十八万千円
八　保安基準第五条に定める基準のうち、傾斜時の安定性に係る試験	二十八万千円
九　保安基準第六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
十　保安基準第八条第四項及び第五項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十一　保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
十二　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
十三　保安基準第八条第七項に係る試験	七十九万六千円
十四　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、応急用予備走行装置に係る試験	二十八万千円
十五　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係る試験	四十二万二千円
十六　保安基準第九条第一項に定める基準に係る試験（第五号、第十四号及び前号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
十七　保安基準第九条第二項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
十八　保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験	二十八万千円
十九　保安基準第九条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
二十　保安基準第十条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
二十一　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
二十二　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四百二十五万九千円
二十三　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
二十四　保安基準第十一条第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
二十五　保安基準第十一条の二第二項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
二十六　保安基準第十一条の二第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
二十七　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第二十九号から第三十二号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百七万七千円
二十八　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十二号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
二十九　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円

三十　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	六十万九千円
三十一　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験	四十二万二千円
三十二　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	二十八万千円
三十三　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十九号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十九号から第三十二号までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十五　保安基準第十三条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	百七万七千円
三十六　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験を除く。）	七十九万六千円
三十七　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十八　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）に係る試験	六十万九千円
三十九　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）に係る試験	六十万九千円
四十　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十一　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十二　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	四十二万二千円
四十三　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第四十六号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円

四十四　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
四十五　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
四十六　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	百七万七千円
四十七　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	百七万七千円
四十八　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）及び大型特殊自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
四十九　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十一号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
五十一　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四百九十六万千円
五十二　保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験	四十二万二千円
五十三　保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係る試験	四十二万二千円
五十四　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十五　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十六　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十七　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	六十万九千円
五十八　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	六十万九千円

五十九　保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	百七万七千円
六十　保安基準第十七条の二第三項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
六十一　保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
六十二　保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十八万千円
六十三　保安基準第十七条の二第五項及び第六項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	百四十五万千円
六十四　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
六十五　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
六十六　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
六十七　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
六十八　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
六十九　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四十二万二千円
七十　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第六十三号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十一　保安基準第十八条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十二　保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十三　保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十四　保安基準第十八条第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十五　保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	六十万九千円
七十六　保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	百七万七千円
七十七　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
七十八　保安基準第十八条の二第三項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十九　保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
八十　保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円

八十一　保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	二十八万千円
八十二　保安基準第二十条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
八十三　保安基準第二十条第五項に定める基準のうち、インストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）（乗車定員十人の自動車に備えるインストルメントパネルに限る。）に係る試験	二十八万千円
八十四　保安基準第二十条第五項及び第六項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザ（乗車定員十人の自動車に備えるものを除く。）に係る試験	四十二万二千円
八十五　保安基準第二十条第六項に定める基準のうち、サンバイザ（乗車定員十人の自動車に備えるサンバイザに限る。）に係る試験	二十八万千円
八十六　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	二十八万千円
八十七　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円
八十八　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席に限る。）に係る試験	二十八万千円
八十九　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験	七十九万六千円
九十　保安基準第二十二条の三第一項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
九十一　保安基準第二十二条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
九十二　保安基準第二十二条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
九十三　保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
九十四　保安基準第二十二条の四第二項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
九十五　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係る試験	四十二万二千円

九十六　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
九十七　保安基準第二十二条の五第三項に定める基準に係る試験	百四十五万千円
九十八　保安基準第二十五条第四項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
九十九　保安基準第二十九条第一項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百　保安基準第二十九条第二項及び第三項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
百一　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百二　保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百三　保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙に係る試験	二十八万千円
百四　保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	四十二万二千円
百五　保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
百六　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、温度が上昇した場合の警報機能に係る試験	二十八万千円
百七　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	二十八万千円
百八　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円

百九　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）に係る試験に限る。）	百四十五万千円
百十　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	六十万九千円
百十一　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験	四十二万二千円
百十二　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	百七万七千円
百十三　保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百十四　保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
百十五　保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百十六　保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七万七千円
百十七　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十六条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	四十二万二千円
百十八　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百十九　保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十　保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	二十八万千円

百二十一　保安基準第三十三条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十二　保安基準第三十三条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十三　保安基準第三十三条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十四　保安基準第三十四条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百二十五　保安基準第三十四条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係り、かつ、保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百二十六　保安基準第三十四条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十七　保安基準第三十四条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十八　保安基準第三十五条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十九　保安基準第三十五条の二第一項及び第二項に定める基準のうち、側方灯に係る試験	二十八万千円
百三十　保安基準第三十五条の二第一項及び第四項に定める基準のうち、側方反射器に係る試験	六十万九千円
百三十一　保安基準第三十六条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百三十二　保安基準第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百三十三　保安基準第三十七条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十四　保安基準第三十七条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十五　保安基準第三十七条の四第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十六　保安基準第三十八条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十七　保安基準第三十八条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十八　保安基準第三十八条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十九　保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	二十八万千円

百四十　保安基準第三十九条第二項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものに限る。）に係る試験	二十八万千円
百四十一　保安基準第三十九条の二第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十二　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十三　保安基準第四十一条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十四　保安基準第四十一条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十五　保安基準第四十一条の四第一項から第三項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十六　保安基準第四十一条の五第一項から第三項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十七　保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百四十八　保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
百四十九　保安基準第四十三条の三に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十　保安基準第四十三条の四第一項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十一　保安基準第四十三条の五に定める基準に係る試験	二十八万千円
百五十二　保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百五十三　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百五十四　保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十五　保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	六十万九千円
百五十六　保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百五十七　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百五十八　保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百五十九　保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円

百六十一　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十二　保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十三　保安基準第四十四条の二に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十四　保安基準第四十五条第一項に定める基準に係り、かつ、同条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
百六十五　保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車を除く。）に係る試験を除く。）	二十八万千円
百六十六　保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、デフロスタに係る試験	六十万九千円
百六十七　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十八　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	四十二万二千円
百六十九　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円
百七十　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	四百九十六万千円
百七十一　保安基準第四十八条の二に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百七十二　保安基準第四十八条の三に定める基準に係る試験	四十二万二千円

備考

一　自動車審査試験項目別費用額は、申請に際し次のイ又はロに掲げる書面（指定特定共通構造部及び指定特定装置であることを証する書面を除く。）が添付されている場合においては、当該イ又はロに定める額とする。

イ　自動車審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者として告示で定める者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る自動車が当該自動車審査試験項目に掲げる基準に適合することを証する書面　二万千円

ロ　イに規定する者以外の者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る自動車が自動車審査試験項目に掲げる基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができると機構が認める書面　八万四千円

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二十一号	四十二万二千円
第二十七号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第二十九号	四十二万二千円
第三十三号	四十二万二千円
第三十六号	六十万九千円
第四十七号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第七十六号	六十万九千円
第八十四号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　インストルメントパネルに係る試験　二十八万千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　二十八万千円
第八十七号	二十八万千円
第九十三号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百一号	二十八万千円
第百四号	二十八万千円
第百五号	四十二万二千円
第百九号	二十八万千円
第百十号	二十八万千円
第百十四号	二十八万千円
第百五十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号及び第十三号	七十九万六千円
第十一号、第十三号及び第百四号	七十九万六千円
第十一号及び第百四号	四十二万二千円
第十四号及び第十五号	四十二万二千円
第二十八号、第三十一号及び第三十二号	六十万九千円
第三十八号、第五十四号、第六十四号、第七十号、第七十二号及び第百六十八号	六十万九千円
第三十九号、第五十五号、第六十五号、第七十三号及び第百六十八号	六十万九千円
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十四号及び第百六十八号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号及び第七十五号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号及び第六十八号	六十万九千円
第四十六号及び第四十七号	百七万七千円
第七十三号及び第百五十四号	六十万九千円
第七十四号及び第百五十四号	六十万九千円
第九十二号、第九十三号及び第九十六号	四十二万二千円
第百五十四号及び第百六十八号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号	七十九万六千円
第十二号	七十九万六千円
第十三号	百七万七千円
第百四号	七十九万六千円
第百五号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号及び第十三号	百七万七千円
第十一号、第十三号及び第百四号	百七万七千円
第十一号及び第百四号	七十九万六千円

六　第八十六号及び第百六十二号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十六号及び第百六十二号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七　第八十七号及び第百六十二号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十七号及び第百六十二号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第八十七号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一　提示された特定装置及び提出された書面の確認	二十一万三千円
二　原動機の出力の計測に係る試験	二十八万千円
三　保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
四　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	六十万九千円
五　保安基準第八条第七項に係る試験	七十九万六千円
六　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、応急用予備走行装置に係る試験	二十八万千円
七　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係る試験	四十二万二千円
八　保安基準第九条第二項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
九　保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験	二十八万千円
十　保安基準第九条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円

十一　保安基準第十条に定める基準に係る試験	二十八万千円
十二　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
十三　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験	四百二十五万九千円
十四　保安基準第十一条第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十五　保安基準第十一条の二第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十六　保安基準第十一条の二第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
十七　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第十九号から第二十二号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。	百七万七千円
十八　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号から第二十二号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
十九　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
二十　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	六十万九千円
二十一　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験	四十二万二千円
二十二　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	二十八万千円
二十三　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十九号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
二十四　保安基準第十三条に定める基準に係る試験	百七万七千円
二十五　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
二十六　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	六十万九千円

二十七　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	六十万九千円
二十八　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
二十九　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	六十万九千円
三十　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	四十二万二千円
三十一　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
三十二　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十三　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	百七万七千円
三十四　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	百七万七千円
三十五　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	四十二万二千円
三十六　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
三十七　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	四百九十六万千円
三十八　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十九　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十一　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十二　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十三　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十四　保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	百七万七千円
四十五　保安基準第十七条の二第三項に定める基準に係る試験	四十二万二千円

四十六　保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
四十七　保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十八万千円
四十八　保安基準第十七条の二第五項及び第六項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	百四十五万千円
四十九　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十一　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十三　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十四　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のか じ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四十二万二千円
五十五　保安基準第十八条第一項に定める基準に係る試験	二十八万千円
五十六　保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
五十七　保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
五十八　保安基準第十八条第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
五十九　保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	六十万九千円
六十　保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	百七万七千円
六十一　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
六十二　保安基準第十八条の二第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十三　保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十四　保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十五　保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十六　保安基準第二十条第五項及び第六項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザに係る試験	四十二万二千円
六十七　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	二十八万千円

六十八　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円
六十九　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席に限る。）に係る試験	二十八万千円
七十　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に備える座席を除く。）に係る試験	七十九万六千円
七十一　保安基準第二十二条の三第一項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
七十二　保安基準第二十二条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験	二十八万千円
七十三　保安基準第二十二条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験	四十二万二千円
七十四　保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
七十五　保安基準第二十二条の四第二項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
七十六　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係る試験	四十二万二千円
七十七　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
七十八　保安基準第二十二条の五第三項に定める基準に係る試験	百四十五万千円
七十九　保安基準第二十五条第四項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
八十　保安基準第二十九条第一項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
八十一　保安基準第二十九条第二項及び第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
八十二　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
八十三　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
八十四　保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙に係る試験	二十八万千円

八十五　保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上百六十キロワット未満であって車両総重量三・五トンを超えるものの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものの普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	四十二万二千円
八十六　保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上百六十キロワット未満であって車両総重量三・五トンを超えるものの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものの普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	七十九万六千円
八十七　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、温度が上昇した場合の警報機能に係る試験	二十八万千円
八十八　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）を燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
八十九　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）を燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
九十　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）に係る試験に限る。）	百四十五万千円
九十一　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	六十万九千円
九十二　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験	四十二万二千円
九十三　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	百七万七千円
九十四　保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
九十五　保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円

九十六　保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七万七千円
九十七　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条の二第三項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項及び第三十七条の三第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十九条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第三項並びに第四十一条の五第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係るものを除く。）	四十二万二千円
九十八　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十九条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第三項並びに第四十一条の五第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係るものを除く。）	二十八万千円
九十九　保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百　保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百一　保安基準第三十三条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二　保安基準第三十三条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三　保安基準第三十三条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四　保安基準第三十四条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百五　保安基準第三十四条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係り、かつ、保安基準第三十九条第一項（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六　保安基準第三十四条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百七　保安基準第三十四条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百八　保安基準第三十五条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百九　保安基準第三十五条の二第一項及び第二項に定める基準のうち、側方灯に係る試験	二十八万千円

百十　保安基準第三十五条の二第一項及び第四項に定める基準のうち、側方反射器に係る試験	六十万九千円
百十一　保安基準第三十六条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百十二　保安基準第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	二十八万千円
百十三　保安基準第三十七条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百十四　保安基準第三十七条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百十五　保安基準第三十七条の四第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百十六　保安基準第三十八条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百十七　保安基準第三十八条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百十八　保安基準第三十八条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百十九　保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	二十八万千円
百二十　保安基準第三十九条の二第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十一　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十二　保安基準第四十一条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十三　保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百二十四　保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
百二十五　保安基準第四十三条の三に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十六　保安基準第四十三条の四第一項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十七　保安基準第四十三条の五に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十八　保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百二十九　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百三十　保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十一　保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	六十万九千円
百三十二　保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験	四十二万二千円
百三十三　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百三十四　保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十五　保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十六　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百三十七　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十八　保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十九　保安基準第四十四条の二に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十一　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	四十二万二千円
百四十二　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円
百四十三　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	四百九十六万千円
百四十四　保安基準第四十八条の二に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百四十五　保安基準第四十八条の三に定める基準に係る試験	四十二万二千円

備考

一　特定装置審査試験項目別費用額は、申請に際し次のイ又はロに掲げる書面が添付されている場合においては、当該イ又はロに定める額とする。

イ　特定装置審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者として告示で定める者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る特定装置が当該特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合することを証する書面　二万千円

ロ　イに規定する者以外の者が適切に実施した試験の結果の証明書であって、申請に係る特定装置が特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができると機構が認める書面　八万四千円

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定により適用する特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用する保安基準第二章の関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十二号	四十二万二千円
第十七号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第十九号	四十二万二千円
第二十三号	四十二万二千円
第八十二号	二十八万千円
第八十五号	二十八万千円
第八十六号	四十二万二千円
第九十号	二十八万千円
第九十一号	二十八万千円
第九十五号	二十八万千円
第百四十三号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十五号	七十九万六千円
第三号及び第八十五号	四十二万二千円
第六号及び第七号	四十二万二千円
第十八号、第二十一号及び第二十二号	六十万九千円
第二十六号、第三十九号、第四十九号、第五十六号及び第百四十一号	六十万九千円
第二十七号、第四十号、第五十号、第五十七号及び第百四十一号	六十万九千円
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十一号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号及び第五十九号	六十万九千円
第三十号、第四十三号及び第五十三号	六十万九千円
第三十三号及び第三十四号	百七万七千円
第五十七号及び第百三十号	六十万九千円
第五十八号及び第百三十号	六十万九千円
第七十三号、第七十四号及び第七十七号	四十二万二千円
第百三十号及び第百四十一号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号	七十九万六千円
第四号	七十九万六千円
第五号	百七万七千円
第八十五号	七十九万六千円
第八十六号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十五号	百七万七千円
第三号及び第八十五号	七十九万六千円

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　令和八年一月一日

二　第二条、第五条及び次条の規定　令和八年四月一日

（経過措置）

第二条　被牽引自動車に係る特定共通構造部の型式について指定を申請する者については、第五条の規定による改正後の共通構造部型式指定規則第三条第二項第四号、第七条第四項及び第五項並びに第十四条第二項の規定は、当分の間、適用しない。

○国土交通省令第二十二号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第一条の規定に基づき、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（動力発生装置等） **第六十八条**　（略） ２・３　（略） ４　圧縮水素ガスを燃料とする車両の燃料電池等は、水素ガスの漏えい、燃焼及び爆発の防止その他の輸送の安全の確保のために必要な構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。	（動力発生装置等） **第六十八条**　（略） ２・３　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十三号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第七十条の十二**　船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）第二条の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第三項において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第七十条の十三**　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 ２　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 ３　国土交通大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	（在勤官署の所在地） **第七十条の十二**　船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）第二条の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条において「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第七十条の十三**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 ２　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 ３　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 ４　国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第二条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（旅費の額） **第十条の五の十八**　令第百三十六条の二の十三の旅費の額に相当する額（次条及び第十条の五の二十において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。第十条の五の二十第二項及び第十一条の二の三第一項第五号において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査又は試験のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。 （在勤官署の所在地） **第十条の五の十九**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査又は試験のためその地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第十条の五の二十**　検査又は試験を実施する日数は、当該検査又は試験に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。 ２　旅費法施行令第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 ３　国土交通大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。 （手数料の額） **第十一条の二の三**　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一～四　（略） 五　法第六十八条の二十二第一項の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、三十九万円に、職員二人が同条第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十八条の十三に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、当該審査に係る工場等の所在地に出張するとした場合に旅費法及び旅費法施行令の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、第十条の五の十八から第十条の五の二十までの規定を準用する。 ２～８　（略）	（旅費の額） **第十条の五の十八**　令第百三十六条の二の十三の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査又は試験のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。 （在勤官署の所在地） **第十条の五の十九**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査又は試験のためその地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第十条の五の二十**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 ２　検査又は試験を実施する日数は、当該検査又は試験に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。 ３　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 ４　国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。 （手数料の額） **第十一条の二の三**　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一～四　（略） 五　法第六十八条の二十二第一項の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、三十九万円に、職員二人が同条第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十八条の十三に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、当該審査に係る工場等の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、第十条の五の十八から第十条の五の二十までの規定を準用する。 ２～８　（略）

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　（略） 第三章の二　登録検定機関等 第一節～第五節　（略） 第六節　旅費の額の計算に関し必要な細目（第四十七条の二十七―第四十七条の三十） 第四章・第五章　（略） 附則 （在勤官署の所在地） **第四十七条の二十七**　船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の旅費の額に相当する額（以下この節において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。第四十七条の三十において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （削る） （検査の日数） **第四十七条の二十八**　（略） （渡航雑費の額） **第四十七条の二十九**　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 （調整） **第四十七条の三十**　国土交通大臣が旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	目次 第一章～第三章　（略） 第三章の二　登録検定機関等 第一節～第五節　（略） 第六節　旅費の額の計算に関し必要な細目（第四十七条の二十七―第四十七条の三十一） 第四章・第五章　（略） 附則 （在勤官署の所在地） **第四十七条の二十七**　船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （支度料の不算入） **第四十七条の二十八**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 （検査の日数） **第四十七条の二十九**　（略） （旅行雑費の額） **第四十七条の三十**　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 （調整） **第四十七条の三十一**　国土交通大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（航空法関係手数料規則の一部改正）

第四条　航空法関係手数料規則（平成九年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第十条**　令第十七条の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査、認定又は実地試験のため、その地（次条第一項において「検査地」という。）に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第三項において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。	（在勤官署の所在地） **第十条**　令第十七条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査、認定又は実地試験のため、その地（以下「検査地」という。）に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第十一条　検査地に出張する者の人数及び検査、認定又は実地試験を実施する日数は、別表第九のとおりとする。ただし、同表第一号から第六号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあっては、当該各号に掲げる人数及び日数に別表第十に掲げる人数及び日数を加算した人数及び日数とする。

2　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

3　国土交通大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第五条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（旅費の額） **第五十四条**　令第百三十六条の二の十八の旅費の額に相当する額（次条及び第五十六条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第五十六条第三項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。第五十六条第二項において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。 （在勤官署の所在地） **第五十五条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第五十六条**　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 2　旅費法施行令第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 3　国土交通大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	（旅費の額） **第五十四条**　令第百三十六条の二の十三の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。 （在勤官署の所在地） **第五十五条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第五十六条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 2　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 4　国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（旅費の額） **第五十五条**　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第三条の旅費の額に相当する額（次条及び第五十七条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行	（旅費の額） **第五十五条**　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額

令（令和六年政令第三百六号。第五十七条第二項及び第七十七条第一項第二号において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（在勤官署の所在地）

第五十六条　旅費相当額を計算する場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第五十七条　検査を実施する日数は、当該検査に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。

２　旅費法施行令第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

３　国土交通大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（国土交通大臣が行う認定等の手数料の額）

第七十七条　法第五十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる認定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　認証又は認証の更新申請に係る工場等一件につき、四十九万円（外国において本邦に輸出される型式住宅部分の製造をするものにあっては、申請に係る工場等一件につき三十九万円に、職員二人が法第三十五条第二号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、当該審査に係る工場等の所在地に出張をするとした場合に旅費法及び旅費法施行令の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、第五十五条から第五十七条までの規定を準用する。）

２　（略）

（船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正）

第七条　船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第二十四条**　船員法関係手数料令第九号イ⑵の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、職員の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第三項において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第二十五条**　検査を実施する日数は、当該検査に係る船舶ごとに三日として旅費相当額を計算する。	（在勤官署の所在地） **第二十四条**　船員法関係手数料令第九号イ⑵の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、職員の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条において「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第二十五条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 ２　検査を実施する日数は、当該検査に係る船舶ごとに三日として旅費相当額を計算する。

２　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

３　国土交通大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第八条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（旅費の額） **第四十四条**　令第四条の旅費の額に相当する額（次条及び第四十六条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第四十六条第三項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。第四十六条第二項において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。 （在勤官署の所在地） **第四十五条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第四十六条**　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 ２　旅費法施行令第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 ３　国土交通大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	（旅費の額） **第四十四条**　令第四条の旅費の額に相当する額（次条及び第四十六条において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第四十六条において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。 （在勤官署の所在地） **第四十五条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第四十六条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 ２　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 ３　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 ４　国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第一項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令

別表第一資産の部中「リース資産」を「使用権資産」に、

繰延税金資産	を
繰延税金資産	に改める。
使用権資産	

別表第一負債の部中「リース債務」を「リース負債」に改める。

別表第一収益及び費用の部中

営業外費用	支払利息

を

営業外費用	支払利息
	リース負債に係る利息費用

に改める。

別記第一号様式中「リース資産」を「使用権資産」に、

「繰延税金資産	×××	×××」を
「繰延税金資産	×××	×××
使用権資産	×××	×××」に、「リース債務」を「リース負債」に改める。

別記第二号様式中

「営業費用	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××」を
「営業費用	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××」に、
「支払利息	×××	×××」を
「支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××」に改める。

別記第七号様式中「リース資産」を「使用権資産」に、

長期前払費用							

を

長期前払費用							
使用権資産（投資その他の資産）							

に改める。

別記第九号様式中「リース債務」を「リース負債」に改める。

別記第十二号様式及び別記第十三号様式中「リース資産」を「使用権資産」に改める。

別記第十六号様式中「リース資産」を「使用権資産」に、

「繰延税金資産	×××	×××」を
「繰延税金資産	×××	×××
使用権資産	×××	×××」に、「リース債務」を「リース負債」に改める。

別記第十七号様式中

「支払利息	×××	×××」を
「支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××」に改める。

別記第二十二号様式中

「短期借入金	×××	×××」を
「短期借入金	×××	×××
リース負債	×××	×××」に、
「長期借入金	×××	×××」を
「長期借入金	×××	×××
リース負債	×××	×××」に改める。

別記第二十三号様式中

「支払利息	×××」を
×××　×××　×××」	×××　×××　×××」に改める。
「支払利息	×××」を
リース負債に係る利息費用	リース負債に係る利息費用
×××　×××　×××」	×××　×××　×××」に改める。

別記第二十六号様式中

「短期借入金	×××」を
×××　×××　×××」	×××　×××　×××」に、「リース債務」を「リース負債」に、
「その他の包括利益累計額合計	×××」を
×××　×××　×××」	×××　×××　×××」に改める。

新株予約権

別記第二十七号様式中

「支払利息	×××」を
×××　×××　×××」	×××　×××　×××」に改める。
「支払利息	×××」を
リース負債に係る利息費用	リース負債に係る利息費用
×××　×××　×××」	×××　×××　×××」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（以下この項において「新省令」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新省令の規定を適用することができる。

○国土交通省令第二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十一条の三の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（自動車特定整備事業者の遵守事項）	（自動車特定整備事業者の遵守事項）
第六十二条の二の二　法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第六十二条の二の二**　法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　事業場以外の場所において特定整備を行う場合にあつては、当該特定整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める要件を満たすこと。	（新設）
十　（略）	九　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年六月三十日から施行する。

（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

本則のうち、道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二の改正規定を次のように改める。

改正後

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二　法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六の四　（略）

七　事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ　分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）　次の(1)から(4)までに定める者

(1)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場（(2)に掲げるものを除く。）　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者

(2)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場であつて、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるもの　検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

(3)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場（(4)に掲げるものを除く。）　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者

(4)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場であつて、対象とする自動車が二輪の小型自動車のみであるもの　検定規則の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者

ロ　電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）、二級自動車整備士（総合）、自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者

ハ　分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場　次の(1)又は(2)に掲げる事業場の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者

(1)　原動機を対象とする分解整備を行う事業場　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者

(2)　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者

八～十　（略）

改正前

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二　法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六の四　（略）

七　事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ　分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）　一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ　電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）　一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ　分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場　一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

八～十　（略）

２　（略）

３　前項の届出書には、同項第三号の者が第一項第七号本文に規定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。

２　（略）

３　前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

○国土交通省令第二十六号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条第一号、第五条第二項、第九条の六第一項、第十六条の二第一項から第三項まで、第十六条の五第一項及び第二項、第二十一条第一項から第三項まで、第二十二条第二項第三号及び第四項第三号、第二十二条の二、第二十三条第一項から第三項まで並びに第二十五条第一項の規定に基づき、船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第二条第一号の国土交通省令で定める船員） **第一条**　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第一号の国土交通省令で定める船員は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号の養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）として当該児童を委託することができない船員とする。 ２　（略） （法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合） **第四条**　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　法第五条第一項の申出に係る子の親（同項の申出に係る子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により養子縁組里親として委託されている者若しくは第一条第一項に該当する船員を含む。以下同じ。）である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき。 五～八　（略） （同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例に関する読替え） **第二十条**　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	（法第二条第一号の国土交通省令で定める者） **第一条**　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第一号の国土交通省令で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号の養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）として当該児童を委託することができない船員とする。 ２　（略） （法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合） **第四条**　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　法第五条第一項の申出に係る子の親（同項の申出に係る子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により養子縁組里親として委託されている者若しくは第一条第一項に該当する者を含む。以下同じ。）である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき。 五～八　（略） （同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例に関する読替え） **第二十条**　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）

第五十七条		
（略）	（略）	（略）
第三項、第七条第二項（第九条の四において準用する場合を含む。）	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第二項（第九条の四において準用する場合及び第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　（略）

（法第十六条の二第一項の国土交通省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話）

第二十八条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の疾病の予防を図るために必要なものとして国土交通省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話は、同項の小学校第三学年修了前の子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

（法第十六条の二第一項の国土交通省令で定める事由）

第二十八条の三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十九条の規定による出席停止

二　保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号に掲げる事由に準ずる事由

（法第十六条の二第一項の国土交通省令で定めるもの）

第二十八条の四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の国土交通省令で定めるものは、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とする。

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める者）

第二十八条の五　（略）

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の六　（略）

2　前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による単位で子の看護等休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二　子の看護等休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　子の看護等休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

第五十七条		
（略）	（略）	（略）
第三項、第七条第二項	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　（略）

（法第十六条の二第一項の国土交通省令で定める当該子の世話）

第二十八条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の疾病の予防を図るために必要なものとして国土交通省令で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

（新設）

（新設）

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める者）

第二十八条の三　（略）

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の四　（略）

2　前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による単位で子の看護休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二　子の看護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　子の看護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（子の看護等休暇の申出の方法等）

第二十八条の七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の申出（以下この条において「看護等休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に対して明らかにすることによって行わなければならない。

一　看護等休暇申出をする船員の氏名

二　看護等休暇申出に係る子の氏名及び生年月日

三　子の看護等休暇を取得する年月日（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の規定により、子の看護等休暇を一日未満の単位で取得する場合にあっては、当該子の看護等休暇の開始及び終了の年月日時）

四　看護等休暇申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかっている事実、第二十八条の二に定める世話若しくは第二十八条の三第一号若しくは第二号に定める事由に伴う世話を行う旨又は第二十八条の四に定めるものへの参加をする旨

2　事業主は、看護等休暇申出があったときは、当該看護等休暇申出をした船員に対して、前項第四号に掲げる事項を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話）

第二十八条の八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

一　介護

二　通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める者）

第二十八条の九　（略）

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の十　（略）

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十八条の十三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の規定により、船員に対して、次条に定める事項を知らせるときは、次のいずれかの方法（第三号及び第四号に掲げる方法にあっては、船員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法

四　電子メール等を送信する方法（当該船員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

2　次条に定める事項について、船員に対して、次の各号に掲げる方法により知らせた場合には、当該各号に定める装置又は機器により受信した時に当該船員に到達したものとみなす。

一　前項第三号の方法　船員の使用に係るファクシミリ装置

二　前項第四号の方法　船員の使用に係る通信端末機器

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項）

第二十八条の十四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第二項に規定する育児休業給付及び同条第三項に規定する出生後休業支援給付に関する事項

四　（略）

（子の看護休暇の申出の方法等）

第二十八条の五　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の申出（以下この条において「看護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に対して明らかにすることによって行わなければならない。

一　看護休暇申出をする船員の氏名

二　看護休暇申出に係る子の氏名及び生年月日

三　子の看護休暇を取得する年月日（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の規定により、子の看護休暇を一日未満の単位で取得する場合にあっては、当該子の看護休暇の開始及び終了の年月日時）

四　看護休暇申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかっている事実又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせる旨

2　事業主は、看護休暇申出があったときは、当該看護休暇申出をした船員に対して、前項第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話）

第二十八条の六　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

一　要介護状態にある対象家族（以下この条において「対象家族」という。）の介護

二　対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族が必要とする世話

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める者）

第二十八条の七　（略）

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の八　（略）

（新設）

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項等）

第二十九条の十三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第一項に規定する育児休業給付に関する事項

四　（略）

（削る）

（削る）

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める措置）

第二十九条の十五　（略）

2　次の各号に掲げる措置を講じた場合には、当該各号に定める装置又は機器により受信した時に船員に到達したものとみなす。

一・二　（略）

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十九条の十六　第二十九条の十三の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の規定により、船員に対して、第二十九条の十八に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める制度又は措置）

第二十九条の十七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一　介護休暇に関する制度

二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項において準用する法第十九条の規定による深夜業の制限の制度

三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の介護のための所定労働時間の短縮等の措置（第三十二条の三及び第三十二条の四第八号において「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の十八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　介護休業に関する制度並びに前条各号に掲げる制度及び措置

二　介護休業申出及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の介護両立支援制度等申出の申出先

三　雇用保険法第十条第六項第二号に規定する介護休業給付金に関すること。

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める措置）

第二十九条の十九　第二十九条の十五の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める措置について準用する。

2　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の規定により、船員に対して、前項に定める事項を知らせるときは、次のいずれかの方法（第三号及び第四号に掲げる方法にあっては、船員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法

四　電子メール等を送信する方法（当該船員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3　第一項に定める事項について、船員に対して、次の各号に掲げる方法により知らせた場合には、それぞれ当該各号に定める装置又は機器により受信した時に当該船員に到達したものとみなす。

一　前項第三号の方法　船員の使用に係るファクシミリ装置

二　前項第四号の方法　船員の使用に係る通信端末機器

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める措置）

第二十九条の十四　（略）

2　次の各号に掲げる措置を講じた場合には、それぞれ当該各号に定める装置又は機器により受信した時に船員に到達したものとみなす。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の二十　第二十九条の十八の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める期間）

第二十九条の二十一　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる期間のいずれかとする。

一　四十歳に達した日の属する年度の初日から末日までの期間

二　四十歳に達した日の翌日から起算して一年間

（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十九条の二十二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の規定により、船員に対して、第二十九条の二十において準用する第二十九条の十八に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法

四　電子メール等を送信する方法

2　第二十九条の二十において準用する第二十九条の十八に定める事項について、船員に対して、次の各号に掲げる方法により知らせた場合には、当該各号に定める装置又は機器により受信した時に当該船員に到達したものとみなす。

一　前項第三号の方法　船員の使用に係るファクシミリ装置

二　前項第四号の方法　船員の使用に係る通信端末機器

（法第二十二条第二項第三号の国土交通省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置）

第三十一条の三　前条の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十二条第二項第三号の国土交通省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置について準用する。この場合において、前条各号中「育児休業」とあるのは、「介護休業」と読み替えるものとする。

（法第二十二条第四項第三号の国土交通省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置）

第三十一条の四　第三十一条の二の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十二条第四項第三号の国土交通省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置について準用する。この場合において、第三十一条の二中「育児休業の取得」とあるのは「介護両立支援制度等の利用」と、「育児休業に関する制度」とあるのは「介護両立支援制度等」と読み替えるものとする。

（法第二十二条の二の規定による公表の方法）

第三十一条の五　（略）

（法第二十二条の二の国土交通省令で定めるもの）

第三十一条の六　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十二条の二の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの割合とする。

一　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第二十二条の二の規定による公表の方法）

第三十一条の三　（略）

（法第二十二条の二の国土交通省令で定めるもの）

第三十一条の四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十二条の二の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの割合とする。

一　（略）

二　その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び子の看護等休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

（法第二十三条第一項本文の国土交通省令で定める者）

第三十一条の七　（略）

（法第二十三条第一項の措置）

第三十二条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の育児のための所定労働時間の短縮措置は、船舶の停泊中における一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

（削る）

（削る）

（法第二十三条第二項の措置）

第三十二条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項の短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。

一　船員（日々雇用される者以外の者であって、その三歳に満たない子を養育するもののうち育児休業をしないもの及び育児休業に関する制度に準ずる措置を受けないものに限る。次号において同じ。）の申出に基づき適用する短期間の航海を行う船舶に乗り組ませることのできる制度その他これに準ずる制度を設けること。

二　船員の三歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。

二　その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び子の看護等休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

（法第二十三条第一項本文の国土交通省令で定める者）

第三十一条の五　（略）

（法第二十三条の所定労働時間の短縮等の措置）

第三十二条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の育児のための所定労働時間の短縮措置は、船舶の停泊中における一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

2　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項の短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。

一　船員（日々雇用される者以外の者であって、その三歳に満たない子を養育するもののうち育児休業をしないもの及び育児休業に関する制度に準ずる措置を受けないものに限る。以下この項において同じ。）の申出に基づき適用する短期間の航海を行う船舶に乗り組ませることのできる制度その他これに準ずる制度を設けること。

二　船員の三歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。

3　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、二回以上の利用をすることができる措置とし、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。ただし、第三号に掲げる方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、二回以上の利用ができることを要しない。

一　船員（日々雇用される者以外の者であって、その要介護状態にある対象家族を介護するもの。以下この項において同じ。）の申出に基づき適用する船舶の停泊中における所定労働時間の短縮の制度その他これに準ずる制度を設けること。

二　船員の申出に基づき適用する短期間の航海を行う船舶に乗り組ませることのできる制度その他これに準ずる制度を設けること。

三　船員が当該船員に代わって対象家族を介護するサービスを就業中に利用するために負担すべき費用を助成する制度その他これに準ずる制度を設けること。

（新設）

（法第二十三条第三項の措置）

第三十二条の三　介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、二回以上の利用をすることができる措置とし、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。ただし、第三号に掲げる方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、二回以上の利用ができることを要しない。

一　船員（日々雇用される者以外の者であって、その要介護状態にある対象家族を介護するもの。以下この条において同じ。）の申出に基づき適用する船舶の停泊中における所定労働時間の短縮の制度その他これに準ずる制度を設けること。

二　船員の申出に基づき適用する短期間の航海を行う船舶に乗り組ませることのできる制度その他これに準ずる制度を設けること。

三　船員が当該船員に代わって対象家族を介護するサービスを就業中に利用するために負担すべき費用を助成する制度その他これに準ずる制度を設けること。

（法第二十五条第一項の国土交通省令で定める制度又は措置）

第三十二条の四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第一項の国土交通省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　子の看護等休暇

四・五　（略）

六　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の育児のための所定労働時間の短縮措置

七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は同項第一号の陸上勤務の措置若しくは同項第二号の短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置

八　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十七号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（新設）	（法第二十五条第一項の国土交通省令で定める制度又は措置） **第三十二条の二**　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第一項の国土交通省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　子の看護休暇 四・五　（略） 六　育児のための所定労働時間の短縮措置 七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置 八　（略）
（建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官） **第十一条**　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。	（建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官） **第十一条**　技術調査課に、建設システム管理企画室、建設技術調整室、施工企画室及び電気通信室並びに技術企画官、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、情報技術企画官、事業評価・保全企画官及び技術開発官それぞれ一人を置く。

2　建設システム管理企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業（官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。以下単に「直轄事業」という。）に係る技術基準（監督及び検査に関するもので二以上の部局に共通するものに限る。）及び積算基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（不動産・建設経済局並びに施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　建設技術調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（建設システム管理企画室及び施工企画室並びに環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官及び情報技術企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　調査、工事の設計及び工事の適正な実施の確保に関する建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室並びに環境安全・地理空間情報技術調整官及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

5　（略）

6　施工企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業の施工方法（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

五　建設工事用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関すること（施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

六　（略）

7～10　（略）

11　環境安全・地理空間情報技術調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る環境の保全及び安全の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する特定事項についての指導に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

三　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する普及に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

2　建設システム管理企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業（官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。以下単に「直轄事業」という。）に係る技術基準（監督及び検査に関するもので二以上の部局に共通するものに限る。）及び積算基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（不動産・建設経済局及び施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　建設技術調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（建設システム管理企画室、施工企画室、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官及び情報技術企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　調査、工事の設計及び工事の適正な実施の確保に関する建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局並びに官庁営繕部、施工企画室及び環境安全・地理空間情報技術調整官の所掌に属するものを除く。）。

5　（略）

6　施工企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業の施工方法（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

二～四　（略）

五　建設工事用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関すること。

六　（略）

7～10　（略）

11　環境安全・地理空間情報技術調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る環境の保全及び安全の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

二　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する特定事項についての指導に関すること（他局並びに官庁営繕部及び施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

三　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する普及に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（他局並びに官庁営繕部及び施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

12　工事監視官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄工事に係る土木工事の適正な施工の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。
二　適正な工期の設定に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。
13　施工自動化企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄事業の施工方法（二以上の部局に共通するものに限る）に関する事務のうち自動化に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
二　建設工事用機械に係る建設技術に関する事務のうち自動化に関する特定事項についての指導及び普及に関すること。
14　情報技術企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄事業に係る情報通信に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
15・16　（略）
（交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官）
第十八条　共生社会政策課に、交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官一人を置く。
2～4　（略）
（調整室及び広域制度企画室並びに二地域居住政策推進官）
第三十九条　地方政策課に、調整室及び広域制度企画室並びに二地域居住政策推進官一人を置く。
2　調整室は、国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整に関する事務をつかさどる。
3　調整室に、室長を置く。
4　広域制度企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　東北地方その他の各地方の整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
二　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の施行に関すること（都市局及び港湾局並びに二地域居住政策推進官の所掌に属するものを除く。）。
5　広域制度企画室に、室長を置く。
6　二地域居住政策推進官は、命を受けて、特定居住（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第二条第一項第一号ハに規定する特定居住をいう。）の推進その他の地方の振興に関する総合的な政策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（都市環境推進官）
第四十五条　都市環境課に、都市環境推進官一人を置く。
2　都市環境推進官は、命を受けて、都市環境課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

12　工事監視官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄工事に係る土木工事の適正な施工の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。
二　適正な工期の設定に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。
（新設）
13　情報技術企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄事業に係る情報通信に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
14・15　（略）
（交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官）
第十八条　バリアフリー政策課に、交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官一人を置く。
2～4　（略）
（広域制度企画室及び調整室並びに地域づくり活動推進官）
第三十九条　地方政策課に、広域制度企画室及び調整室並びに地域づくり活動推進官一人を置く。
2　広域制度企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　東北地方その他の各地方の整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
二　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の施行に関すること（都市局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。
3　広域制度企画室に、室長を置く。
4　調整室は、国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整に関する事務をつかさどる。
5　調整室に、室長を置く。
6　地域づくり活動推進官は、命を受けて、地方政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。
（新設）

（デジタル情報活用推進室並びに国際・デジタル政策企画調整官及び海外プロジェクト推進官）

第四十六条　（略）

（都市安全推進官及び都市防災対策官）

第四十七条　都市安全課に、都市安全推進官及び都市防災対策官それぞれ一人を置く。

2　都市安全推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一　都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整に関すること（都市防災対策官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　都市局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導（公園に係るものにあっては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること（都市防災対策官の所掌に属するものを除く。）。

3　都市防災対策官は、命を受けて、宅地の耐震化その他の都市安全課の所掌に係る防災に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに道路環境調整官、道路防災調整官及び地域道路調整官）

第七十一条　環境安全・防災課に、道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに道路環境調整官、道路防災調整官及び地域道路調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　道路防災対策室は、道路の防災に関する企画及び立案に関する事務（道路防災調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5・6　（略）

7　道路防災調整官は、命を受けて、道路の防災に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

8　（略）

（鉄道産業技術戦略室及び技術開発室並びに技術基準管理官）

第八十四条　技術企画課に、鉄道産業技術戦略室及び技術開発室並びに技術基準管理官一人を置く。

（削る）

（削る）

2　鉄道産業技術戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。以下この項及び第四項において「陸運機器等」という。）に関する基本的な政策のうち技術に関するものについての企画及び立案並びに推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（技術開発室の所掌に属するものを除く。）。

二　陸運機器等の産業標準に関すること。

三～六　（略）

（デジタル情報活用推進室並びに国際・デジタル政策企画調整官及び海外プロジェクト推進官）

第四十五条　（略）

（都市安全推進官及び都市防災調整官）

第四十六条　都市安全課に、都市安全推進官及び都市防災調整官それぞれ一人を置く。

2　都市安全推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一　都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整に関すること（都市防災調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　都市局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導（公園に係るものにあっては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること（都市防災調整官の所掌に属するものを除く。）。

3　都市防災調整官は、命を受けて、都市安全課の所掌に係る防災に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

第四十七条　削除

（道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに道路環境調整官及び地域道路調整官）

第七十一条　環境安全・防災課に、道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに道路環境調整官及び地域道路調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　道路防災対策室は、道路の防災に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5・6　（略）

（新設）

7　（略）

（技術開発室及び車両工業企画室並びに技術基準管理官）

第八十四条　技術企画課に、技術開発室及び車両工業企画室並びに技術基準管理官一人を置く。

2　技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。第四項において「陸運機器等」という。）及び鉄道等の用に供する施設に関する技術の開発に関すること。

二　鉄道等の用に供する施設の建設、改造、修理及び保守並びに鉄道等の車両に関する外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること。

3　技術開発室に、室長を置く。

4　車両工業企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一～四　（略）

３　鉄道産業技術戦略室に、室長を置く。
４　技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　陸運機器等及び鉄道等の用に供する施設に関する技術の開発に関すること。
二　鉄道等の用に供する施設の建設、改造、修理及び保守並びに鉄道等の車両に関する外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること。
５　技術開発室に、室長を置く。
６　（略）
（自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官）
第八十八条　技術・環境政策課に、自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官それぞれ一人を置く。
（削る）
（削る）
２・３　（略）
（自動車登録デジタル化推進室及び自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官）
第八十九条　自動車情報課に、自動車登録デジタル化推進室及び自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官それぞれ一人を置く。
２　自動車登録デジタル化推進室は、自動車の登録に係る手続のデジタル化の推進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（自動車登録管理企画室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
３　自動車登録デジタル化推進室に、室長を置く。
４～７　（略）
（認証監理室及びリコール監理室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）
第九十三条　審査・リコール課に、認証監理室及びリコール監理室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官それぞれ一人を置く。
２　認証監理室は、道路運送車両並びに道路運送車両の共通構造部及び装置の型式についての指定その他の証明に関する事務並びにこれらの証明を申請する者及び証明を受けた者の指導及び監督に関する事務（自動運転技術審査官、型式指定業務指導官及び完成検査業務適正化対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
３　認証監理室に、室長を置く。
４　リコール監理室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務（リコール業務指導官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
５　リコール監理室に、室長を置く。
６　（略）

５　車両工業企画室に、室長を置く。
（新設）
６　（略）
（先進技術推進室並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官）
第八十八条　技術・環境政策課に、先進技術推進室並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官それぞれ一人を置く。
２　先進技術推進室は、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
３　先進技術推進室に、室長を置く。
４・５　（略）
（自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官）
第八十九条　自動車情報課に、自動車登録管理企画室並びに自動車情報活用推進官及び自動車登録番号標企画調整官それぞれ一人を置く。
（新設）
（新設）
２～５　（略）
（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）
第九十三条　審査・リコール課に、リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官それぞれ一人を置く。
２　リコール監理室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務（不具合情報調査推進室及びリコール業務指導官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
３　リコール監理室に、室長を置く。
４　不具合情報調査推進室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務のうち、道路運送車両の不具合に関する情報の収集及び分析並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関するものをつかさどる。
５　不具合情報調査推進室に、室長を置く。
６　（略）

7　型式指定業務指導官は、道路運送車両並びに道路運送車両の共通構造部及び装置の型式についての指定を受けた者の法令の遵守の体制の整備に関する指導及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（完成検査業務適正化対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8　完成検査業務適正化対策官は、道路運送車両並びに道路運送車両の共通構造部及び装置の型式についての指定その他の証明に関する事務のうち、道路運送車両法第七十五条第四項の検査に係る業務の適正化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

9・10　（略）

（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官）

第九十五条　総務課に、企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官及び国際協力調整官それぞれ一人並びに海技試験官七人を置く。

2～18　（略）

（港湾建設室及び港湾工事高度化室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官）

第百十三条　技術企画課に、港湾建設室及び港湾工事高度化室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。

2　港湾建設室は、港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務（海洋・環境課及び海岸・防災課並びに港湾工事高度化室及び品質確保企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　港湾建設室に、室長を置く。

4　港湾工事高度化室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務のうち施工方法の高度化に関すること（海洋・環境課及び港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　港湾及び航路の整備及び保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成、技術の指導及び成果の普及並びに港湾の施設に関する技術上の基準に関する事務のうち、デジタル技術及び情報の高度利用に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

5　港湾工事高度化室に、室長を置く。

（削る）

7　型式指定業務指導官は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項、第七十五条の二第一項又は第七十五条の三第一項の指定を申請する者及び指定を受けた者の法令の遵守の体制の整備に関する指導及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（完成検査業務適正化対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8　完成検査業務適正化対策官は、道路運送車両法第七十五条第四項の検査に係る業務の適正化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

9・10　（略）

（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官）

第九十五条　総務課に、企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官及び国際協力調整官それぞれ一人並びに海技試験官八人を置く。

2～18　（略）

（港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官）

第百十三条　技術企画課に、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。

（新設）

2　港湾保全政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務のうち港湾の施設及び航路の改良及び維持並びに既存の港湾施設の活用の促進に係るものの企画及び立案、調整並びに指導に関すること（積算基準及び施工基準に関すること並びに海洋・環境課並びに港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　港湾及び航路の保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること（海洋・環境課及び技術企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　港湾の施設に関する技術上の基準のうち維持に関すること（国際標準化推進官の所掌に属するものを除く。）。

3　港湾保全政策室に、室長を置く。

4　技術監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾の整備及び利用並びに航路の整備に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること（海洋・環境課及び技術企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　港湾の施設に関する技術上の基準に関すること（港湾保全政策室並びに技術基準調整官及び国際標準化推進官の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

6～10　（略）

11　建設企画調整官は、命を受けて、港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準及び施工基準に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

12～14　（略）

附　則

（削る）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第九条を削る改正規定及び次条の規定は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条のうち、国土交通省組織規則第百三条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測度官及び船級協会業務調整官）	（危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測度官及び船級協会業務調整官）
第百三条　（略）	**第百三条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　船舶検査測度官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。	6　船舶検査測度官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
一　次に掲げる事項の執行に関すること。	一　次に掲げる事項の執行に関すること。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覧表の確認及び再資源化解体の承認等（再資源化解体計画の承認に係るものを除く。）	（新設）
ニ～ヘ　（略）	ハ～ホ　（略）
ト　船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）	ヘ　船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）
二～四　（略）	二～四　（略）
7～11　（略）	7～11　（略）

三　港湾等の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海洋の汚染の防除に関する業務の用に供する船舶及び機器の整備に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

四　港湾施設の産業標準に関すること。

5　技術監理室に、室長を置く。

6～10　（略）

11　建設企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する重要事項についての企画及び立案に関すること（海洋・環境課及び海岸・防災課並びに港湾保全政策室、港湾工事安全推進官、品質確保企画官及び港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準及び施工基準に関する事務のうち重要事項に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

12～14　（略）

附　則

（船舶検査官の所掌事務の特例）

第九条　海事局検査測度課船舶検査官は、第百三条第六項各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日の前日までの間、同法附則第五条の規定による相当確認の執行に関する事務をつかさどる。

○国土交通省令第二十八号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建築災害対策研究官） **第五十条の四**　建築研究部に、建築災害対策研究官一人を置く。 ２　（略） （社会資本マネジメント研究センターの所掌事務） **第八十七条**　社会資本マネジメント研究センターは、次に掲げる事務（土木建築関係事務に関することに限る。）をつかさどる。 一　（略） 二　建設経済及び建設工事に係る環境の保全に関する調査、研究及び開発を行うこと。 三～五　（略） （社会資本マネジメント研究センターに置く室） **第八十九条**　（略） （建設経済・環境研究室の所掌事務） **第九十四条**　建設経済・環境研究室は、建設経済及び建設工事に係る環境の保全に関する調査、研究及び開発に関する事務をつかさどる。	（建築災害対策研究官） **第五十条の四**　建築研究部に、建築災害対策官一人を置く。 ２　（略） （社会資本マネジメント研究センターの所掌事務） **第八十七条**　社会資本マネジメント研究センターは、次に掲げる事務（土木建築関係事務に関することに限る。）をつかさどる。 一　（略） 二　建設経済に関する調査、研究及び開発を行うこと。 三～五　（略） （社会資本マネジメント研究センターに置く課等） **第八十九条**　（略） （建設経済・環境研究室の所掌事務） **第九十四条**　建設経済・環境研究室は、建設経済・環境に関する調査、研究及び開発に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報サービス課の所掌事務） **第四十二条**　情報サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　測量成果及び測量記録の供覧並びにこれらに係る書面の交付及び電磁的記録の提供に関すること。 五・六　（略）	（情報サービス課の所掌事務） **第四十二条**　情報サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　測量成果その他これに関連する資料の供覧及び謄本又は抄本の交付に関すること。 五・六　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 五の二　建設工事における入札制度に関する事務のうち、関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 六～四十四　（略） （建設産業調整官） **第三十八条**　（略） ２　建設産業調整官は、命を受けて、建設産業に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（建設業適正契約推進官及び不動産業適正化推進官が整理するものを除く。）を整理する。 （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 六の二　建設工事における入札制度に関する事務のうち、関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 七～二十五　（略） （建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千六十六人以内を置く。 ２　（略） **附　則** （建設専門官の設置期間の特例） **第十六条**　第百三十六条の建設専門官のうち十九人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。 ２　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち七人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。 ３　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち六人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。 ４　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち七人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 ５　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。 （用地官の設置期間の特例） **第十七条**　第百三十九条の用地官のうち一人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） （新設） 六～四十四　（略） （建設産業調整官） **第三十八条**　（略） ２　建設産業調整官は、命を受けて、建設産業に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（不動産業適正化推進官が整理するものを除き、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、建設業適正契約推進官が整理するものを除く。）を整理する。 （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） （新設） 七～二十五　（略） （建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千七十二人以内を置く。 ２　（略） **附　則** （建設専門官の設置期間の特例） **第十六条**　第百三十六条の建設専門官のうち三十人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。 ２　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち十四人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。 ３　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち二人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。 ４　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち五人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 ５　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。 （用地官の設置期間の特例） **第十七条**　第百三十九条の用地官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（宮城南部復興事務所の設置期間の特例）

第二十二条　東北地方整備局宮城南部復興事務所は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（久慈川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

第二十三条　関東地方整備局久慈川緊急治水対策河川事務所は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
関東地方整備局	利根川ダム統合管理事務所	前橋市	利根川上流ダム群（利根川矢木沢ダム及び藤原ダム、楢俣川奈良俣ダム、赤谷川相俣ダム、片品川薗原ダム、吾妻川八ッ場ダム、神流川下久保ダム並びに渡良瀬川草木ダム）	操作その他の管理の調整
	（略）		（略）	（略）

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち二人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十三条の用地対策官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（宮城南部復興事務所の設置期間の特例）

第二十二条　東北地方整備局宮城南部復興事務所は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（久慈川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

第二十三条　関東地方整備局久慈川緊急治水対策河川事務所は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
関東地方整備局	利根川ダム統合管理事務所	前橋市	利根川藤原ダム	改良工事
			利根川上流ダム群（利根川矢木沢ダム及び藤原ダム、楢俣川奈良俣ダム、赤谷川相俣ダム、片品川薗原ダム、吾妻川八ッ場ダム、神流川下久保ダム並びに渡良瀬川草木ダム）	操作その他の管理の調整
	（略）		（略）	（略）

北陸地方整備局	（略）				
	能登復興事務所	七尾市	河原田川、塚田川、南志見川、町野川、鈴屋川及び珠洲大谷川	河川法第十六条の四第一項に規定する特定河川工事	
			（略）	（略）	
	（略）				
	千曲川河川事務所	長野市	信濃川上流	改良工事及び維持修繕その他の管理（大町ダム管理所の所掌に属するものを除く。）並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務	
			信濃川上流ダム群（高瀬川高瀬ダム、七倉ダム及び大町ダム）	操作その他の管理の調整	
	（略）				
	大町ダム管理所	大町市	高瀬川高瀬ダム、七倉ダム及び大町ダム	維持及び管理	
			高瀬川高瀬ダム、七倉ダム及び大町ダムに係る河川	管理	
	（略）				
中部地方整備局	（略）				
	沼津河川国道事務所	沼津市	（略）	（略）	
			静岡県伊豆半島沿岸及び駿河湾沿岸	海岸の保全に関する調査	
	（略）				
	（略）				

北陸地方整備局	（略）				
	能登復興事務所	七尾市	河原田川	河川法第十六条の四第一項に規定する特定河川工事	
			（略）	（略）	
	（略）				
	千曲川河川事務所	長野市	信濃川上流	改良工事及び維持修繕その他の管理（大町ダム管理所の所掌に属するものを除く。）並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務	
	（略）				
	大町ダム管理所	大町市	高瀬川大町ダム	維持及び管理	
			高瀬川大町ダムに係る河川	管理	
	（略）				
中部地方整備局	（略）				
	沼津河川国道事務所	沼津市	（略）	（略）	
			静岡県伊豆半島沿岸及び駿河湾沿岸	海岸保全施設に関する工事及び水防警報	
	（略）				
	（略）				

近畿地方整備局	琵琶湖河川事務所	大津市	淀川上流（滋賀県境から上流）のうち、大戸川ダム工事事務所の管轄区域を除く区間	改良工事及び維持修繕その他の管理（淀川ダム統合管理事務所の所掌に属するものを除く。）並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
			（略）	（略）
（略）				
九州地方整備局	鹿児島国道事務所	鹿児島市	一般国道三号、十号、五十八号、二百二十号、二百二十五号及び二百二十六号	改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
			（略）	（略）
（略）				

近畿地方整備局	琵琶湖河川事務所	大津市	淀川上流（滋賀県境から上流）のうち、大戸川ダム工事事務所の管轄区域を除く区間	改良工事及び維持修繕その他の管理（淀川ダム統合管理事務所の所掌に属するものを除く。）並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
			淀川天ヶ瀬ダム	改良工事
			（略）	（略）
（略）				
九州地方整備局	鹿児島国道事務所	鹿児島市	一般国道三号、十号、五十八号、二百二十号、二百二十五号及び二百二十六号	改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
			薩摩川内市道隈之城・高城線（天大橋）	修繕工事（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
			（略）	（略）
（略）				

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務）	（事業振興部の所掌事務）
第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四十二　（略）	一～四十二　（略）
四十二の二　建設工事における入札制度に関する事務のうち、関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。	（新設）
四十三～五十七　（略）	四十三～五十七　（略）

（建設産業課の所掌事務）
第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
五の二　建設工事における入札制度に関する事務のうち、関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。
六～十八　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十二号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第一条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区（同条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）に関することを除く。）。 九～十二　（略） （交通政策部に置く課） **第二十条**　交通政策部に、次に掲げる課を置く。 交通企画課 環境・物流課 共生社会推進課 （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 八～九　（略） （共生社会推進課の所掌事務） **第二十三条**　共生社会推進課は、地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。 一　共生社会の形成の促進のための移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上に関する施策の推進 二　（略）	（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 九～十二　（略） （交通政策部に置く課） **第二十条**　交通政策部に、次に掲げる課を置く。 交通企画課 環境・物流課 バリアフリー推進課 （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 八～九　（略） （バリアフリー推進課の所掌事務） **第二十三条**　バリアフリー推進課は、地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。 一　高齢者、障害者、子ども及び妊産婦が安心して生活するために必要なこれらの者の移動又は施設の利用に係るバリアフリーに資する施策の推進その他これらの者の移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上 二　（略）

（所掌事務）

第八十五条　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～二十四　（略）

二十五　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

二十六～四十三　（略）

2　（略）

（総務企画部の所掌事務）

第八十七条　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十八　（略）

十九　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

二十～三十一　（略）

（企画課の所掌事務）

第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）及び物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

九～十九　（略）

（物流施設対策官の職務）

第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

七・八　（略）

（所掌事務）

第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～五　（略）

六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

七～四十二　（略）

（運輸企画専門官）

第百二十五条　運輸支局に、運輸企画専門官を置く。

2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二　（略）

十三　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

十四～四十三　（略）

3～8　（略）

（所掌事務）

第八十五条　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～二十四　（略）

二十五　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

二十六～四十三　（略）

2　（略）

（総務企画部の所掌事務）

第八十七条　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十八　（略）

十九　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

二十～三十一　（略）

（企画課の所掌事務）

第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）及び物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

九～十九　（略）

（物流施設対策官の職務）

第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

七・八　（略）

（所掌事務）

第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～五　（略）

六　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

七～四十二　（略）

（運輸企画専門官）

第百二十五条　運輸支局に、運輸企画専門官を置く。

2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二　（略）

十三　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

十四～四十三　（略）

3～8　（略）

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第二条　地方運輸局組織規則の一部を次のように改正する。

附則第四条から第十四条までを削る。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。

○国土交通省令第三十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空管制技術官） **第六十六条**　（略） ２・３　（略） ４　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。 ５～９　（略）	（航空管制技術官） **第六十六条**　（略） ２・３　（略） ４　函館空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。 ５～９　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項及び第五項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管轄区域） **第一条**　（略） ２　（略） ３　国土交通大臣は、第一項の規定にかかわらず、空域における航空交通及び気象の状況を考慮した航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。以下同じ。）及び飛行計画の承認に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、航空交通管制部の管轄区域について特別の定めをすることができる。	（管轄区域） **第一条**　（略） ２　（略） （新設）

（航空管制官）

第六条　航空交通管制部に、航空管制官を置く。

２　航空管制官は、航空交通管制及び飛行計画の承認に関する事務（航空交通管理管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及び航空管制技術官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３～６　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航空管制官） **第六条**　航空交通管制部に、航空管制官を置く。 ２　航空管制官は、航空交通管制及び飛行計画の承認に関する事務（航空交通管理管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及び航空管制技術官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ３～６　（略）	（航空管制官） **第六条**　航空交通管制部に、航空管制官を置く。 ２　航空管制官は、航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に関する事務（航空交通管理管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及び航空管制技術官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ３～６　（略）
（火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山灰情報企画調整官、火山機動観測管理官及び火山活動評価解析官） **第四十二条**　火山監視課に、火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山灰情報企画調整官、火山機動観測管理官及び火山活動評価解析官それぞれ一人を置く。 ２　火山防災推進室は、次に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 一　災害の防止のための火山現象の予報及び警報に関すること（管理課及び地震火山技術・調査課並びに火山灰情報企画調整官の所掌に属するものを除く。）。 二　災害の防止のための火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表に関すること（地震火山技術・調査課及び火山灰情報企画調整官の所掌に属するものを除く。）。 三　災害の防止のための火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること（火山灰情報企画調整官の所掌に属するものを除く。）。 ３～５　（略） ６　火山灰情報企画調整官は、命を受けて、火山監視課の所掌に関する火山灰に関する情報に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 ７・８　（略）	（火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山機動観測管理官、火山活動評価解析官及び国際火山灰情報調整官） **第四十二条**　火山監視課に、火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山機動観測管理官、火山活動評価解析官及び国際火山灰情報調整官それぞれ一人を置く。 ２　火山防災推進室は、次に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 一　災害の防止のための火山現象の予報及び警報に関すること（管理課及び地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。）。 二　災害の防止のための火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表に関すること（地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。）。 三　災害の防止のための火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること（国際火山灰情報調整官の所掌に属するものを除く。）。 ３～５　（略） ６・７　（略） ８　国際火山灰情報調整官は、大気中における火山灰の分布に関する情報の収集及び発表に関する国際的な連携に関する企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
（削る）	（新設）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十六号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）
第三節　課の内部組織等	第三節　課の内部組織等
第一款～第五款　（略）	第一款～第五款　（略）
第六款　削除	第六款　監察官及び監察企画官（第五十六条）
第二章　（略）	第二章　（略）
第三章　監察官（第百二十二条）	（新設）
第四章　雑則（第百二十三条）	第三章　雑則（第百二十二条）
附則	附則
第六款　削除	第六款　監察官及び監察企画官（第五十六条）
第五十六条　削除	（監察官及び監察企画官）
第三章　監察官（第百二十二条）	第五十六条　海上保安庁に、監察官及び監察企画官それぞれ一人を置く。
（監察官）	2　監察官は、首席監察官のつかさどる職務を助ける。
第百二十二条　海上保安庁に、監察官一人を置く。	3　監察企画官は、命を受けて、首席監察官のつかさどる職務のうち特定事項に関するものを助ける。
2　監察官は、首席監察官のつかさどる職務を助ける。	（新設）
第四章　雑則（第百二十三条）	第三章　雑則（第百二十二条）
第百二十三条　（略）	第百二十二条　（略）
附　則	附　則
1・2　（略）	1・2　（略）
（削る）	（監察企画官の設置期間の特例）
	3　監察企画官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行に伴い、船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十条第四項及び第八十二条の二第五項の規定に基づき、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令及び船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令及び船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第一条　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第二（第四条の三及び第十八条関係）	
講習科目	条件
（略）	（略）
三　食品衛生	一　栄養士又は管理栄養士 二～四　（略）
（略）	（略）

改正前	
別表第二（第四条の三及び第十八条関係）	
講習科目	条件
（略）	（略）
三　食品衛生	一　栄養士 二～四　（略）
（略）	（略）

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第二条　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（船舶料理士の資格）	
第二条　船舶料理士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。	
一　（略）	
二　船舶に乗り組んで一年以上（次号ロに掲げる者又は調理師、栄養士、管理栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者にあつては、三月以上）専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。	
三　次のいずれかに該当する者であること。	
イ・ロ　（略）	
ハ　調理師、栄養士、管理栄養士その他イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者	
2　前項第三号ロに掲げる者又は調理師、栄養士、管理栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者については、前項第二号の規定は、適用しない。	
別表第二（第八条関係）	
試験科目	条件
（略）	（略）
四　栄養学（学科）	一　（略） 二　栄養士又は管理栄養士
五　食品学（学科）	一　（略） 二　栄養士又は管理栄養士

改正前	
（船舶料理士の資格）	
第二条　船舶料理士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。	
一　（略）	
二　船舶に乗り組んで一年以上（次号ロに掲げる者又は調理師、栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者にあつては、三月以上）専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。	
三　次のいずれかに該当する者であること。	
イ・ロ　（略）	
ハ　調理師、栄養士その他イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者	
2　前項第三号ロに掲げる者又は調理師、栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者については、前項第二号の規定は、適用しない。	
別表第二（第八条関係）	
試験科目	条件
（略）	（略）
四　栄養学（学科）	一　（略） 二　栄養士
五　食品学（学科）	一　（略） 二　栄養士

六　食品衛生学（学科）	六　食品衛生学（学科）
一　（略）	一　（略）
二　栄養士又は管理栄養士	二　栄養士
三・四　（略）	三・四　（略）
七　調理理論（学科）	七　調理理論（学科）
一　栄養士又は管理栄養士	一　栄養士
二・三　（略）	二・三　（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項第六号、第十一条第二項、第十七条の二、第十七条の三第一項及び第二十七条の二十三第一項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国土交通省令で定める学科）	（国土交通省令で定める学科）
第一条　建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第五項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。	**第一条**　建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第四項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。
（表　略）	（表　略）
（法第六条第一項第六号の書類）	（法第六条第一項第六号の書類）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　都道府県知事は、第一項第十五号に掲げる書面に記載されるべき情報を、法第七条の規定の施行に必要な限度で、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することについて、当該都道府県知事の許可を申請する者の同意があつたときは、同項の規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。	（新設）
5・6　（略）	4・5　（略）
（法第十一条第一項の変更の届出）	（法第十一条第一項の変更の届出）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更届出書を提出する者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類（第四条第三項の国土交通大臣の定める書類に該当するものに限る。）及び前項第二号に掲げる書面（第三条第三項の国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。	3　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更届出書を提出する者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類（第四条第三項の国土交通大臣の定める書類に該当するものに限る。）及び同項第二号に掲げる書面（第三条第三項の国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。

（毎事業年度経過後に届出を必要とする書類）

第十条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項第四号に掲げる書面に記載されるべき情報を、法第七条の規定の施行に必要な限度で、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することについて、当該都道府県知事の許可を受けている者の同意があつたときは、同項の規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。

（特定建設業についての準用）

第十三条　第一条から第六条まで（第三条第二項から第四項までを除く。）、第七条の二及び第八条から前条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第四項及び第十条第三項中「第七条」とあるのは「第十五条」と、第四条第五項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、第七条の二第一項中「第七条第二号に規定する営業所技術者」とあるのは「第十五条第二号に規定する特定営業所技術者」と読み替えるものとする。

2～4　（略）

（譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請等）

第十三条の二　譲渡人（法第十七条の二第一項に規定する譲渡人をいう。以下この条において同じ。）及び譲受人（同項に規定する譲受人をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）は、法第十七条の二第一項の規定により譲渡及び譲受けの認可を受けようとするときは、当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の五による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　別記様式第二十二号の六による譲受人に係る第九項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

八・九　（略）

2　合併消滅法人等（法第十七条の二第二項に規定する合併消滅法人等をいう。以下この項において同じ。）は、同条第二項の規定により合併の認可を受けようとするときは、当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の七による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一　（略）

二　建設業者としての地位を承継する者が合併存続法人（法第十七条の二第二項に規定する合併存続法人をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、別記様式第二号による当該合併存続法人に係る工事経歴書

三～七　（略）

八　別記様式第二十二号の六による合併存続法人等に係る第九項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

九・十　（略）

（毎事業年度経過後に届出を必要とする書類）

第十条　（略）

2　（略）

（新設）

（特定建設業についての準用）

第十三条　第一条から第六条まで（第三条第二項から第四項までを除く。）、第七条の二及び第八条から前条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第四項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、第七条の二第一項中「第七条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2～4　（略）

（譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請等）

第十三条の二　譲渡人（法第十七条の二第一項に規定する「譲渡人」をいう。以下この条において同じ。）及び譲受人（同項に規定する「譲受人」をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）は、同項の規定により譲渡及び譲受けの認可を受けようとするときは、当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の五による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　別記様式第二十二号の六による譲受人に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

八・九　（略）

2　合併消滅法人等（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により合併の認可を受けようとするときは、当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の七による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一　（略）

二　建設業者としての地位を承継する者が合併存続法人（法第十七条の二第二項に規定する「合併存続法人」をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、別記様式第二号による当該合併存続法人に係る工事経歴書

三～七　（略）

八　別記様式第二十二号の六による合併存続法人等に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

九・十　（略）

3　分割被承継法人等（法第十七条の二第三項に規定する分割被承継法人等をいう。以下この項において同じ。）は、同条第三項の規定により分割の認可を受けようとするときは、当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の八による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一　（略）

二　別記様式第二号による分割承継法人（法第十七条の二第三項に規定する分割承継法人をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）に係る工事経歴書（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。）

三～七　（略）

八　別記様式第二十二号の六による分割承継法人に係る第九項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

九・十　（略）

4　前三項のいずれかの規定により認可申請書を国土交通大臣に提出した譲渡人若しくは譲受人、合併消滅法人（法第十七条の二第二項に規定する合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは合併存続法人又は分割被承継法人（法第十七条の二第三項に規定する分割被承継法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは分割承継法人のうち、都道府県知事の許可を受けている者（次項において「知事許可建設業者」という。）は、別記様式第二十二号の九による届出書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

5～7　（略）

8　都道府県知事は、第一項第六号、第二項第七号又は第三項第七号に掲げる書類のうち、第四条第一項第十五号に掲げる書面に記載されるべき情報を、法第十七条の二第四項において準用する法第七条及び法第十五条の規定の施行に必要な限度で、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することについて、それぞれ譲受人、合併存続法人又は分割承継法人の同意があつたときは、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。

9～11　（略）

（相続の認可の申請等）

第十三条の三　相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人（法第十七条の三第一項に規定する被相続人をいう。以下この条において同じ。）の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。）は、同項の規定により相続の認可を受けようとするときは、別記様式第二十二号の十による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　申請者に係る第三条第一項第二号に掲げる書面又は別記様式第二条第二十二号の十一による第七項の規定により読み替えて準用される第七号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面（第八項において「誓約書」という。）

八・九　（略）

2～5　（略）

6　都道府県知事は、第一項第八号に掲げる書類のうち、第四条第一項第十五号に掲げる書面に記載されるべき情報を、法第十七条の三第三項において準用する法第七条及び法第十五条の規定の施行に必要な限度で、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することについて、申請者の同意があつたときは、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。

3　分割被承継法人等（法第十七条の二第三項に規定する「分割被承継法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により分割の認可を受けようとするときは、当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の八による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一　（略）

二　別記様式第二号による分割承継法人（法第十七条の二第三項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）に係る工事経歴書（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。）

三～七　（略）

八　別記様式第二十二号の六による分割承継法人に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

九・十　（略）

4　前三項のいずれかの規定により認可申請書を国土交通大臣に提出した譲渡人若しくは譲受人、合併消滅法人（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人」をいう。第八項において同じ。）若しくは合併存続法人又は分割被承継法人（同条第三項に規定する「分割被承継法人」をいう。第八項において同じ。）若しくは分割承継法人のうち、都道府県知事の許可を受けている者（次項において「知事許可建設業者」という。）は、別記様式第二十二号の九による届出書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

5～7　（略）

（新設）

8～10　（略）

（相続の認可の申請等）

第十三条の三　相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人（法第十七条の三第一項に規定する「被相続人」をいう。以下この条において同じ。）の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。）は、同項の規定により相続の認可を受けようとするときは、別記様式第二十二号の十による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　申請者に係る第三条第一項第二号に掲げる書面又は別記様式第二条第二十二号の十一による第六項の規定により読み替えて準用される第七号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面（第七項において「誓約書」という。）

八・九　（略）

2～5　（略）

（新設）

7～9　（略）

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法）

第十三条の十五　（略）

2　（略）

3　建設業者は、建設工事の注文者から法第二十条の二第二項の規定による通知の方法について請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該請求に従つて当該通知を行わなければならない。

4　（略）

（施工体系図）

第十四条の六　施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一～三　（略）

四　前号の請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ　（略）

ロ　特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する特定専門工事をいう。第十七条の八において同じ。）の該当の有無

ハ・ニ　（略）

附　則

この省令は、建設業法施行の日から施行する。

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

注記表

（略）

注

1～17―2　（略）

17―3　国際最低課税額に対する法人税等

18　（略）

6～8　（略）

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法）

第十三条の十五　（略）

2　（略）

3　建設業者は、建設工事の注文者から法第二十条の二第一項の規定による通知の方法について請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該請求に従つて当該通知を行わなければならない。

4　（略）

（施工体系図）

第十四条の六　施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一～三　（略）

四　前号の請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ　（略）

ロ　特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の八において同じ。）の該当の有無

ハ・ニ　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、建設業法施行の日から施行する。

（令和六年能登半島地震に係る経営事項審査の受審の特例）

2　令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であつて、事業年度が令和五年十月二十九日から令和六年八月三十日までの間に終了するものについての令和七年三月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」とあるのは、「令和四年十月二十八日」とする。

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

注記表

（略）

注

1～17―2　（略）

（新設）

18　（略）

記載要領

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○	○
4－2　会計上の見積り	○	×	×	×
5　会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×	×
8　損益計算書関係	○	○	×	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10　税効果会計	○	○	×	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12　金融商品関係	○	○	×	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14　関連当事者との取引	○	○	×	×
15　一株当たり情報	○	○	×	×
16　重要な後発事象	○	○	×	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17―2　収益認識関係	○	×	×	×
17―3　国際最低課税額に対する法人税等	○	○	○	○
18　その他	○	○	○	○

2～6　（略）

注1～注17―2　（略）

注17―3　法人税、住民税及び事業税の金額に、当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（本表において「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額を含めて表示する場合に、当該金額を記載する（重要性の乏しいものを除く。）。

記載要領

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○	○
4－2　会計上の見積り	○	×	×	×
5　会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×	×
8　損益計算書関係	○	○	×	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10　税効果会計	○	○	×	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12　金融商品関係	○	○	×	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14　関連当事者との取引	○	○	×	×
15　一株当たり情報	○	○	×	×
16　重要な後発事象	○	○	×	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17―2　収益認識関係	○	×	×	×
18　その他	○	○	○	○

2～6　（略）

注1～注17―2　（略）

（新設）

注18　注１から注17―３までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条及び第十三条の十五の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八十三条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空港等付近の航行方法） **第百八十九条**　航空機は、空港等及びその周辺において、次に掲げる基準に従つて航行しなければならない。ただし、自衛隊の使用する航空機が自衛隊の設置する飛行場で国土交通大臣が定めるもの及びその周辺において航行する場合でその任務の遂行上これらの基準により難い特別の事情があり、かつ、自衛隊以外に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。 一　（略） 二　計器飛行方式により離陸しようとする場合（操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機が離陸しようとする場合であつて、当該航空機の離陸の安全が確保され、かつ、他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるときを除く。）であつて空港等における気象状態が離陸することができる最低の気象条件未満であるときは、離陸しないこと。 三　計器飛行方式により着陸しようとする場合（操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機が着陸しようとする場合であつて、当該航空機の着陸の安全が確保され、かつ、他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるときを除く。）であつて次に掲げるときは、着陸のための進入を継続しないこと。 イ・ロ　（略） 四～七　（略） ２　航空機は、法第九十六条第一項の規定による国土交通大臣の指示であつて前項第一号及び第四号から第七号までに掲げるいずれかの基準と異なる指示があつた場合は、当該指示に従つて航行しなければならない。 ３　国土交通大臣は、空港等ごとに、第一項第一号の飛行の方式、同項第二号及び第三号の規定による気象条件並びに同号の規定による進入限界高度、進入限界高度よりも高い高度の特定の地点及び目視物標を定めるものとする。	（空港等付近の航行方法） **第百八十九条**　航空機は、空港等及びその周辺において、次の各号に掲げる基準に従つて航行しなければならない。ただし、法第九十六条第一項の規定による国土交通大臣の指示であつて第一号及び第四号から第七号までに掲げる基準と異なる指示があつた場合並びに自衛隊の使用する航空機が自衛隊の設置する飛行場で国土交通大臣が定めるもの及びその周辺において航行する場合でその任務の遂行上これらの基準により難い特別の事情があり、かつ、自衛隊以外に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。 一　（略） 二　計器飛行方式により離陸しようとする場合であつて空港等における気象状態が離陸することができる最低の気象条件未満であるときは、離陸しないこと。 三　計器飛行方式により着陸しようとする場合であつて次に掲げるときは、着陸のための進入を継続しないこと。 イ・ロ　（略） 四～七　（略） （新設） ２　国土交通大臣は、空港等ごとに、前項第一号の飛行の方式、同項第二号及び第三号の規定による気象条件並びに同号の規定による進入限界高度、進入限界高度よりも高い高度の特定の地点及び目視物標を定めるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十一号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十条及び第四十一条第一項に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

環境大臣　浅尾慶一郎

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三（第二十六条関係）	**別表第三**（第二十六条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
六価クロム　一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	六価クロム　一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下
（略）　（略）	（略）　（略）
別表第四（第二十六条及び第五十八条の三関係）	**別表第四**（第二十六条及び第五十八条の三関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
六価クロム化合物　一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下	六価クロム化合物　一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
（略）　（略）	（略）　（略）
大腸菌数　一ミリリットルにつき日間平均八〇〇コロニー形成単位以下	大腸菌群数　一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下
（略）　（略）	（略）　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定及び別表第四の改正規定（同表の六価クロム化合物の項中「一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下」を「一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下」に改める部分に限る。）は、令和八年四月一日から施行する。

○防衛省令第八号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において読み替えて準用する同法第一条第二号及び第二条第一項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）附則第十八項の規定により読み替えて適用する同令第二十四条第五号の規定に基づき、防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則及び若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

防衛大臣　中谷　元

防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則及び若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令

（防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の一部改正）

第一条　防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署）	（法別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署等）
第二条　法第五条において読み替えて準用する法第一条第二号の防衛大臣が定めるものは、別表に掲げる官署とする。	**第二条**　法第五条において読み替えて準用する法第一条第二号の防衛大臣が定めるものは、別表に掲げる官署とし、同号の防衛大臣が定める区域は、一般職に属する国家公務員の例による。

（世帯主である職員）

第三条　法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表における世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

一　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び防衛省の職員の給与等に関する法律第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者

二　［略］

別表（第二条関係）

所在地	官署
新潟県上越市南城町三の七の一	高田駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊
長野県長野市長野旭町一一〇八	自衛隊長野地方協力本部
長野県長野市長野旭町一一〇八	自衛隊長野地方協力本部長野地域事務所
福井県敦賀市鉄輪町一の七の三	自衛隊福井地方協力本部敦賀地域事務所
秋田県秋田市雄和椿川字山籠二三の二六	航空自衛隊秋田分屯基地に所在する部隊
岩手県下閉伊郡山田町豊間根東山国有林九林班か小班	航空自衛隊山田分屯基地に所在する部隊

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第二条　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附　則 1～4　［略］ 5　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則第十八項の規定により読み替えて適用する同令第二十四条第五号に規定する防衛省令で定める率は、次の表の上欄に掲げるその者の退職した日の属する年の翌々年の区分に応じそれぞれ六月一日に係るものにあつては同表の中欄、十二月一日に係るものにあつては同表の下欄に掲げる率とする。	**附　則** 1～4　［同上］ 5　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則第十八項の規定により読み替えて適用する同令第二十四条第五号に規定する防衛省令で定める率は、次の表の上欄に掲げるその者の退職した日の属する年の翌々年の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

令和五年	○・九五	一・〇五
令和六年	一・〇〇	一・〇五
令和七年	一・〇二五	一・〇七五

令和五年	○・九五
令和六年	一・〇〇

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一五―一四―四四

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宿日直勤務） **第十三条**　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。 一・二　（略） 三　次に掲げる当直勤務 イ～ヌ　（略） ル　次に掲げる業務に関する情報連絡等のための当直勤務 (1)　（略） (2)　内閣府本府、金融庁、消防庁本庁、経済産業省本省、首都圏臨海防災センター又は近畿圏臨海防災センターにおける災害発生に係る緊急業務 2　(3)～(6)　（略） （略）	（宿日直勤務） **第十三条**　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。 一・二　（略） 三　次に掲げる当直勤務 イ～ヌ　（略） ル　次に掲げる業務に関する情報連絡等のための当直勤務 (1)　（略） (2)　内閣府本府、金融庁、消防庁本庁、経済産業省本省、首都圏臨海防災センター、近畿圏臨海防災センター又は地方気象台における災害発生に係る緊急業務 2　(3)～(6)　（略） （略）

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―〇―七六

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第三十四条―第四十六条） （通勤手当） **第八条の二**　職員が、補償法第四条第一項に規定する期間の各月における通勤について、当該各月に普通交通機関等（規則九―二四（通勤手当）第六条に規定する普通交通機関等をいう。）、自動車等若しくは新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給を受けた場合又は当該各月に当該通勤手当の支給日（同規則第十六条第一項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。）がない場合で当該各月前の直近の当該通勤手当の支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたとき（当該通勤手当について当該各月の前月までに事由発生月（同規則第十八条第二項第一号イに規定する事由発生月をいう。以下この条において同じ。）があるときを除く。）は、当該各月又は当該支給日がある月に支給を受けた当該通勤手当の額をそれぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等（同規則第十六条第一項に規定する支給単位期間等をいう。以下この条において同じ。）の月数で除して得た額（事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下同じ。）の属する月の前月までに当該通勤手当に係る事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から当該通勤手当に係る同規則第十八条第二項に定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月から当該事由発生月までの月数で除して得た額）の当該各月ごとの合計額の補償法第四条第一項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。	目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第三十四条―第四十五条） （通勤手当） **第八条の二**　職員が、補償法第四条第一項に規定する期間の各月における通勤について、当該各月に普通交通機関等（規則九―二四（通勤手当）第六条に規定する普通交通機関等をいう。）、自動車等、新幹線鉄道等若しくは橋等に係る通勤手当の支給を受けた場合又は当該各月に当該通勤手当の支給日（同規則第十八条の二第一項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。）がない場合で当該各月前の直近の当該通勤手当の支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたとき（当該通勤手当について当該各月の前月までに事由発生月（同規則第十九条の二第二項第一号に規定する事由発生月をいう。以下この条において同じ。）があるときを除く。）は、当該各月又は当該支給日がある月に支給を受けた当該通勤手当の額をそれぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等（同規則第十八条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。以下この条において同じ。）の月数で除して得た額（事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下同じ。）の属する月の前月までに当該通勤手当に係る事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から当該通勤手当に係る同規則第十九条の二第二項から第四項までに定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月から当該事由発生月までの月数で除して得た額）の当該各月ごとの合計額の補償法第四条第一項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。

（寒冷地手当に係る平均給与額に関する経過措置）

第四十六条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。以下この条において「令和六年給与法等改正法」という。）附則第十一条第一項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員であつて、事故発生日の属する月が令和七年四月から同年十一月までであるものに対する第九条の規定の適用については、同条第一項中「において」とあるのは、「において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）第四条の規定による改正前の」とする。

（新設）

2　経過措置対象職員であつて、事故発生日の属する月が令和七年十二月から令和十年三月までであるものに対する第九条の規定の適用については、同条第一項中「国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）第一条各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員」とあるのは「第四十六条第三項に規定する経過措置対象職員」と、「寒冷地手当法の」とあるのは「国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。次項において「令和六年給与法等改正法」という。）附則第十一条第二項から第五項までの」と、同条第二項中「の規定による額」とあるのは「（令和六年給与法等改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による額その他の日割りによつて計算して得た額」と、「同項の規定の適用がない」とあるのは「日割りによらない」とする。

（新設）

3　前項の「経過措置対象職員」とは、事故発生日において令和六年給与法等改正法附則第十一条第一項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、次に掲げるものをいう。

一　令和七年三月三十一日において令和六年給与法等改正法附則第十一条第一項第一号に規定する旧寒冷地等在勤等職員であつた者であつて、令和七年四月一日から事故発生日の前日までの間、引き続き同項第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員又は同項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者（令和六年給与法等改正法附則第十条に規定する再任用職員にあつては、令和七年三月三十一日に常時勤務に服する職員（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員を除く。）であつた者に限る。）

二　検察官又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者で、令和七年四月一日以降に引き続き給与法の俸給表の適用を受ける職員（以下この号において「給与法適用職員」という。）となり、同年三月三十一日から事故発生日の前日までの間におけるその給与法適用職員でなかつた期間を給与法適用職員として勤務していたとみなしたならば前号に規定する職員に該当することとなる者

（新設）

4　第九条第一項に規定する期間に令和六年給与法等改正法附則第十一条第二項から第五項までの規定による支給を受けた職員であつて、事故発生日の属する月が令和七年十二月から令和十年三月までであるもの（第二項に規定する職員を除く。）に対する第九条の規定の適用については、同条第一項中「寒冷地手当法の」とあるのは「寒冷地手当法又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。次項において「令和六年給与法等改正法」という。）附則第十一条第二項から第五項までの」と、同条第二項中「の

規定による額」とあるのは「（令和六年給与法等改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による額その他の日割りによって計算して得た額」と、「同項の規定の適用がない」とあるのは「日割りによらない」とする。	
5　前各項の規定は、第十一条第一項各号に掲げる職員の寒冷地手当に相当する給与について準用する。	（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（通勤手当に係る平均給与額に関する経過措置）

第二条　この規則による改正後の規則一六―〇（以下この条において「改正後の規則一六―〇」という。）第八条の二に規定する普通交通機関等、自動車等又は新幹線鉄道等に係る通勤手当に令和七年三月三十一日以前の期間を含む支給単位期間等（規則九―二四―二一（人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―二四（以下「改正前の規則九―二四」という。）第十八条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。次項において同じ。）に係るものを含む場合における改正後の規則一六―〇第八条の二の規定の適用については、同条中「規定する支給日」とあるのは「規定する支給日をいい、当該通勤手当に係る規則九―二四―二一（人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―二四（以下「改正前の規則九―二四」という。）第十八条の二第一項に規定する支給単位期間等に令和七年三月三十一日以前の期間を含む場合（以下「改正前通勤手当の場合」という。）にあつては、改正前の規則九―二四第十八条の二第一項に規定する支給日」と、「同規則第十八条第二項第一号イに規定する事由発生月」とあるのは「規則九―二四第十八条第二項第一号イに規定する事由発生月をいい、改正前通勤手当の場合にあつては、改正前の規則九―二四第十九条の二第二項第一号イに規定する事由発生月」と、「同規則第十六条第一項に規定する支給単位期間等」とあるのは「規則九―二四第十六条第一項に規定する支給単位期間等をいい、改正前通勤手当の場合にあつては、改正前の規則九―二四第十八条の二第一項に規定する支給単位期間等」と、「同規則第十八条第二項に定める額」とあるのは「規則九―二四第十八条第二項に定める額（改正前通勤手当の場合にあつては、改正前の規則九―二四第十九条の二第二項から第四項までに定める額）」とする。

2　職員が、補償法第四条第一項に規定する期間の各月における通勤について、当該各月に橋等に係る通勤手当（令和七年三月三十一日以前の期間を含む支給単位期間等に係るものに限る。）の支給を受けた場合又は当該各月に当該通勤手当の支給日（改正前の規則九―二四第十八条の二第一項に規定する支給日をいう。以下この項において同じ。）がない場合で当該各月前の直近の当該通勤手当の支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたとき（当該通勤手当について当該各月の前月までに事由発生月（改正前の規則九―二四第十九条の二第二項第一号イに規定する事由発生月をいう。）があるときを除く。）における改正後の規則一六―〇第八条の二の規定の適用については、当該通勤手当に係るこの規則による改正前の規則一六―〇第八条の二に規定する当該各月ごとの合計額は、改正後の規則一六―〇第八条の二に規定する当該各月ごとの合計額に含まれるものとする。

3　職員が、補償法第四条第一項に規定する期間の各月における通勤について、当該各月に規則九―二四―二一附則第二条第二項の規定による通勤手当の支給を受けた場合における改正後の規則一六―〇第八条の二の規定の適用については、同項の規定により支給する同項各号に定める額は、同条に規定する当該各月ごとの合計額に含まれるものとする。

4　前三項の規定は、規則一六―〇第十一条第一項各号に掲げる職員の通勤手当に相当する給与について準用する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―二―一七

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（平均給与額の算定）	（平均給与額の算定）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
（削る）	**第二条の二**　船員の平均給与額を算定する場合には、実施機関は、補償法第四条第二項に規定する給与に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二十六条に規定する日額旅費（当該船員が行政執行法人の職員である場合にあつては、これに相当するもの）又は同法第四十一条に規定する旅行手当（当該船員が行政執行法人の職員である場合にあつては、これに相当するもの）のうちの一部で人事院が定めるものを加えることができる。
（在外公館に勤務する職員等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例）	（在外公館に勤務する職員等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例）
第六条の二　在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員が、戦争、事変、内乱その他の異常事態の発生時にその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、外交領事事務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、補償法第十二条	**第六条の二**　在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員が、戦争、事変、内乱その他の異常事態の発生時にその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、外交領事事務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、補償法第十二条

の二第二項の規定による額、同法第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、同法第十七条第一項の規定による額又は同法第十七条の六第一項の人事院規則で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償にあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償にあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とする。

公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、次に掲げる業務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合においても、同様とする。

一　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する国際緊急援助活動に係る業務

二　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第五号に規定する国際平和協力業務（次号において「国際平和協力業務」という。）又はこれに準ずるものとして人事院が定める業務

三　第一号に掲げる業務、国際平和協力業務又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十八条において準用する国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により公務とみなされる国際連合の業務に従事する者の派遣が見込まれる地域において行う、当該業務に必要な調整又は情報の収集に係る業務

四　化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務

2　（略）

（新設）

2　（略）

（新設）

第十七条　令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における第二条第三項の規定の適用については、同項中「給与法第十一条の三第二項第一号の一級地」とあるのは、「規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）附則第三条第一号の二十パーセント級地」とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号。以下「旅費法改正法」という。）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）（以下「旧旅費法」という。）第二十六条に規定する日額旅費若しくは旧旅費法第四十一条に規定する旅行手当又は旅費法改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧旅費法第二十六条に規定する日額旅費若しくは旅費法改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧旅費法第四十一条に規定する旅行手当が支給された船員に係る平均給与額の算定については、なお従前の例による。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―三―五〇

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（旅行費） **第十条**　（略） **第十一条**　前条の規定による旅行費は、旅行に必要な実費を支給するためのものとして人事院の定めるところにより、支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算することを原則として、支給する。 （削る）	（旅行費） **第十条**　（略） **第十一条**　前条の規定による旅行費は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とし、支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方法により、かつ、次に定めるところにより計算した額の範囲内において、実費を支給する。 一　鉄道賃　旅客運賃、急行料金（普通急行列車若しくは準急行列車を運行する線路により片道五十キロメートル以上旅行する場合又は特別急行列車を運行する線路により片道百キロメートル以上旅行する場合に限る。以下この号において同じ。）、特別車両料金（旅客運賃の等級を二階級に区分する線路により旅行する場合を除く。）及び座席指定料金（普通急行列車を運行する線路により片道百キロメートル以上旅行する場合に限る。）とし、旅客運賃及び急行料金は、旅客運賃の等級を二階級に区分する線路により旅行する場合にあつては、上位の等級の旅客運賃及び急行料金とする。 二　船賃　旅客運賃、特別船室料金（旅客運賃を二以上の階級に区分する船舶により旅行する場合を除く。）及び座席指定料金とし、旅客運賃は、その等級を三階級に区分する船舶により旅行する場合にあつては中位の等級の旅客運賃、二階級に区分する船舶により旅行する場合にあつては上位の等級の旅客運賃とする。 三　車賃　一キロメートルにつき三十七円とし、全路程を通算した距離（一キロメートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた距離）により計算する。ただし、障害の程度によりこの額により難いと認められる場合は、実費額とする。 （削る）
（削る）	（削る） （奨学援護金の支給） **第十五条**　（略） **第十六条**　奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。 一　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者にあつては、一人につき月額一万六千円 二　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額二万一千円 三　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額二万円 四　宿泊料　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一において甲地方と定められている地域に宿泊する場合は一夜につき八千七百円とし、その他の地域に宿泊する場合は一夜につき七千八百円とする。 （奨学援護金の支給） **第十五条**　（略） **第十六条**　奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。 一　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者にあつては、一人につき月額一万五千円 二　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額二万円 三　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額一万九千円
四　（略） （障害特別援護金の支給） **第十九条の四**　実施機関は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき障害等級に該当する程度の障害が存する者には、障害特別援護金として、千四百三十五万円（通勤による負傷又は疾病の場合（既に公務上の負傷又は疾病による障害のある者が同一部位について障害の程度を加重した場合を除く。）にあつては、八百四十五万円）を超えない範囲内で人事院が定める額を支給するものとする。	四　（略） （障害特別援護金の支給） **第十九条の四**　実施機関は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき障害等級に該当する程度の障害が存する者には、障害特別援護金として、千四百三十五万円（通勤による負傷又は疾病の場合（既に公務上の負傷又は疾病による障害のある者が同一部位について障害の程度を加重した場合を除く。）にあつては、九百十五万円）を超えない範囲内で人事院が定める額を支給するものとする。

（傷病特別給付金の支給）

第十九条の六　実施機関は、傷病補償年金を受ける権利を有する者には、傷病特別給付金として、一年につき、その者に対して支給すべき補償法第十二条の二第二項の規定による傷病補償年金の額に特別給支給率（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去一年間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与法に規定する期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員法第六条第五項に規定する任期付研究員業績手当又はこれらに相当する給与の総額の当該期間内に支払われた補償法第四条第二項に規定する平均給与額の算定の基礎とされる給与の総額に対する率をいい、その率が百分の二十を超える者にあつては百分の二十とし、人事院が定める者にあつては百分の二十を超えない範囲内で人事院の定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額を、毎年支給するものとする。ただし、その額は、百五十万円に、第一級、第二級又は第三級の傷病等級に応じ、それぞれ三百六十五分の三百十三、三百六十五分の二百七十七又は三百六十五分の二百四十五を乗じて得た額を超えないものとする。

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（旅行費に係る経過措置）

2　この規則による改正後の規則一六―三第十一条の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行に係る旅行費について適用し、同日前に出発する旅行に係る旅行費については、なお従前の例による。ただし、同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行に係る旅行費については、同条の規定は、当該旅行のうち同日以後の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（傷病特別給付金の支給）

第十九条の六　実施機関は、傷病補償年金を受ける権利を有する者には、傷病特別給付金として、一年につき、その者に対して支給すべき補償法第十二条の二第二項の規定による傷病補償年金の額に特別給支給率（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去一年間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与法に規定する期末手当及び勤勉手当、任期付職員法第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員法第六条第五項に規定する任期付研究員業績手当又はこれらに相当する給与の総額の当該期間内に支払われた補償法第四条第二項に規定する平均給与額の算定の基礎とされる給与の総額に対する率をいい、その率が百分の二十を超える者にあつては百分の二十とし、人事院が定める者にあつては百分の二十を超えない範囲内で人事院の定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額を、毎年支給するものとする。ただし、その額は、百五十万円に、第一級、第二級又は第三級の傷病等級に応じ、それぞれ三百六十五分の三百十三、三百六十五分の二百七十七又は三百六十五分の二百四十五を乗じて得た額を超えないものとする。

2　（略）

3　負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日が令和七年十二月三十一日以前である場合におけるこの規則による改正後の規則一六―三第十九条の六第一項の規定の適用については、同項中「勤勉手当、任期付研究員業績手当」とあるのは、「勤勉手当、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）第八条の規定による改正前の任期付職員法第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」とする。

（特定任期付職員業績手当の廃止に伴う傷病特別給付金に関する経過措置）

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―四―二九

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　雑則（第二十七条―第三十六条）	第三章　雑則（第二十七条―第三十七条）
（人事院への報告）	（人事院への報告）
第三十条　（略）	**第三十条**　（略）
（削る）	2　実施機関は、年金たる補償を受ける権利を有する者の当該年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、速やかに人事院に報告しなければならない。 一　年金たる補償の種類及び年金証書の番号 二　権利が消滅した者の氏名 三　権利が消滅した年月日 四　権利が消滅した事由
	（平成三十一年四月一日に始まる年度における補償の実施状況等の人事院への報告の特例）
	第三十七条　平成三十一年四月一日に始まる年度における第三十条第一項の規定による補償の実施状況及び福祉事業の実施状況の人事院への報告についての同項の規定の適用については、同項中「毎年五月末日」とあるのは「人事院が定める日」と、「前年の」とあるのは「平成三十一年」とする。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業結合調査官） **第二条の三**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十四人以内を置く。 ２　［略］ （下請取引検査官） **第二条の六**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官六十人以内を置く。 ２　［略］ （審査専門官） **第二条の八**　事務総局審査局に審査専門官二百八十人以内を置く。 ［２～４　略］ （地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官） **第五条**　［略］ ２　［略］ ３　前二項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて審査専門官四十九人以内を置く。	（企業結合調査官） **第二条の三**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十四人以内を置く。 ２　［同上］ （下請取引検査官） **第二条の六**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官六十一人以内を置く。 ２　［同上］ （審査専門官） **第二条の八**　事務総局審査局に審査専門官二百八十五人以内を置く。 ［２～４　同上］ （地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官） **第五条**　［同上］ ２　［同上］ ３　前二項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて審査専門官五十二人以内を置く。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）第二条第六項、第八項及び第四条第二項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する規則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（著しく長時間にわたる移動）

第二条　令第二条第六項に規定する著しく長時間にわたる移動として公正取引委員会規則で定めるものは、一の移動区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。

（宿泊費基準額）

第三条　令第二条第八項に規定する公正取引委員会規則で定める額は、一夜当たり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第十三条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の二級の職員に適用される額に相当する額とする。

（やむを得ない事情）

第四条　令第四条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるやむを得ない事情は、参考人又は鑑定人が公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第九条第二項第四号の日時若しくは場所の変更を受けた場合及び傷病その他公正取引委員会が相当と認める事情とする。

（旅行を中止し、又は変更した場合における旅費）

第五条　令第四条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、次に掲げる金額とする。

一　令第二条第一項、第三項、第五項、第七項、第八項及び第九項に規定する各種目について、当該各項及び第一条第三項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

二　前号に掲げる金額のほか、手数料その他の移動の中止又は変更に伴い支給する必要があるものとして公正取引委員会が認めた額

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第三号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国家公安委員会委員長　坂井　学

警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則

（警察官の服制に関する規則の一部改正）

第一条　警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

別表（第二条関係）

一　男性警察官

制服				
冬服	上衣	［略］	地質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			［略］	
	［略］			
合服	上衣	［略］	地質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			［略］	
	［略］			
夏服	上衣	第一種	色	水色とする。
			地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。
	［略］			

改正前

別表（第二条関係）

一　男性警察官

制服				
冬服	上衣	［同上］	地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			［同上］	
	［同上］			
合服	上衣	［同上］	地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			［同上］	
	［同上］			
夏服	上衣	色		水色とする。
		地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	［同上］			

制式	
襟	シャツカラー式とする。
肩章	1　藍色とする。 2　外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を黒金色の樹脂製ボタン（以下「黒金色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。
前面	1　前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。
後面	上部にヨークを入れる。
袖	1　長袖又は半袖とする。 2　長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。
エンブレム	台地を用いず、濃紺色の人工皮革に白い素樹脂製で枠、記章、名称及び図柄を付けることとするほかは、冬服上衣と同様とする。
形状は、図三のとおりとする。	

第二種	
色	水色とする。
地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。
制式	
襟	第一種と同様とする。
肩章	第一種と同様とする。
前面	1　前立てに黒金色樹脂ボタン二個を一行に付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットには蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。

制式	
襟	シャツカラー式とする。
肩章	1　藍色とする。 2　外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を黒金色の樹脂製ボタン（以下「黒金色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。
前面	1　前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。
後面	上部にヨークを入れる。
袖	1　長袖又は半袖とする。 2　長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。
エンブレム	台地を用いず、濃紺色の人工皮革に白い素樹脂製で枠、記章、名称及び図柄を付けることとするほかは、冬服上衣と同様とする。
形状は、図三のとおりとする。	

					袖	第一種と同様とする。
					エンブレム	第一種と同様とする。
						形状は、図四のとおりとする。
		ズボン		地質		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
				制式		［略］
	活動服	冬活動服		地質		［略］
				制式		［略］
						形状は、図五のとおりとする。
		［略］				
制帽		冬帽子		制式		［略］
					記章	［略］
						1　金色の金属製又は合成樹脂製の日章を金色のモール製又は合成樹脂製の桜で囲む。 2　黒色のフェルト製、布製又は人工皮革の台地とする。
					［略］	
						形状は、図六のとおりとする。
		合帽子 夏帽子		地質		［略］
				制式		［略］

					袖	［同上］
					エンブレム	［同上］
						形状は、図四のとおりとする。
		ズボン		地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
				制式		［同上］
	活動服	冬活動服		地質		［同上］
				制式		［同上］
						形状は、図四のとおりとする。
		［同上］				
制帽		冬帽子		制式		［同上］
					記章	［同上］
						1　金色の金属製日章を金色のモール製桜で囲む。 2　黒色のフェルト製又は布製の台地とする。
					［同上］	
						形状は、図五のとおりとする。
		合帽子 夏帽子		地質		［同上］
				制式		［同上］

活動帽	冬活動帽子	制式	［略］
		記章	［略］
			1　金色のけい素樹脂製で日章を桜で囲む。 2　濃紺色の人工皮革の台地とする。
		形状は、図七のとおりとする。ただし、後面及び側面にあつては図八のとおりとすることができる。	
	合活動帽子 夏活動帽子	［略］	
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。ただし、天井にあつては毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とすることができる。
防寒服	第一種	［略］	
	上衣	［略］	
		地質	合成皮革又は毛織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。
		制式	［略］
			形状は、図九のとおりとする。
	ズボン	［略］	
		制式	1　長ズボンとする。 2　左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3　前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。 4　裾口の外側から上に向けファスナー各一本を付ける。 5　形状は、図十のとおりとする。

活動帽	冬活動帽子	制式	［同上］
		記章	［同上］
			1　金色のけい素樹脂製で日章を桜で囲む。 2　濃紺色の人工皮革の台地とする。
		階級表示	1　後部に付ける。 2　濃紺色の地紋織布に階級に応じて金色線又は白色線を織り込む。
		形状は、図六のとおりとする。	
	合活動帽子 夏活動帽子	［同上］	
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
防寒服	第一種	［同上］	
	上衣	［同上］	
		地質	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。
		制式	［同上］
			形状は、図七のとおりとする。
	ズボン	［同上］	
		制式	1　長ズボンとする。 2　左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3　前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。 4　裾口の外側から上に向けファスナー各一本を付ける。 5　形状は、図八のとおりとする。

第二種						
［略］						
地質	合成皮革又は毛織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。					
制式	［略］					
	［略］					
	形状は、図十一のとおりとする。					
雨衣						
第一種						
	上衣					
	［略］					
	地質	化学繊維織物とし、防水加工を施す。				
	制式	［略］				
		［略］				
		形状は、図十二のとおりとする。				
	ズボン					
	［略］					
	制式	1　長ズボンとする。 2　左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3　前立てに地色と同色のドットボタン三組を一行に付ける。 4　前立ての上部にドットボタン二組を付ける。 5　裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。 6　形状は、図十三のとおりとする。					
第二種						
	［略］					
	地質	化学繊維織物とし、防水加工を施す。				
	制式	1　コート式とする。 2　前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。 3　腰部にベルト通し五本を付け、地色と同色のバックル付ベルトを通す。 4　1から3までのほかは、第一種上衣と同様とする。 5　形状は、図十四のとおりとする。					

第二種						
［同上］						
地質	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。					
制式	［同上］					
	［同上］					
	形状は、図九のとおりとする。					
雨衣						
第一種						
	上衣					
	［同上］					
	地質	合成繊維織物とし、防水加工を施す。				
	制式	［同上］				
		［同上］				
		形状は、図十のとおりとする。				
	ズボン					
	［同上］					
	制式	1　長ズボンとする。 2　左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3　前立てに地色と同色のドットボタン三組を一行に付ける。 4　前立ての上部にドットボタン二組を付ける。 5　裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。 6　形状は、図十一のとおりとする。					
第二種						
	［同上］					
	地質	合成繊維織物とし、防水加工を施す。				
	制式	1　コート式とする。 2　前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。 3　腰部にベルト通し五本を付け、地色と同色のバックル付ベルトを通す。 4　1から3までのほかは、第一種上衣と同様とする。 5　形状は、図十二のとおりとする。					

制服用冬ワイシャツ 合ワイシャツ	［略］		
	地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	
	制式	1　肩章は紺色とする。 2　襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3　長袖とする。 4　1から3までのほかは、夏服上衣第一種と同様とする。	
ネクタイ 冬ネクタイ 合ネクタイ	［略］		
	地質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	
	［略］		
［略］			
帯革	［略］		
	制式	1　遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。 2　本帯に拳銃用調整具、留め革、手錠入れ及び警棒つりを通す。 3　拳銃用調整具に留め金で拳銃入れを留める。 4　形状は、図十五のとおりとする。	
警棒	［略］		
	制式	1　伸縮式とし、ストッパーを付ける。 2　握り部先端につばを付け、つば元にナイロン製ひもを付ける。 3　握り部にポリエステル製滑り止めを巻く。 4　形状は、図十六のとおりとする。	
手錠	［略］		
	制式	1　本体二個に回転板各一個を付け、環で連結する。 2　本体に鍵穴各一個を設け、日章各一個を打刻する。 3　形状は、図十七のとおりとする。	

制服用冬ワイシャツ 合ワイシャツ	［同上］		
	地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	
	制式	1　肩章は紺色とする。 2　襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3　長袖とする。 4　1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。	
ネクタイ 冬ネクタイ 合ネクタイ	［同上］		
	地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	
	［同上］		
［同上］			
帯革	［同上］		
	制式	1　遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。 2　本帯に拳銃用調整具、留め革、手錠入れ及び警棒つりを通す。 3　拳銃用調整具に留め金で拳銃入れを留める。 4　形状は、図十三のとおりとする。	
警棒	［同上］		
	制式	1　伸縮式とし、ストッパーを付ける。 2　握り部先端につばを付け、つば元にナイロン製ひもを付ける。 3　握り部にポリエステル製滑り止めを巻く。 4　形状は、図十四のとおりとする。	
手錠	［同上］		
	制式	1　本体二個に回転板各一個を付け、環で連結する。 2　本体に鍵穴各一個を設け、日章各一個を打刻する。 3　形状は、図十五のとおりとする。	

拳銃つりひも	［略］	
	制式	1　カールコード式とし、両端に大小の輪を設ける。 2　小さい輪になす環を付ける。 3　形状は、図十八のとおりとする。
警察庁長官章		
	制式	1　金色の金属製日章五個を一行に配置する。 2　形状は、図十九のとおりとする。
階級章	［略］	
	制式	［略］
		形状は、図二十のとおりとする。
識別章	［略］	
	制式	1　本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。 2　番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。 3　形状は、図二十一のとおりとする。

備考

［一～八　略］

九　警察庁長官章及び警視総監の階級章は、図二十二のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの肩章に各一個を付ける。この場合において、肩章には日章ボタンを付けないものとする。

十　階級章（警視総監の階級章を除く。）及び識別章は、図二十三のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

拳銃つりひも	［同上］	
	制式	1　カールコード式とし、両端に大小の輪を設ける。 2　小さい輪になす環を付ける。 3　形状は、図十六のとおりとする。
警察庁長官章		
	制式	1　金色の金属製日章五個を一行に配置する。 2　形状は、図十七のとおりとする。
階級章	［同上］	
	制式	［同上］
		形状は、図十八のとおりとする。
識別章	［同上］	
	制式	1　本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。 2　番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。 3　形状は、図十九のとおりとする。

備考

［一～八　同上］

九　警察庁長官章及び警視総監の階級章は、図二十のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの肩章に各一個を付ける。この場合において、肩章には日章ボタンを付けないものとする。

十　階級章（警視総監の階級章を除く。）及び識別章は、図二十一のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

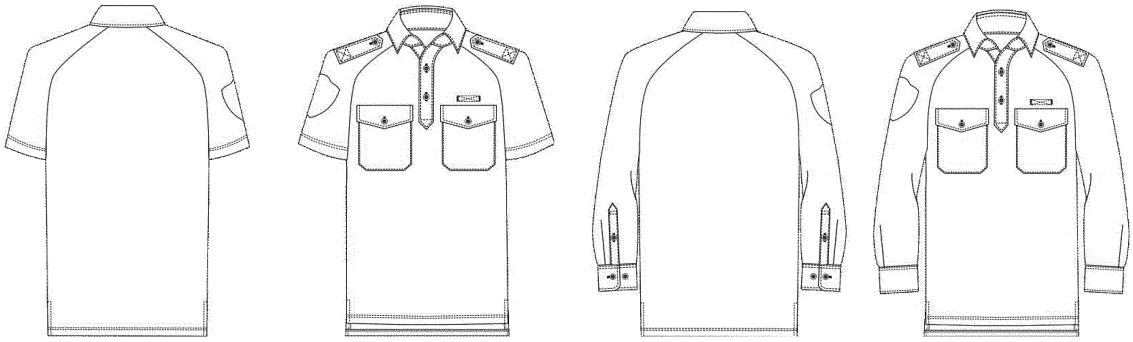
図三　夏服上衣第一種

［略］

図四　夏服上衣第二種

半　袖　　長　袖

後　面　　前　面　　後　面　　前　面



十一　図一から図二十三までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

［図一・図二　略］

図三　夏服上衣

［同上］

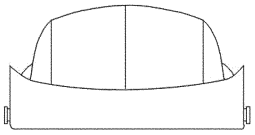
十一　図一から図二十一までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

［図一・図二　同上］

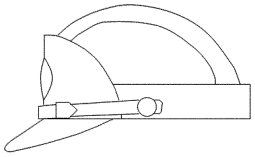
図九～図二十三　［略］

図八　冬活動帽子

後　面

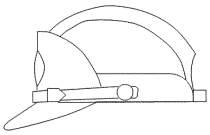


側　面

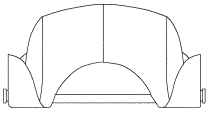


図七　冬活動帽子

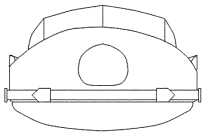
側　面



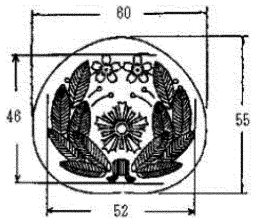
後　面



前　面



記　章



耳ボタン



図五　図六　［略］

図七～図二十一　［同上］［二つずつ繰り下げる。］

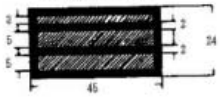
図六　冬活動帽子

階　級　表　示

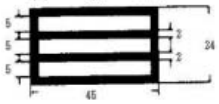
警　視　監



警視総監



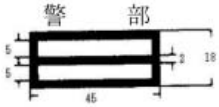
警　視　正



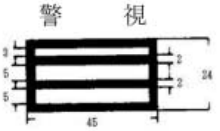
警　視　長



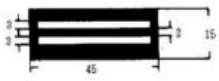
警　部



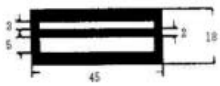
警　視



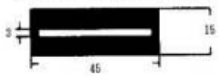
巡査部長



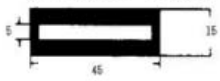
警　部　補



巡査長以外の巡査

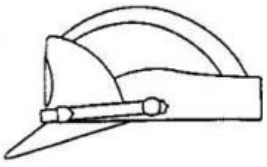


巡査長たる巡査

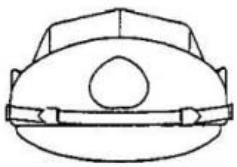


（注）　濃紺色地紋様　金色線　白色線

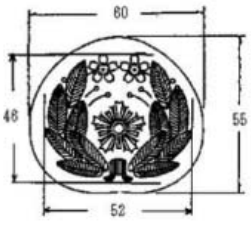
側　面



前　面



記　章



耳ボタン



図四　図五　［同上］

二　女性警察官

制服	冬服	上衣	［略］	地質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			［略］		
		［略］			
	合服	上衣	［略］	地質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			［略］		

制服	冬服	上衣	［同上］	地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			［同上］		
		［同上］			
	合服	上衣	［同上］	地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			［同上］		

［略］

ズボン	色		上衣と同色とする。	
	地質		上衣と同質とする。	
	制式		冬服ズボンと同様とする。	
夏服 上衣	第一種	色	男性警察官夏服上衣第一種と同色とする。	
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。	
		制式	1　前身内合わせを右上前とする。 2　長袖の袖口には黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。 3　1及び2のほかは、男性警察官夏服上衣第一種と同様とする。 4　形状は、図四のとおりとする。	
	第二種	色	男性警察官夏服上衣第二種と同色とする。	
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。	
		制式	男性警察官夏服上衣第二種と同様とする。	
ベスト	［略］			
	地質		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	

［同上］

スカート	色		上衣と同色とする。	
	地質		上衣と同質とする。	
	制式		冬服スカートと同様とする。	
ズボン	色		上衣と同色とする。	
	地質		上衣と同質とする。	
	制式		冬服ズボンと同様とする。	
夏服 上衣	色		男性警察官夏服上衣と同色とする。	
	地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	
	制式		1　前身内合わせを右上前とする。 2　長袖の袖口には黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。 3　1及び2のほかは、男性警察官夏服上衣と同様とする。 4　形状は、図五のとおりとする。	
ベスト	［同上］			
	地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	

制式				1　背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。 2　形状は、図五のとおりとする。
ズボン	色			ベストと同色とする。
	地質			ベストと同質とする。
	制式			冬服ズボンと同様とする。
活動服				
冬活動服				
	［略］			
	制式			1　肩章は、幅を均等とするほかは、冬服上衣と同様とする。 2　前身内合わせを右上前とする。 3　前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはファスナー一本を付ける。 4　1から3までのほかは、男性警察官冬活動服と同様とする。 5　形状は、図六のとおりとする。
［略］				
制帽				
冬帽子	［略］			
	制式	［略］		形状は、図七のとおりとする。
合帽子 夏帽子	［略］			
	地質			毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。

制式				1　背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。 2　形状は、図六のとおりとする。
スカート	色			ベストと同色とする。
	地質			ベストと同質とする。
	制式			冬服スカートと同様とする。
ズボン	色			ベストと同色とする。
	地質			ベストと同質とする。
	制式			冬服ズボンと同様とする。
活動服				
冬活動服				
	［同上］			
	制式			1　肩章は、幅を均等とするほかは、冬服上衣と同様とする。 2　前身内合わせを右上前とする。 3　前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはファスナー一本を付ける。 4　1から3までのほかは、男性警察官冬活動服と同様とする。 5　形状は、図七のとおりとする。
［同上］				
制帽				
冬帽子	［同上］			
	制式	［同上］		形状は、図八のとおりとする。
合帽子 夏帽子	［同上］			
	地質			毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。

活動帽		［略］
冬活動帽子		男性警察官冬活動帽子と同様とする。
合活動帽子 夏活動帽子		男性警察官合活動帽子及び男性警察官夏活動帽子と同様とする。
［略］		
制服用冬ワイシャツ 合ワイシャツ	［略］	
	地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	制式	1　肩章は紺色とする。 2　襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3　長袖とする。 4　1から3までのほかは、夏服上衣第一種と同様とする。
［略］		
階級章		男性警察官階級章と同様とする。
［略］		

備考

［一～九　略］

十　警察庁長官章、階級章及び識別章の取付け位置は、男性警察官の場合と同様とする。ただし、階級章（警視総監の階級章を除く。）及び識別章をベストに取り付ける位置は、図八のとおりとする。

活動帽		［同上］
冬活動帽子	色	冬活動服と同色とする。
	地質	冬活動服と同質とする。
	制式	記章の寸法を図九のとおりとするほかは、男性警察官冬活動帽子と同様とする。
合活動帽子 夏活動帽子	色	藍色とする。
	地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	制式	冬活動帽子と同様とする。
［同上］		
制服用冬ワイシャツ 合ワイシャツ	［同上］	
	地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	制式	1　肩章は紺色とする。 2　襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3　長袖とする。 4　1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。
［同上］		
階級章		寸法を図十のとおりとするほかは、男性警察官階級章と同様とする。
［同上］		

備考

［一～九　同上］

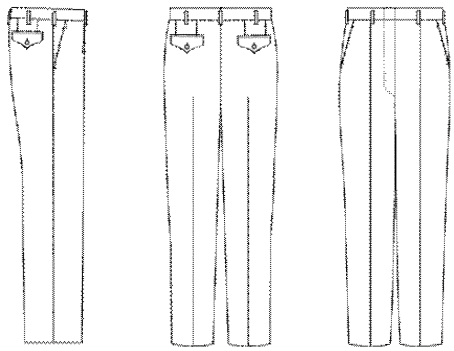
十　警察庁長官章、階級章及び識別章の取付け位置は、男性警察官の場合と同様とする。ただし、階級章（警視総監の階級章を除く。）及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十一のとおりとする。

十一　図一から図七までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

［図一・図二　略］

図三　冬服ズボン

側　面　　後　面　　前　面



図四　夏服上衣第一種

［略］

図五　［略］

図六　［略］

図七　冬帽子

［略］

図八　［略］

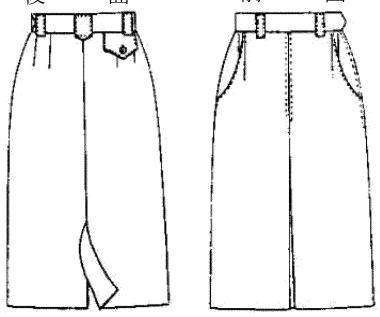
備考　表中の［　］の記載は注記である。

十一　図一から図十までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

［図一・図二　同上］

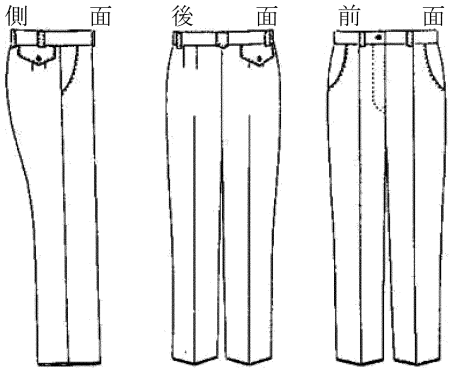
図三　冬服スカート

後　面　　前　面



図四　冬服ズボン

側　面　　後　面　　前　面



図五　夏服上衣

［同上］

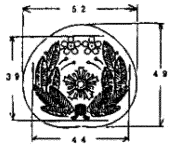
図六　［同上］

図七　［同上］

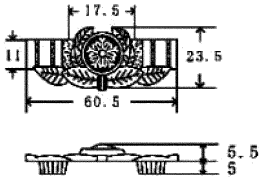
図八　冬帽子

［同上］

図九　冬活動帽子記章



図十　階級章



図十一　［同上］

（交通巡視員の服制に関する規則の一部改正）

第二条　交通巡視員の服制に関する規則（昭和四十五年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 一　交通巡視員（男性） 制服 冬服 上衣 ［略］ 地質 毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。 ［略］ ［略］ 合服 上衣 ［略］ 地質 毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。 ［略］ ［略］ 夏服 上衣 第一種 色 水色とする。 地質 毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。	**別表**（第一条関係） 一　交通巡視員（男性） 制服 冬服 上衣 ［同上］ 地質 毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。 ［同上］ ［同上］ 合服 上衣 ［同上］ 地質 毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。 ［同上］ ［同上］ 夏服 上衣 色 水色とする。 地質 毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。

制式	
襟	シャツカラー式とする。
肩章	1　藍色とする。 2　外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を黒金色の樹脂製ボタン（以下「黒金色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。
前面	1　前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。
後面	上部にヨークを入れる。
袖	1　長袖又は半袖とする。 2　長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。
エンブレム	台地を用いず、濃紺色の人工皮革に白い素樹脂製で枠、記章、名称及び図柄を付けることとするほかは、冬服上衣と同様とする。
	形状は、図三のとおりとする。
第二種	
色	水色とする。
地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。
制式	
襟	第一種と同様とする。
肩章	第一種と同様とする。
前面	1　前立てに黒金色樹脂ボタン二個を一行に付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットには蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。

制式	
襟	シャツカラー式とする。
肩章	1　藍色とする。 2　外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を黒金色の樹脂製ボタン（以下「黒金色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。
前面	1　前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。
後面	上部にヨークを入れる。
袖	1　長袖又は半袖とする。 2　長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。
エンブレム	台地を用いず、濃紺色の人工皮革に白い素樹脂製で枠、記章、名称及び図柄を付けることとするほかは、冬服上衣と同様とする。
	形状は、図三のとおりとする。

活動服	冬活動服	ズボン	地質	［略］
			制式	［略］
				形状は、図四のとおりとする。
			袖	第一種と同様とする。
		エンブレム		第一種と同様とする。
				形状は、図四のとおりとする。
			地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
		［略］		
	［略］		制式	［略］
				形状は、図五のとおりとする。
	［略］			
制帽	冬帽子	［略］		
		制式	［略］	
			記章	1　金色の金属製又は合成樹脂製の日章を金色のモール製又は合成樹脂製の桜で囲む。 2　黒色のフェルト製、布製又は人工皮革の台地とする。
			［略］	
				形状は、図六のとおりとする。
	合帽子 夏帽子	［略］		
		地質		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。ただし、まちにあつてはナイロン製網目織物とする。
		［略］		
活動帽	冬活動帽子	［略］		
		制式	［略］	
				形状は、図七のとおりとする。ただし、後面及び側面にあつては図八のとおりとすることができる。

活動服	冬活動服	ズボン	地質	［同上］
			制式	［同上］
				形状は、図四のとおりとする。
			袖	
		エンブレム		
			地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
		［同上］		
	［同上］		制式	［同上］
				形状は、図四のとおりとする。
	［同上］			
制帽	冬帽子	［同上］		
		制式	［同上］	
			記章	1　金色の金属製日章を金色のモール製桜で囲む。 2　黒色のフェルト製又は布製の台地とする。
			［同上］	
				形状は、図五のとおりとする。
	合帽子 夏帽子	［同上］		
		地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。ただし、まちにあつてはナイロン製網目織物とする。
		［同上］		
活動帽	冬活動帽子	［同上］		
		制式	［同上］	
				形状は、図六のとおりとする。

合活動帽子 夏活動帽子	地質	［略］
		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。ただし、天井にあつては毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とすることができる。
	［略］	［略］
防寒服		
第一種		
上衣	［略］	［略］
	地質	合成皮革又は毛織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。
	制式	［略］
		［略］
		形状は、図九のとおりとする。
ズボン	［略］	［略］
	制式	1　長ズボンとする。 2　左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3　前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。 4　裾口の外側から上に向けファスナー各一本を付ける。 5　形状は、図十のとおりとする。
第二種	［略］	［略］
	地質	合成皮革又は毛織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。
	制式	［略］
		［略］
		形状は、図十一のとおりとする。

合活動帽子 夏活動帽子	地質	［同上］
		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	［同上］	［同上］
防寒服		
第一種		
上衣	［同上］	［同上］
	地質	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。
	制式	［同上］
		［同上］
		形状は、図七のとおりとする。
ズボン	［同上］	［同上］
	制式	1　長ズボンとする。 2　左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3　前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。 4　裾口の外側から上に向けファスナー各一本を付ける。 5　形状は、図八のとおりとする。
第二種	［同上］	［同上］
	地質	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。
	制式	［同上］
		［同上］
		形状は、図九のとおりとする。

雨衣	第一種	上衣	［略］	［略］	［略］	［略］	化学繊維織物とし、防水加工を施す。
						制式	［略］	形状は、図十二のとおりとする。
		ズボン	［略］	制式			1　長ズボンとする。 2　左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3　前立てに白色のドットボタン三組を一行に付ける。 4　前立ての上部にドットボタン二組を付ける。 5　裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。 6　形状は、図十三のとおりとする。
	第二種		［略］	地質			化学繊維織物とし、防水加工を施す。
				制式			1　コート式とする。 2　前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。 3　腰部にベルト通し五本を付け、白色のバックル付ベルトを通す。 4　1から3までのほかは、第一種上衣と同様とする。 5　形状は、図十四のとおりとする。
制服用冬ワイシャツ合ワイシャツ			［略］	地質			毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
				制式			1　肩章は紺色とする。 2　襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3　長袖とする。 4　1から3までのほかは、夏服上衣第一種と同様とする。

雨衣	第一種	上衣	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	合成繊維織物とし、防水加工を施す。
						制式	［同上］	形状は、図十のとおりとする。
		ズボン	［同上］	制式			1　長ズボンとする。 2　左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3　前立てに白色のドットボタン三組を一行に付ける。 4　前立ての上部にドットボタン二組を付ける。 5　裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。 6　形状は、図十一のとおりとする。
	第二種		［同上］	地質			合成繊維織物とし、防水加工を施す。
				制式			1　コート式とする。 2　前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。 3　腰部にベルト通し五本を付け、白色のバックル付ベルトを通す。 4　1から3までのほかは、第一種上衣と同様とする。 5　形状は、図十二のとおりとする。
制服用冬ワイシャツ合ワイシャツ			［同上］	地質			毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
				制式			1　肩章は紺色とする。 2　襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3　長袖とする。 4　1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。

ネクタイ	冬ネクタイ	［略］
	合ネクタイ	
	地質	［略］
		毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
［略］		
帯革	［略］	
	制式	1　遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。 2　形状は、図十五のとおりとする。
交通巡視員章	［略］	
	制式	1　梨地の横板の中央に日章及び日章台を、日章台の両側及び横板の下方に桜葉を付ける。 2　横板に緑色の線二条を溝にして入れる。 3　形状は、図十六のとおりとする。
識別章	［略］	
	制式	1　本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。 2　番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。 3　形状は、図十七のとおりとする。

備考

［一～三　略］

四　交通巡視員章及び識別章は、図十八のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

ネクタイ	冬ネクタイ	［同上］
	合ネクタイ	
	地質	［同上］
		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
［同上］		
帯革	［同上］	
	制式	1　遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。 2　形状は、図十三のとおりとする。
交通巡視員章	［同上］	
	制式	1　梨地の横板の中央に日章及び日章台を、日章台の両側及び横板の下方に桜葉を付ける。 2　横板に緑色の線二条を溝にして入れる。 3　形状は、図十四のとおりとする。
識別章	［同上］	
	制式	1　本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。 2　番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。 3　形状は、図十五のとおりとする。

備考

［一～三　同上］

四　交通巡視員章及び識別章は、図十六のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

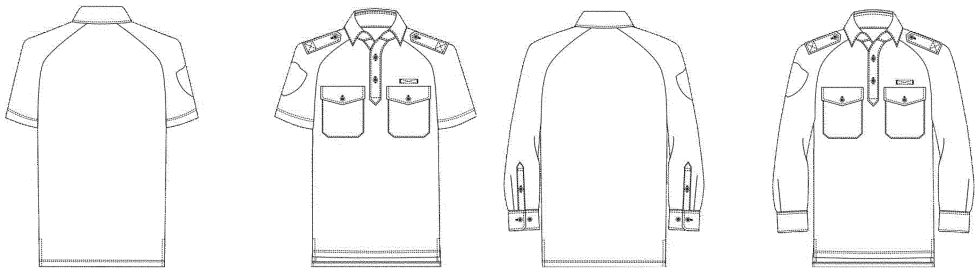
図三　夏服上衣第一種

［略］

図四　夏服上衣第二種

半　袖　　長　袖

後　面　　前　面　　後　面　　前　面



五　図一から図十八までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

［図一・図二　略］

図三　夏服上衣

［同上］

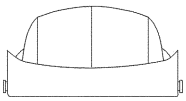
五　図一から図十六までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

［図一・図二　同上］

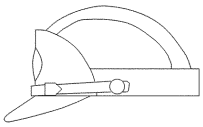
図九～図十八　［略］

図八　冬活動帽子

後　面

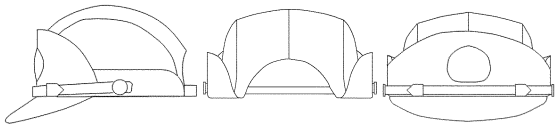


側　面

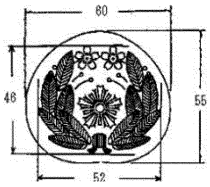


図七　冬活動帽子

側　面　後　面　前　面



記　章



耳ボタン

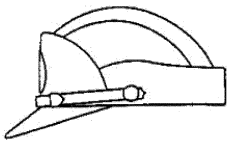


図六　［略］　　図五　［略］

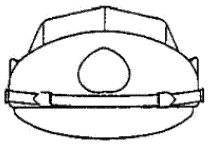
図七～図十六　［同上］　［二つずつ繰り下げる。］

図六　冬活動帽子

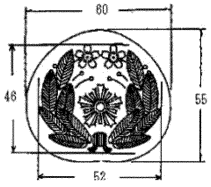
側　面



前　面



記　章



耳ボタン



図五　［同上］　　図四　［同上］

二　交通巡視員（女性）

制服	冬服	上衣	［略］	
			地質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
		［略］		
		［略］		
	合服	上衣	［略］	
			地質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
		［略］		
		［略］		
		ズボン	色	上衣と同色とする。
			制式	形状を図三のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）冬服ズボンと同様とする。
			地質	上衣と同質とする。

二　交通巡視員（女性）

制服	冬服	上衣	［同上］	
			地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
		［同上］		
		［同上］		
	合服	上衣	［同上］	
			地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
		［同上］		
		［同上］		
		スカート	色	上衣と同色とする。
			地質	上衣と同質とする。
			制式	1　タイトスカートとする。 2　腰部にベルト通し五本を付ける。 3　両側及び後面右にポケット各一個を設ける。後面右のポケットには蓋及び紺色樹脂ボタン各一個を付ける。 4　前面にボックスプリーツを設ける。 5　後面の裾にスリットを入れる。 6　形状は、図三のとおりとする。
		ズボン	色	上衣と同色とする。
			地質	上衣と同質とする。
			制式	1　長ズボンとする。 2　ベルト通し及びポケットは、スカートと同様とする。 3　形状は、図四のとおりとする。

［略］

ズボン	色		上衣と同色とする。
	地質		上衣と同質とする。
	制式		冬服ズボンと同様とする。
夏服 上衣	第一種	色	交通巡視員（男性）夏服上衣第一種と同色とする。
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。
		制式	1　前身内合わせを右上前とする。 2　長袖の袖口には黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。 3　1及び2のほかは、交通巡視員（男性）夏服上衣第一種と同様とする。 4　形状は、図四のとおりとする。
	第二種	色	交通巡視員（男性）夏服上衣第二種と同色とする。
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とする。
		制式	交通巡視員（男性）夏服上衣第二種と同様とする。
ベスト	［略］		
	地質		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。

［同上］

スカート	色		上衣と同色とする。
	地質		上衣と同質とする。
	制式		冬服スカートと同様とする。
ズボン	色		上衣と同色とする。
	地質		上衣と同質とする。
	制式		冬服ズボンと同様とする。
夏服 上衣	色		交通巡視員（男性）夏服上衣と同色とする。
	地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	制式		1　前身内合わせを右上前とする。 2　長袖の袖口には黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。 3　1及び2のほかは、交通巡視員（男性）夏服上衣と同様とする。 4　形状は、図五のとおりとする。
ベスト	［同上］		
	地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。

制式			1　背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。 2　形状は、図五のとおりとする。
ズボン	色		ベストと同色とする。
	地質		ベストと同質とする。
	制式		冬服ズボンと同様とする。
活動服			
冬活動服			
	［略］		
	制式		1　肩章は、幅を均等とするほかは、冬服上衣と同様とする。 2　前身内合わせを右上前とする。 3　前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはファスナー一本を付ける。 4　1から3までのほかは、交通巡視員（男性）冬活動服と同様とする。 5　形状は、図六のとおりとする。
［略］			
制帽			
冬帽子	色		冬服上衣と同色又は濃紺色とする。
	地質		冬服上衣と同質又はフェルトとする。
	制式	［略］	形状は、図七のとおりとする。
合帽子 夏帽子	［略］		
	地質		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	［略］		

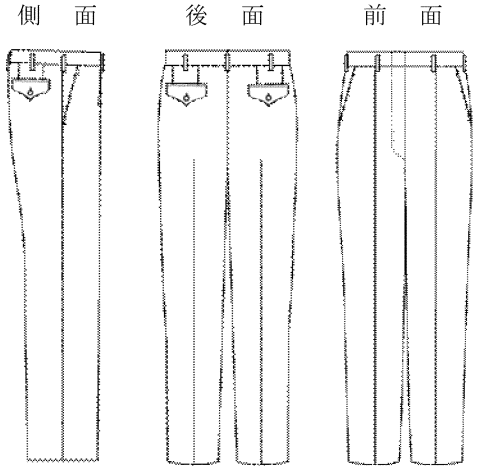
制式			1　背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。 2　形状は、図六のとおりとする。
スカート	色		ベストと同色とする。
	地質		ベストと同質とする。
	制式		冬服スカートと同様とする。
ズボン	色		ベストと同色とする。
	地質		ベストと同質とする。
	制式		冬服ズボンと同様とする。
活動服			
冬活動服			
	［同上］		
	制式		1　肩章は、幅を均等とするほかは、冬服上衣と同様とする。 2　前身内合わせを右上前とする。 3　前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはファスナー一本を付ける。 4　1から3までのほかは、交通巡視員（男性）冬活動服と同様とする。 5　形状は、図七のとおりとする。
［同上］			
制帽			
冬帽子	色		濃紺色とする。
	地質		フェルトとする。
	制式	［同上］	形状は、図八のとおりとする。
合帽子 夏帽子	［同上］		
	地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	［同上］		

活動帽		
冬活動帽子	［略］	
	制式	記章の寸法を図八のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）冬活動帽子と同様とする。
合活動帽子 夏活動帽子	［略］	
	地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。ただし、天井にあつては毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とすることができる。
［略］		
［略］		
制服用 冬ワイシャツ 合ワイシャツ		
［略］		
	地質	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	制式	1　肩章は紺色とする。 2　襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3　長袖とする。 4　1から3までのほかは、夏服上衣第一種と同様とする。
［略］		
交通巡視員章		
		寸法を図九のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）交通巡視員章と同様とする。
［略］		

活動帽		
冬活動帽子	［同上］	
	制式	記章の寸法を図九のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）冬活動帽子と同様とする。
合活動帽子 夏活動帽子	［同上］	
	地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
［同上］		
［同上］		
制服用 冬ワイシャツ 合ワイシャツ		
［同上］		
	地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
	制式	1　肩章は紺色とする。 2　襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3　長袖とする。 4　1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。
［同上］		
交通巡視員章		
		寸法を図十のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）交通巡視員章と同様とする。
［同上］		

備考
［一～三　略］
四　交通巡視員章及び識別章の取付け位置は、交通巡視員（男性）の場合と同様とする。ただし、交通巡視員章及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十のとおりとする。
五　図一から図九までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
［図一・図二　略］

図三　冬服ズボン



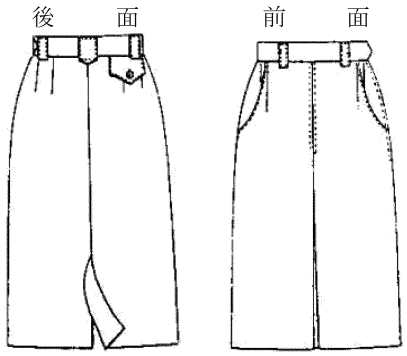
図四　夏服上衣第一種
［略］

図五～図十　［略］

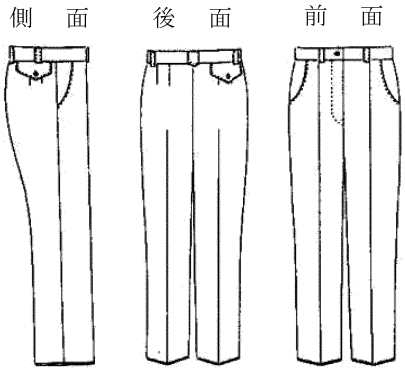
備考　表中の［　］の記載は注記である。

備考
［一～三　同上］
四　交通巡視員章及び識別章の取付け位置は、交通巡視員（男性）の場合と同様とする。ただし、交通巡視員章及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十一のとおりとする。
五　図一から図十までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
［図一・図二　同上］

図三　冬服スカート



図四　冬服ズボン



図五　夏服上衣
［同上］

図六～図十一　［同上］
［一つずつ繰り上げる。］

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（警察官の服制に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に男性警察官に支給されている活動帽は、当分の間、第一条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則（次項において「新規則」という。）別表に規定する男性警察官活動帽とみなす。

２　この規則の施行の際現に女性警察官に支給されているズボン若しくは活動帽又は貸与されている階級章は、当分の間、それぞれ新規則別表に規定する女性警察官ズボン若しくは女性警察官活動帽又は女性警察官階級章とみなす。

（交通巡視員の服制に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この規則の施行の際現に交通巡視員（女性）に支給されているズボンは、当分の間、第二条の規定による改正後の交通巡視員の服制に関する規則別表に規定する交通巡視員（女性）ズボンとみなす。

○個人情報保護委員会規則第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

個人情報保護委員会委員長代理委員　大島　周平

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整理に関する規則

（特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正）

第一条　特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

附　則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第五号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

改正後	
担当	職務
経済財政運営担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 １　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務並びに政策統括

別表

改正前	
担当	職務
経済財政運営担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 １　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務並びに政策統括

官（経済社会システム担当）、政策統括官（経済財政分析担当）及び政策統括官（共生・共助担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一・二　略］ 三　経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（本号四に掲げるものを除く。） 四　［略］ 2　経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省並びに政策統括官（経済社会システム担当）、政策統括官（経済財政分析担当）及び政策統括官（共生・共助担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［3～10　略］	経済社会システム担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一・二　略］ 三　経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項のうち経済社会システムに関する事項（政策統括官（共生・共助担当）の所掌に属するものを除く。） 四　［略］ ［2～7　略］	
［略］	原子力防災担当
［略］	
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。以下単に「原子力災害」という。）に対する対策に関するものに限る。）の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一・二　略］ ［2～5　略］	
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　［略］ 二　本号一に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項 ［2～5　略］	沖縄政策担当

官（経済社会システム担当）及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一・二　同上］ 三　経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号に掲げるものを除く。） 四　［同上］ 2　経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省並びに政策統括官（経済社会システム担当）及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［3～10　同上］	経済社会システム担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一・二　同上］ 三　経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項のうち経済社会システムに関する事項 四　［同上］ ［2～7　同上］	
［同上］	原子力防災担当
［同上］	
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。以下単に「原子力災害」という。）に対する対策に関するものに限る。）の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一・二　同上］ ［2～5　同上］	
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　［同上］ 二　前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項 ［2～5　同上］	沖縄政策担当

共生・共助担当	
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項のうち経済社会システムに関する事項（成果連動型民間委託契約による事業（以下「成果連動型事業」という。）等の推進に関するものに限る。） 二・三　［略］ 2　［略］ 3　経済に関する基本的かつ重要な政策のうち次に掲げる事項の関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。 一　成果連動型事業等に関する事項 二　就職氷河期世代等支援に関する事項 4・5　［略］ 6　国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策のうち次に掲げる事項の企画及び立案並びに推進に関すること。 一　成果連動型事業等の推進に関する事項 二　公共分野における民間非営利団体等の参加及び多様な主体の連携の促進による共助社会づくりの推進に関する事項 7～13　［略］ 14　公益社団法人及び公益財団法人に関すること。 15　特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備等法」という。）第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。以下この号において同じ。）の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び整備等法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関すること。	

共生・共助担当	
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［号の細分を加える。］ 一・二　［同上］ 2　［同上］ ［号を加える。］ 3・4　［同上］ 5　国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策のうち公共分野における民間非営利団体等の参加及び多様な主体の連携の促進による共助社会づくりの推進に係る政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 6～12　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

告示

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第６号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和58年人事院公示第４号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一　（略）	一　（略）
二　人事院規則16―２（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）に規定する次に掲げる事項	二　人事院規則16―２（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）に規定する次に掲げる事項
⑴　（略）	⑴　（略）
（削る）	⑵　第２条の２の規定に基づき、実施機関が船員の平均給与額を算定する場合に日額旅費（当該船員が行政執行法人の職員である場合にあっては、これに相当するもの）又は旅行手当（当該船員が行政執行法人の職員である場合にあっては、これに相当するもの）のうちの一部で人事院が定めることとされているものについて定めること。
⑵　（略）	⑶　（略）
⑶　第６条の２第１項第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。	⑷　第６条の２第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。
⑷　（略）	⑸　（略）

三　人事院規則16―３（災害を受けた職員の福祉事業）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑶　（略） （３の２）　第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。 ⑷～⑿　（略） 四　人事院規則16―４（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑯　（略） （削る） ３・４　（略）	三　人事院規則16―３（災害を受けた職員の福祉事業）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑶　（略） （新設） ⑷～⑿　（略） 四　人事院規則16―４（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑯　（略） ⑰　第37条の規定により読み替えて適用する第30条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている日について定めること。 ３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第７号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16―０（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表	**別表**

期間の区分	率（単位％）
昭和60年６月30日以前	153（補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、145）
昭和60年７月１日から昭和61年３月31日まで	145
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	141
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	139
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	135
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	131
平成２年４月１日から平成３年３月31日まで	126
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	121
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	117
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	114
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	112
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	110
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	108
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	106
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	104

期間の区分	率（単位％）
昭和60年６月30日以前	149（補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、141）
昭和60年７月１日から昭和61年３月31日まで	141
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	137
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	135
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	132
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	127
平成２年４月１日から平成３年３月31日まで	122
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	118
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	114
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	111
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	109
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	107
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	105
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	103
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	101

平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	102
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	101
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	101
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	103
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	104
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	105
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	105
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	105
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	105
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	105
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	105
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	105
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	105
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	105
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	105
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	105
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	105

平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	100
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	99
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	99
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	101
平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	102
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	102
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	102
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	102
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	102
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	102
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	102
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	102
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	102
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	102
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	102
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	102
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	102

平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	104
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	104
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	104
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	104
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	104
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	104
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	104
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	103

平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	102
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	101
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	101
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	101
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	101
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	101
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	101

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第８号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

別表第１

年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	5,499	13,975
20歳以上25歳未満	6,143	13,975
25歳以上30歳未満	6,703	15,237

改　正　前

別表第１

年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	5,263	13,442
20歳以上25歳未満	5,872	13,442
25歳以上30歳未満	6,380	14,842

30歳以上35歳未満	7,023	18,016
35歳以上40歳未満	7,326	20,864
40歳以上45歳未満	7,576	22,564
45歳以上50歳未満	7,766	23,666
50歳以上55歳未満	7,711	25,354
55歳以上60歳未満	7,348	26,187
60歳以上65歳未満	6,192	22,694
65歳以上70歳未満	4,200	17,484
70歳以上	4,200	13,975

30歳以上35歳未満	6,712	17,619
35歳以上40歳未満	7,078	20,649
40歳以上45歳未満	7,268	21,971
45歳以上50歳未満	7,433	22,886
50歳以上55歳未満	7,290	24,916
55歳以上60歳未満	6,975	25,385
60歳以上65歳未満	5,860	21,314
65歳以上70歳未満	4,060	16,075
70歳以上	4,060	13,442

2　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第９号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の４第２項第２号並びに人事院規則16―０（職員の災害補償）第33条の２第１項及び第２項並びに第33条の11の規定に基づき、平成４年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前

別表第１

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から平成３年３月31日まで	131
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	126
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	121
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	117
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	114
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	112
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	110
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	108
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	106
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	104
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	102
平成13年４月１日から平成14年３月31日まで	101
平成14年４月１日から平成15年３月31日まで	101
平成15年４月１日から平成16年３月31日まで	103
平成16年４月１日から平成17年３月31日まで	104
平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	105
平成18年４月１日から平成19年３月31日まで	105
平成19年４月１日から平成20年３月31日まで	105

別表第１

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から平成３年３月31日まで	127
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	122
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	118
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	114
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	111
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	109
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	107
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	105
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	103
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	101
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	100
平成13年４月１日から平成14年３月31日まで	99
平成14年４月１日から平成15年３月31日まで	99
平成15年４月１日から平成16年３月31日まで	101
平成16年４月１日から平成17年３月31日まで	102
平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	102
平成18年４月１日から平成19年３月31日まで	102
平成19年４月１日から平成20年３月31日まで	102

平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	105
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	105
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	105
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	105
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	105
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	105
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	105
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	105
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	105
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	104
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	104
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	104
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	104
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	104
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	104
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	104

平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	102
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	102
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	102
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	102
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	102
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	102
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	102
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	102
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	102
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	102
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	101
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	101
令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	101
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	101
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	101
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	101

令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで	103

別表第２

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から 平成３年３月31日まで	126
平成３年４月１日から 平成４年３月31日まで	121
平成４年４月１日から 平成５年３月31日まで	117
平成５年４月１日から 平成６年３月31日まで	114
平成６年４月１日から 平成７年３月31日まで	112
平成７年４月１日から 平成８年３月31日まで	110
平成８年４月１日から 平成９年３月31日まで	108
平成９年４月１日から 平成10年３月31日まで	106
平成10年４月１日から 平成11年３月31日まで	104
平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	102
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	101
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	101
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	103

別表第２

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から 平成３年３月31日まで	122
平成３年４月１日から 平成４年３月31日まで	118
平成４年４月１日から 平成５年３月31日まで	114
平成５年４月１日から 平成６年３月31日まで	111
平成６年４月１日から 平成７年３月31日まで	109
平成７年４月１日から 平成８年３月31日まで	107
平成８年４月１日から 平成９年３月31日まで	105
平成９年４月１日から 平成10年３月31日まで	103
平成10年４月１日から 平成11年３月31日まで	101
平成11年４月１日から 平成12年３月31日まで	100
平成12年４月１日から 平成13年３月31日まで	99
平成13年４月１日から 平成14年３月31日まで	99
平成14年４月１日から 平成15年３月31日まで	101

平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	104
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	105
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	105
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	105
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	105
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	105
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	105
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	105
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	105
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	105
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	105
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	105
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	105
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	104
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	104
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	104
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	104

平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	102
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	102
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	102
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	102
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	102
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	102
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	102
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	102
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	102
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	102
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	102
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	102
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	102
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	102
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	101
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	101
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	101

令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	104
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	104
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	104
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	103
令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで	100

令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	101
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	101
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	101
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	100

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第10号

人事院は、人事院規則16―０（職員の災害補償）第18条第１項の規定に基づき、平成８年人事院公示第11号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　平均給与額の最低保障額は、4,200円とする。	１　平均給与額の最低保障額は、4,060円とする。
２・３　（略）	２・３　（略）

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

土地家屋調査士法第３条第２項第２号の規定に基づく認定を受けた者の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第２項第２号の規定に基づき民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者の氏名を次のとおり公告する。

令和７年３月31日　　法務大臣　鈴木　馨祐

申請法務局　東京

申請番号	氏名	申請番号	氏名
1	山崎　智英	2	伊藤　孝浩
3	渡邉　幸市	4	荒井　泰代
5	芝垣　雅史	6	茅野　正行
7	小川　薫	8	稲積　雄気
9	清水　知鶴	10	八島　隆晃

申請法務局　横浜

2	阿部　隆行	3	河本　善行

申請法務局　さいたま

1	田村　和也	2	成瀬　良貴
3	水澤　巧	4	阿左美　学
5	岸　俊幸	6	宮澤　一晃
7	曽山　継志		

申請法務局　千葉

1	井上　達	2	香取　信靖
3	塩野　敬介	4	中村　勇介
5	伊藤　孝臣	6	藤野　航平
7	黒田　春菜	8	渡邉　研太
9	奥田　拓	10	金谷　里美
11	山下　典司	12	泉井　浩二

申請法務局　宇都宮
1　松原　慎介　2　渡邉　大稀
3　福富　義雄　4　三ヶ田和裕
申請法務局　前橋
1　藤川　八潮　2　桜井　信雄
申請法務局　静岡
1　中野　立貴　2　村田　一平
3　坪内　基晃　4　久嶋　章弘
申請法務局　甲府
1　白須　良平
申請法務局　長野
1　日比　雅也　2　宮澤　佑一
3　渡邉　温美　4　中村　雅也
5　蓑輪　雄司
申請法務局　新潟
1　田中　宏樹
申請法務局　大阪
1　峯近　真一　2　上坂　直之
3　山田　拓　4　永木　順載
5　金光　豊　6　文野　貴司
申請法務局　京都
1　衛藤　直久
申請法務局　神戸
1　中西　隆博　2　草ケ谷岳男
3　濱村　吉昭　4　尾上　裕行
5　中嶋康次郎　6　細川　文恵
7　平塚　勇太
申請法務局　奈良
1　髙瀬　雅祥　2　吉田　隼也
申請法務局　大津
1　藤本　夏樹
申請法務局　名古屋
1　角谷　知広　2　鈴木　一郎
3　宮地　佳幸　4　酒井　謙吾
申請法務局　津
1　岩本　哲也
申請法務局　岐阜
1　日比野孔明
申請法務局　金沢
1　上出　秀樹
申請法務局　富山
1　石黒　史隆　2　越場　昭晶
3　堀　英樹　4　橋本　彰宏
5　森　匠平

申請法務局　広島
1　岡野　隼也　2　城樂　唯人
3　山口　正展　4　田中　佑弥
6　木村　洋輔　7　太田　勇一
8　磯邉　悠太　9　河野　聖
申請法務局　山口
1　田村　武久　2　立山　良祐
3　諏訪　吉徳　4　西本　貴俊
申請法務局　岡山
1　大本　裕幸　2　波多野育代
3　坂本　大輔
申請法務局　福岡
1　富原　幸二　2　有冨　秀政
3　福島　玄大　4　山本　大輔
5　佐野　公紀　6　古木康太郎
7　村岡　健一　8　添田　弘崇
9　石矢　純　10　山田　浩嗣
11　新居田一彦　12　月井　千尋
13　中園有希恵　14　中村　亮
15　光安　隆豊　16　池田　直之
17　永田　翔一　18　砂田　武義
19　渡リ　尚史　20　山本洸次朗
21　村山　和巳　22　坂本　祐二
23　鹿田　昇治　24　鈴木　智範
申請法務局　佐賀
1　椎葉　裕史
申請法務局　長崎
1　井村　卓司　2　宇土　郁哉
申請法務局　大分
1　近藤　寛亮
申請法務局　鹿児島
1　中森祐一郎
申請法務局　宮崎
1　堀　純平　2　壹岐　洋一
3　宮田　紘意　4　松﨑　伸哉
申請法務局　仙台
1　和田　晃　2　伊藤　賢一
申請法務局　福島
1　樫村　雄大
申請法務局　秋田
1　相田新一朗　2　太田　剛史
3　原田　和宗
申請法務局　札幌
1　浜地　宏一
申請法務局　函館
1　増子　涼
申請法務局　高知
1　江口　揚亮

令和７年度塩需給見通しの公表について

塩事業法（平成８年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、令和７年度塩需給見通しを次のとおり策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

令和７年３月31日　　財務大臣　加藤　勝信

令和７年度塩需給見通し

（単位：千トン）

項目＼用途別	生活用	業務用	ソーダ工業用	合計
需要見込数量（A）	120	(604) 1,584	6,211	7,915
期首在庫（B）	43	188	855	1,086
供給見込数量（C）	134	1,827	6,192	8,153
うち国内産	104	732	—	836
外国産	30	1,094	(30) 6,192	7,317
計（D）＝（B）＋（C）	177	2,015	7,047	9,239
期末在庫（D）－（A）	57	431	836	1,324

(注)

１．○「生活用」は、主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるものである。
○「業務用」は、食料品その他の物資の製造、融氷雪用等に使用されるもの（ソーダ工業用を除く。）である。
○「ソーダ工業用」は、かせいソーダ、ソーダ灰等の特定化学製品の製造に使用されるものである。
○需要見込数量の業務用欄の（　）内は、食料品製造業用の数量で内数である。
○供給見込数量のうち「外国産」は、輸入された塩及び輸入された塩をもとにして製造された塩の数量であり、ソーダ工業用欄の（　）内は副産塩の数量で内数である。

２．塩需給見通しは、塩事業法に基づく登録を受けた業者（製造・輸入・卸売）及び塩事業センターからの令和７年１月末時点の販売見込数量等の報告に基づき策定している。

３．単位未満四捨五入のため、不突合を生じる場合がある。

北海地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月三十一日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日　　北海地方整備局長　髙松　　論

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 占用を制限する区域　区域
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月一日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月三十一日　中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　一号
(三) 占用を制限する区域　区域
島田市菊川地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

中部地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。
令和７年３月31日　中部地方整備局長　佐藤　寿延

道路の種類　路線名　区間
一般国道　41号　高山市上岡本町１丁目38番から同市冬頭町1041番１までの上下線

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月三十一日　中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 占用を制限する区域　区域
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十一号及び三百十九号
(三) 占用を制限する区域　区域
丸亀市飯野町西分字川緑甲六〇九番四から同市飯野町西分字川緑乙一番一地先まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川国道事務所

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第１号
家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山梨県貴金属製品製造業最低工賃（令和４年山梨労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。
令和７年３月31日　山梨労働局長　髙西　盛登

山梨県貴金属製品製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　山梨県の区域内で貴金属製品製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、作業工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　　目	作　　業　　工　　程	金　　額
ピアス （プレス製に限る）	ろう付け	１か所につき ９円50銭
	石留め（爪留め）	１個につき　　13円
リング ペンダント ブローチ イヤリング ピアス	ワックスパターン取り （ゴム型に中子が発生しないもの）	１個につき ９円50銭

備考　品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。

4　効力発生の日　令和７年４月30日

官　報

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和６年度の令和７年１月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和７年３月31日　財　務　省

１　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科　目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	73,435,000,000	6,671,188,211	21,833,689,828	28,504,878,039	△44,930,121,960	38.8
租税	72,393,000,000	6,592,987,795	21,233,789,746	27,826,777,541	△44,566,222,458	38.4
所得税	20,109,000,000	1,042,062,972	7,768,865,410	8,810,928,383	△11,298,071,616	43.8
法人税	18,054,000,000	3,132,919,489	1,686,339,278	4,819,258,768	△13,234,741,231	26.6
相続税	3,387,000,000	317,359,462	1,370,757,045	1,688,116,507	△1,698,883,492	49.8
消費税	24,343,000,000	1,823,658,396	7,546,846,778	9,370,505,175	△14,972,494,824	38.4
酒税	1,209,000,000	10,265,396	517,498,211	527,763,607	△681,236,392	43.6
たばこ税	948,000,000	28,062,087	489,348,312	517,410,400	△430,589,599	54.5
揮発油税	2,018,000,000	88,796,109	765,752,425	854,548,535	△1,163,451,464	42.3
石油ガス税	4,000,000	285,173	1,862,517	2,147,690	△1,852,309	53.6
航空機燃料税	32,000,000	940,023	16,547,401	17,487,425	△14,512,574	54.6
石油石炭税	606,000,000	48,399,497	217,089,526	265,489,023	△340,510,976	43.8
電源開発促進税	311,000,000	3,164,993	155,107,219	158,272,212	△152,727,787	50.8
自動車重量税	402,000,000	32,518,329	190,371,123	222,889,452	△179,110,547	55.4
国際観光旅客税	44,000,000	3,507,691	21,461,297	24,968,988	△19,031,011	56.7
関税	917,000,000	60,352,629	480,824,807	541,177,436	△375,822,563	59.0
とん税	9,000,000	694,941	5,114,766	5,809,707	△3,190,292	64.5
地価税	—	600	3,624	4,224	4,224	—
印紙収入						
印紙収入	1,042,000,000	78,200,416	599,900,082	678,100,498	△363,899,501	65.0
官業益金及官業収入						
官業収入	55,346,775	3,854,494	41,298,729	45,153,223	△10,193,551	81.5
政府資産整理収入	247,697,656	7,875,150	116,801,390	124,676,540	△123,021,115	50.3
国有財産処分収入	65,337,718	1,018,352	37,028,056	38,046,408	△27,291,309	58.2
回収金等収入	182,359,938	6,856,798	79,773,334	86,630,132	△95,729,805	47.5

雑収入	9,078,438,845	108,556,920	5,444,898,599	5,553,455,520	△ 3,524,983,324	61.1
国有財産利用収入	108,628,278	5,295,008	102,328,148	107,623,156	△ 1,005,121	99.0
納付金	2,000,363,567	38,351,416	754,874,927	793,226,344	△ 1,207,137,222	39.6
諸収入	6,969,447,000	64,910,496	4,587,695,523	4,652,606,020	△ 2,316,840,979	66.7
公債金						
公債金	42,139,000,000	3,453,799,611	23,313,599,498	26,767,399,109	△ 15,371,600,890	63.5
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	1,559,490,450	—	12,622,766,662	12,622,766,662	11,063,276,212	809.4
合計	126,514,973,726	10,245,274,388	63,373,054,709	73,618,329,097	△ 52,896,644,628	58.1

(2) 歳出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	11,121,569	436,064	3,862,363	4,298,428	6,823,140	38.6
国会	141,000,969	8,866,205	93,498,428	102,364,633	38,636,336	72.5
裁判所	367,688,254	18,747,580	235,962,046	254,709,626	112,978,627	69.2
会計検査院	17,584,448	1,009,714	11,438,037	12,447,752	5,136,696	70.7
内閣	216,553,787	6,442,858	58,439,665	64,882,523	151,671,264	29.9
内閣府	6,858,993,561	670,241,545	2,562,015,941	3,232,257,487	3,626,736,074	47.1
デジタル庁	295,735,278	7,514,107	71,432,996	78,947,103	216,788,174	26.6
総務省	22,500,000,367	61,839,081	21,255,314,121	21,317,153,202	1,182,847,165	94.7
法務省	972,022,211	71,734,488	581,916,113	653,650,602	318,371,608	67.2
外務省	1,095,017,200	64,940,679	572,033,958	636,974,637	458,042,562	58.1
財務省	28,190,716,619	360,290,165	19,440,157,495	19,800,447,661	8,390,268,957	70.2
文部科学省	7,625,323,724	954,363,421	4,167,855,856	5,122,219,277	2,503,104,446	67.1
厚生労働省	35,431,563,817	1,191,423,789	25,927,417,010	27,118,840,799	8,312,723,018	76.5
農林水産省	4,100,349,178	276,853,327	1,451,355,292	1,728,208,619	2,372,140,559	42.1
経済産業省	7,055,568,191	897,093,987	1,627,241,178	2,524,335,166	4,531,233,024	35.7
国土交通省	12,260,983,447	313,102,810	2,279,051,096	2,592,153,906	9,668,829,540	21.1
環境省	784,903,563	30,085,589	169,704,501	199,790,091	585,113,472	25.4
防衛省	9,653,123,744	481,507,869	4,870,893,301	5,352,401,171	4,300,722,573	55.4
合計	137,578,249,935	5,416,493,286	85,379,589,404	90,796,082,691	46,782,167,243	65.9

2 特別会計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合
交付税及び譲与税配付金						%
歳入	54,847,500,520	4,958,010,937	36,525,097,956	41,483,108,894	△ 13,364,391,625	75.6
歳出	54,656,405,543	23,138,787	51,117,179,840	51,140,318,628	3,516,086,914	93.5
地震再保険						
歳入	113,328,344	5,960,040	79,675,733	85,635,773	△ 27,692,570	75.5
歳出	113,328,344	251,614	3,555,737	3,807,351	109,520,992	3.3
国債整理基金						
歳入	220,562,640,946	9,466,236,383	185,125,270,345	194,591,506,728	△ 25,971,134,217	88.2
歳出	223,628,261,741	8,076,024,102	168,203,541,300	176,279,565,403	47,348,696,338	78.8
外国為替資金						
歳入	4,462,964,631	13,833	657,792,915	657,806,748	△ 3,805,157,882	14.7
歳出	1,317,220,070	29,740,812	247,317,843	277,058,655	1,040,161,414	21.0
財政投融資						
財政融資資金勘定						
歳入	23,083,213,951	24,826,853	17,931,577,961	17,956,404,815	△ 5,126,809,135	77.7
歳出	23,083,280,677	1,153,977	17,983,433,225	17,984,587,203	5,098,693,473	77.9
投資勘定						
歳入	823,354,589	31,476	776,487,883	776,519,360	△ 46,835,228	94.3
歳出	578,418,929	7,174	172,896,530	172,903,704	405,515,224	29.8
特定国有財産整備勘定						
歳入	51,926,765	83	37,065,437	37,065,521	△ 14,861,243	71.3
歳出	9,427,116	7,624	3,873,332	3,880,956	5,546,159	41.1
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定						
歳入	4,020,840,565	469,837,542	1,896,487,113	2,366,324,655	△ 1,654,515,909	58.8
歳出	4,803,598,286	156,826,606	2,323,769,146	2,480,595,753	2,323,002,532	51.6
電源開発促進勘定						
歳入	424,124,543	91,769,851	136,175,681	227,945,533	△ 196,179,009	53.7
歳出	451,079,861	53,130,067	111,195,946	164,326,013	286,753,848	36.4
原子力損害賠償支援勘定						
歳入	12,599,062,972	976,830,873	6,449,333,738	7,426,164,611	△ 5,172,898,360	58.9
歳出	12,599,062,972	742,699,000	6,449,135,000	7,191,834,000	5,407,228,972	57.0
労働保険						
労災勘定						
歳入	1,260,201,381	124,547,670	860,474,357	985,022,028	△ 275,179,352	78.1
歳出	1,093,786,921	57,022,080	778,639,110	835,661,190	258,125,731	76.4
雇用勘定						
歳入	3,630,715,216	538,901,143	2,120,445,800	2,659,346,943	△ 971,368,272	73.2
歳出	3,295,717,736	222,324,688	2,140,612,678	2,362,937,366	932,780,370	71.6
徴収勘定						
歳入	4,280,263,387	420,192,163	3,202,278,594	3,622,470,758	△ 657,792,628	84.6
歳出	4,280,263,387	665,066,093	2,373,209,262	3,038,275,355	1,241,988,031	70.9
年金						
基礎年金勘定						
歳入	30,344,956,289	904,728	25,165,968,145	25,166,872,874	△ 5,178,083,414	82.9
歳出	30,344,956,289	693,073,998	20,754,481,181	21,447,555,180	8,897,401,108	70.6

国民年金勘定						
歳入	4,244,113,164	109,080,461	3,276,208,918	3,385,289,380	△ 858,823,783	79.7
歳出	4,244,113,164	10,130,152	3,480,546,132	3,490,676,285	753,436,878	82.2
厚生年金勘定						
歳入	51,577,228,424	7,267,803,998	36,354,538,064	43,622,342,063	△ 7,954,886,360	84.5
歳出	51,577,228,424	180,909,621	41,347,626,890	41,528,536,511	10,048,691,912	80.5
健康勘定						
歳入	12,804,393,312	2,175,367,502	8,102,030,144	10,277,397,646	△ 2,526,995,665	80.2
歳出	12,804,393,312	890,614,124	9,455,522,413	10,346,136,537	2,458,256,774	80.8
子ども・子育て支援勘定						
歳入	3,949,320,210	747,339,088	2,997,191,331	3,744,530,420	△ 204,789,789	94.8
歳出	3,991,007,049	89,660,256	2,646,835,323	2,736,495,579	1,254,511,469	68.5
業務勘定						
歳入	494,350,935	46,233,972	387,478,973	433,712,945	△ 60,637,989	87.7
歳出	494,350,935	30,740,833	285,543,474	316,284,308	178,066,626	63.9
食料安定供給						
農業経営安定勘定						
歳入	241,376,484	2,294	245,743,876	245,746,170	4,369,686	101.8
歳出	241,376,484	1,206,236	163,822,571	165,028,808	76,347,675	68.3
食糧管理勘定						
歳入	1,021,356,205	52,638,280	452,670,378	505,308,658	△ 516,047,546	49.4
歳出	1,034,547,484	39,333,885	571,929,557	611,263,442	423,284,041	59.0
農業再保険勘定						
歳入	99,433,405	1,655,220	52,102,301	53,757,522	△ 45,675,882	54.0
歳出	95,559,724	4,924,242	41,701,751	46,625,993	48,933,730	48.7
漁船再保険勘定						
歳入	8,053,950	602,751	5,764,276	6,367,027	△ 1,686,922	79.0
歳出	7,005,201	547,601	2,705,256	3,252,858	3,752,342	46.4
漁業共済保険勘定						
歳入	28,804,554	3,020	9,245,834	9,248,854	△ 19,555,699	32.1
歳出	12,451,679	236,867	7,904,193	8,141,061	4,310,617	65.3
業務勘定						
歳入	23,373,888	840,240	8,278,892	9,119,133	△ 14,254,754	39.0
歳出	23,373,888	802,646	8,186,677	8,989,323	14,384,564	38.4
国営土地改良事業勘定						
歳入	7,528,006	27,993	3,808,498	3,836,492	△ 3,691,513	50.9
歳出	10,194,569	130,379	1,913,600	2,043,980	8,150,588	20.0
国有林野事業債務管理						
歳入	339,540,120	—	242,981,696	242,981,696	△ 96,558,423	71.5
歳出	339,540,120	—	242,981,696	242,981,696	96,558,423	71.5
特許						
歳入	236,925,240	13,300,223	223,139,669	236,439,892	△ 485,347	99.7
歳出	154,013,711	16,130,432	80,656,278	96,786,710	57,227,000	62.8
自動車安全						
自動車事故対策勘定						
歳入	86,019,914	4,469,448	80,615,285	85,084,733	△ 935,180	98.9
歳出	26,248,775	1,763,465	15,529,128	17,292,594	8,956,180	65.8
自動車検査登録勘定						
歳入	46,310,705	2,808,727	37,383,700	40,192,427	△ 6,118,277	86.7
歳出	43,811,833	2,493,426	18,921,880	21,415,306	22,396,526	48.8
空港整備勘定						
歳入	399,326,918	9,813,946	341,942,799	351,756,746	△ 47,570,171	88.0
歳出	475,696,200	18,675,185	173,255,330	191,930,516	283,765,683	40.3
東日本大震災復興						
歳入	681,687,603	56,070,154	408,202,840	464,272,995	△ 217,414,607	68.1
歳出	737,690,669	11,170,934	148,559,633	159,730,567	577,960,101	21.6

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	収入済額又は支出済額 前月までの累計	収入済額又は支出済額 計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
						%
沖縄振興開発金融公庫						
収入	13,679,577	630,504	6,665,701	7,296,206	△ 6,383,370	53.3
支出	11,088,731	514,551	6,437,578	6,952,130	4,136,600	62.6
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務						
収入	224,240,793	13,355,706	103,412,936	116,768,642	△ 107,472,150	52.0
支出	135,916,432	8,154,640	63,140,032	71,294,672	64,621,759	52.4
農林水産業者向け業務						
収入	53,664,823	1,523,912	33,194,120	34,718,032	△ 18,946,790	64.6
支出	51,947,759	1,957,793	24,480,154	26,437,947	25,509,811	50.8
中小企業者向け業務						
収入	173,821,112	6,515,998	67,672,340	74,188,339	△ 99,632,772	42.6
支出	69,797,095	2,940,790	25,665,986	28,606,776	41,190,318	40.9
信用保険等業務						
収入	310,135,418	21,565,293	177,942,319	199,507,613	△ 110,627,804	64.3
支出	845,646,528	35,344,293	338,177,719	373,522,012	472,124,515	44.1
危機対応円滑化業務						
収入	10,576,785	202,576	4,861,009	5,063,586	△ 5,513,198	47.8
支出	71,133,209	4,995,250	24,799,112	29,794,362	41,338,846	41.8
特定事業等促進円滑化業務						
収入	6,505,975	128,242	220,954	349,196	△ 6,156,778	5.3
支出	6,505,974	132,970	214,675	347,646	6,158,327	5.3
株式会社国際協力銀行						
収入	1,760,727,585	116,534,766	1,053,204,241	1,169,739,007	△ 590,988,577	66.4
支出	1,686,616,712	137,027,802	994,025,754	1,131,053,557	555,563,154	67.0
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収入	161,723,257	10,001,030	119,203,812	129,204,842	△ 32,518,414	79.8
支出	182,133,826	6,686,008	103,094,008	109,780,017	72,353,808	60.2

(注)　本表は、各機関からの通知により記載したものである。